

Mitsui Sumitomo
Primary Life
Insurance
Disclosure

—
2021

三井住友海上プライマリー生命の現状

三井住友海上プライマリー生命

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



当社商品プロモーションキャラクター
Rilakkuma™
©2021 Sanrio Co., Ltd. All Rights Reserved.

**お客さま一人ひとりの
大切な願いを叶えるために、
お客さまの「元気で長生き」を支えます。**

三井住友海上プライマリー生命は
お客さまの資産形成を支える保険商品をお届けし、
金融機関窓販の発展とともに成長してまいりました。
今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

個人年金は、未来への贈りもの。

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL: 03-3279-9000 (代表) <https://www.ms-primary.com>



はじめに

皆さまには、日頃より格別のご愛顧を賜り、
厚く御礼申し上げます。

ディスクロージャー誌

「三井住友海上プライマリー生命の現状 2021」

では、事業の概況、財務の状況など、

当社の事業活動についてご説明しています。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただく上で、

少しでもお役に立つことができれば幸いです。

Contents

コーポレート・プロフィール

- 02 トップメッセージ
- 04 三井住友海上プライマリー生命の概要
- 06 お客さま第一の業務運営に関する方針
- 08 「お客さま第一の業務運営に関する方針」の取組み状況
- 10 MS&ADインシュアランスグループについて
- 12 グループ中期経営計画

- 14 代表的な経営指標
- 18 エンベディッド・バリュー (EV)
- 20 内部管理態勢の強化

- 22 お客さま満足度の向上に向けた取組み
- 26 適切に保険金等のお支払いを行うための取組み

- 28 商品の開発状況と販売商品の一覧
- 30 お客さまへの情報提供

- 32 教育・研修の充実に向けた取組み
- 35 情報システムに関する状況
- 36 デジタイゼーションの推進

- 38 コンプライアンスの態勢
- 41 リスク管理の態勢
- 45 個人情報保護への対応

- 46 サステナビリティ

コーポレート・業績データ

- 49 コーポレート・業績データ

本誌は保険業法第 111 条に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。

日頃より、三井住友海上プライマリー生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が引き続き猛威をふるっています。本感染症に罹患された皆さま、影響を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

当社は、三井住友海上プライマリー生命に社名を変更して10周年を迎えました。これからも、「お客さま第一」を活動の原点としながら、超高齢社会の課題の解決等に貢献できる商品・サービスの提供を通じて、お客さま・社会から信頼される企業を目指してまいります。

引き続き変わらぬご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



2020 年度を振り返って

生命保険業界におきましては、厳しい市場環境が続く中、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に対応したきめ細かな商品・サービスの提供等、一層の企業努力が求められています。

このような情勢の中、当社は 2020 年度および 2021 年度を対象期間とする中期経営計画「Vision 2021」ステージ 2 に基づき、持続的な成長と企業価値の向上の実現に向けて取組みを進めました。

営業面では、コロナ禍において、代理店の販売現場でのコンサルティング営業力の向上を支援するために、対面とリモートを組み合わせた「ハイブリッド型営業」を推進しました。オンラインでのコミュニケーションスキル向上を目的とした募集人向け研修コンテンツの提供や、募集人がいつでも学習できる WEB サイト、最新のデジタル機器を導入した代理店向け映像配信スタジオの開設等、リモートでの営業活動をサポートする種々の取組みを企画・推進しました。さらに、外貨建て保険販売の苦情未然防止研修のリニューアル、代理店への契約者情報のデータ連携の拡充や、代理店の契約者アフターフォローの体制強化の支援等の取組みを通じて、募集品質の向上に努めました。

商品面では、「人生 100 年時代」に向けて、多様化するお客さまニーズに応える商品ラインアップの拡充を図りました。生前贈与に活用できる特別終身保険「やさしさ、つなぐ」は、生存給付金の受取り開始時期を翌年にできる「初回支払日 1 年後特約」の新設（2020 年 4 月）、介護・認知症に備える機能を追加した「やさしさ、つなぐ+介護」の発売（2020 年 7 月）や、生存給付金支払日を希望日に指定できる、業界初の「アニバーサリー機能」を追加した「やさしさ、つなぐ 2」の発売（2021 年 4 月）等の商品魅力向上により、引き続き好評をいただき、発売から 4 年 10 カ月で累計販売額 2 兆円を突破しました。さらに、参照指数に連動して年金原資が増加するトンチン年金や、契約の 2 年後から一定額を自由に引き出して使える終身保険等、独自性の高い商品を開発しました。

運用面では、コロナ禍における市場環境の動向に留意しつつ、負債特性の変化に応じた運用ポートフォリオの構築と、適切なリスクの取得によるリターン拡大に努めました。併せて、運用リスク管理およびモニタリング態勢の強化に取り組みました。

オペレーション面では、ペーパーレス申込や、各種帳票のわかりやすさの向上、請求手続きの簡素化等を推進しました。お客さまサービスセンター（コールセンター）では、高齢のお客さまを対象に、

IVR（自動音声応答システム）を経由せずに、オペレーターに直接つながる「ハートフルラインサービス」や、聴覚・発話に障がいのあるお客さまを対象に、通訳オペレーターを介する「手話・筆談通訳サービス」を開始しました。このほか、2年の年月を費やした代理店向けWEBシステムの構造改革を完遂し、商品開発基盤を強化しました。

ビジネススタイルの変革が加速する中、各領域でのデジタルライゼーションの取組みを企画・推進するとともに、データ分析基盤の構築、デジタル人財の育成等を進めました。

また、「お客さま第一の業務運営に関する方針」について、2020年度の取組みを総括した上で、今年6月に、より明確・具体的な内容への見直しを行いました。

以上のとおり、業務全般にわたる態勢整備に努めるとともに、積極的な販売に取り組んだ結果、収入保険料（販売額）は7,854億円を確保し、税引後純利益は431億円となり、過去最高益となりました。また、実質純資産額は7,727億円となり、十分な財務の健全性を確保しています。

2021年度の取組み

当社が取り扱う個人年金保険や終身保険は、次世代への円滑な資産承継に向けた生前贈与・相続の手段として、また、超高齢社会を支える資産形成の手段として、今後ますます需要が高まることが想定されます。

このような事業環境のもと、当社は、中期経営計画「Vision 2021」の最終年度となる2021年度において、「お客さま第一の業務運営」のさらなる高度化に取り組むとともに、営業、商品、運用、オペレーション、デジタルライゼーションの5つの戦略を推進することで、多様化するお客さまニーズ、目覚ましいデジタル技術の進歩や、先行き不透明な市場環境等、絶え間なく変化する事業環境に対応してまいります。

MS & ADグループが掲げる価値創造ストーリーの実践を通じ、「レジリエントでサステナブルな社会」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年7月

取締役社長 **永井 泰浩**

当社中期経営計画「Vision 2021」ステージ2（2020-2021）

～社会の変化・要請に迅速・柔軟に対応し、事業領域を特化した当社の強みを追求することで、確実な成長を実現する～

目指す姿

- ◆ お客さまニーズに適う商品の提供と募集人に寄り添う活動の強化により窓販業界をリードする。
- ◆ 品質と専門性を一層高めることで、お客さま・金融機関から最も頼られる会社になる。
- ◆ お客さま第一の業務運営を実践し、超高齢社会に貢献する。

基本戦略

プライマリー・イニシアティブ（全ての領域で新たなチャレンジに取り組み、個性を活かしながら成長を加速）

環境変化に迅速に対応し、競争力強化と適切なリスクの積極取得により、安定的な事業展開を推進

成長戦略

営業戦略

- 金融機関の販売現場でのコンサルティング営業力向上の支援
- 募集人教育・研修の強化

商品戦略

- 社会の変化・要請に応える新商品の開発
- 生前贈与マーケットの拡充、新たな長寿ニーズマーケットの開拓

運用戦略

- ERM経営に基づくリスク管理の高度化と適切なリスクの積極取得
- 運用マーケットや負債構造の変化を捉えたALM運用の高度化

オペレーション戦略

- 長寿社会に対応したきめ細かな高齢者サービスの展開
- デジタルライゼーションの推進を通じた業務プロセス改革

基盤強化

「お客さま第一の業務運営」を徹底推進しつつ、未来につながる成長力を着実に底上げする

将来を見据えた事業基盤の更なる強化

- コンプライアンス・ガバナンス態勢の強化、内部監査の高度化
- ITリソースのキャパシティ増強、人材育成、コスト構造改革

グループ総合力の発揮

- 三井住友海上あいおい生命との提携推進
- MS&ADグループ共同取組みの推進

三井住友海上プライマリー生命の概要

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまに“いっそう輝く未来”をお届けするため、変わらぬ『想い』を社名に込め、これからもお客さまに『安心』をお届けする企業として成長を続けていきます。

お客さまに対する

三井住友海上プライマリー生命の

「想い」

プライマリー (Primary)

「基本的な、最初の、第一位の、主要な」

プライマリー (Primary) には「基本的な、最初の、第一位の、主要な」という意味があります。「基本」に忠実な会社であり、常に「お客さま第一」「お客さま基点」という原点に立つ会社でありたいとの企業姿勢、ならびに個人年金保険業界のリーディングカンパニーであり続けたいとの決意を社名に込めています。

「プライマリー」をお届けするための

当社プロモーションツールのご紹介

ビジュアルシンボル

白いギフトボックスには、個人年金保険という商品を通じて、お客さまへ輝く未来をお届けしたいという、当社の願いを込めています。

個人年金は、
未来への贈りもの。



プロモーションキャラクター

当社では、商品のプロモーションキャラクターとして、2011年4月よりサンエックス株式会社の“リラックマ”を起用しています。

お客さまが第二の人生を
リラックスして
生き生きと過ごして
いただけるように



「プライマリー」を実現するための

経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます。

経営ビジョン

商品・サービスにおける品質向上を通じて、一人ひとりのお客さまからの信頼を獲得し、成長を実現します。

行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUS カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します。
誠実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します。
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します。
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します。
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します。

※上記はMS&ADインシュアランスグループとして掲げる経営理念(ミッション)、経営ビジョン、行動指針(バリュー)に基づくものです。

社名	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 Mitsui Sumitomo Primary Life Insurance Company, Limited
設立	2001 年 9 月 7 日
営業開始	2002 年 10 月 1 日
資本金	657.95 億円 (資本準備金 247.35 億円を含む)
取締役社長	永井 泰浩
従業員数	390 名
本社所在地	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル



お客さまに対する
三井住友海上プライマリー生命の

「安心」

“お客さま第一”の決意

常にお客さまの
安心と満足のために

社名の「プライマリー」に込めた想いのとおり、
全社員がお客さまに最高品質の商品・サービス
をご提供し続けることを第一としています。

詳細は P6～ お客さま第一の業務運営に関する方針 ▶

詳細は P22～ お客さま満足度の向上に向けた取組み ▶

高い専門性

お客さまの
未来を支える商品に特化

お客さまに、より豊かなセカンドライフを
お過ごしいただくため、個人年金保険や
終身保険といった資産形成型商品に特化した
ビジネスを展開しています。

詳細は P28～ 商品の開発状況と販売商品の一覧 ▶

確かな実績

金融機関窓販※の
パイオニア

※銀行、証券会社など金融機関の窓口での保険販売
個人年金保険の銀行窓販が解禁となった
2002年10月に、金融機関窓販の専門会社として
営業を開始し、常にマーケットをリードしています。

詳細は P52～ コーポレート・業績データ I.1 沿革 ▶

研修のプライマリー

お客さまの求める
安心をお届けするため
代理店をサポート

お客さまのニーズにお応えする保険商品を適切に
ご提供するため、代理店の人財育成・
スキルアップを積極的にサポートしています。

詳細は P32～ 教育・研修の充実に向けた取組み ▶

身近な販売窓口

140を超える
金融機関で販売

多くの金融機関を通じて、
全国各地で未来への安心をお届けしています。

(2021年3月末現在:142金融機関)

日本を代表する 保険・金融グループ

MS&ADインシュアランス
グループの一員

世界トップ水準の保険・金融グループを目指す
MS&ADインシュアランス グループの成長領域の
一つである、国内生命保険事業を担っています。

詳細は P10～ MS&ADインシュアランス グループについて ▶

お客さま第一の業務運営に関する方針

当社は、お客さま第一の考えに基づいた業務運営を一層推進するため、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定しています。

これからも「お客さま第一」を活動の原点に、多様化するお客さまのニーズに応える商品・サービスの提供を通じた持続的な成長と企業価値の向上の実現に向けた取組みを推進していきます。

「お客さま第一の業務運営に関する方針」と同方針に基づく主な取組み（●印）は以下のとおりです。

1. 「お客さま第一」の考えに基づく業務運営を推進します。

お客さまの安心と満足のために、常に「お客さま第一」の視点に立った、誠実・公正な業務運営を推進します。

- 生命保険商品・サービスのご提供、保険金・年金および給付金等のお支払い、ならびにお預かりした保険料の運用など、すべての業務において専門性と職業倫理を高め、常に「お客さま第一」の視点に立った誠実・公正な業務運営に取り組んでいます。
- 消費者庁などで構成する消費者志向経営推進組織の呼びかけに対応し、消費者志向の考え方や取組み方針を表明する「消費者志向自主宣言」に本方針を位置づけ、お客さまの安心と満足の実現に取り組んでいます。

2. お客さまにご満足いただける商品・サービスを提供します。

お客さまを取り巻く環境変化やニーズの変化等の把握に努め、お客さまにご満足いただける商品・サービスを提供します。

- 資産形成や相続、贈与、保障等の多様なお客さまニーズにお応えする生命保険商品を取りそろえ、金融機関を中心とした募集代理店を通じて、提供しています。
- 商品・サービスの開発にあたっては、主にご加入・ご利用されるお客さまを想定し、そのニーズや属性等を踏まえるよう努めています。

3. お客さま視点に立ったわかりやすい情報提供と適正な保険募集を行います。

以下の取組みを通じ、お客さま視点に立ったわかりやすい情報提供と適正な保険募集に努めます。

- (1) 商品・サービス等に関する重要な情報を、お客さまに正しくご理解いただくため、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- (2) お客さまの状況やご契約の目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向等を踏まえた商品を提案・推奨する等、適正な保険募集を行うよう、募集代理店に対する指導を行います。
- (3) 当社社員や募集代理店に対して、コンサルティング力の強化や募集品質の向上に向けた教育・研修を継続的に実施します。

(1) わかりやすい情報提供

- 当社商品は、株式・債券の価格・為替などの変動によって受取額が増減する市場リスクのある生命保険商品です。お客さまにお渡しする書面等を通じて、ご契約にあたっての重要な情報をわかりやすく提供しています。
- 募集代理店に支払う販売手数料について、どのようなサービスの対価に関するものかも含めて「商品概要書」等で簡潔に説明するほか、保険設計書に「実質的な利回り」を表示するなど、丁寧な情報提供に努めています。
- お客さまが商品内容等を正しく理解し、当社商品と他の類似の金融商品との比較を容易にできるよう、「重要情報シート」の活用等を通じて、わかりやすく情報提供します。
- 複数の金融商品・サービスを組み合わせた商品について、募集代理店がお客さまに商品の複雑性やリスクを踏まえた丁寧な情報提供・説明を行えるよう、説明補助資料等を充実します。

(2) 募集代理店への指導

- 募集代理店に当社商品の募集を委託する際に、重要な情報をお客さまにわかりやすく提供する態勢、およびお客さまの投資経験等を把握し、お客さまのニーズ・ご意向を踏まえた提案を行う態勢が整備されているかを確認しています。
- 募集代理店が当社商品をご高齢のお客さまや金融取引経験・金融知識が十分でないお客さまに提案する場合、提案する内容がお客さまに適したものが慎重に判断したうえで、お客さまのご家族の同席やお客さまとの複数回面談を実施する等、より丁寧な対応に努めるよう、指導しています。

(3) 教育・研修

- 当社社員に対して、募集品質の向上のほか、金融商品に関する知識やお客さまへの適切なコンサルティングの実施に関する研修等を実施しています。
- 募集代理店に対して、適切なコンサルティングの実施や「お客さま第一の業務運営」の実践を支援する研修を提供・実施しています。

4. 保険金、年金および給付金等を適切かつ迅速にお支払いします。

保険金、年金および給付金等を適切かつ迅速にお支払いするための態勢を整備します。

- お客さまご本人によるお手続き等が困難となる場合に備え、事前に登録されたご家族に契約内容をご案内する「ご家族登録サービス」や、年金等の請求手続きをご家族等が代理で行うことができる「指定代理請求特約」など、安心してご契約を継続いただける取組みを推進しています。
- ご高齢のお客さまを対象に、保険金等のご請求やご連絡先等の変更有無を確認する取組みを定期的に行っています。

5. お客さまへのアフターフォローの充実を図ります。

ご契約後も、ご契約内容に関する情報提供を継続的に実施するほか、手続きのデジタル化・簡素化を進めるなど、アフターフォローの一層の充実に努めます。

- お客さまが継続的にご契約内容等をご確認いただけるよう、ご契約後も「ご契約状況のお知らせ」等を通じた情報提供を行っています。また、各種手続きについて、デジタル技術の活用等による改善や簡素化を進め、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。
- ご高齢のお客さまや、お身体が不自由なお客さま等に対し、お客さまの状況に応じて柔軟かつ丁寧な対応を行います。
- 募集代理店によるアフターフォローの取組みについて、長期的な視点にも配慮しながら、募集代理店を支援しています。

6. 「お客さまの声」を真摯に受けとめ、業務の見直しや改善を通じ会社の経営に活かします。

お客さまからのお申し出やお問い合わせ等に対して迅速・丁寧に対応するとともに、「お客さまの声」を、業務の見直しや改善を通じて、会社の経営に活かします。

- 「お客さまの声対応方針」において、「お客さまの声」への対応に関する基本理念および行動指針を定め、当社社員への研修等を通じて周知・徹底しています。
- お客さまからのお申し出やお問い合わせ等に対して、わかりやすいご案内に努めています。また、「お客さまの声」への対応スキルの向上に向けた教育・訓練等を継続的に実施しています。
- ご契約後のアンケートやお電話等を通じた「お客さまの声」や消費者関連専門家との定期的な意見交換を通じて得られた情報を、業務改善や経営に活用しています。
- お客さま満足度および企業品質の向上に関する経営重要事項の協議・推進を担う品質向上委員会において、「お客さまの声」の集約・分析および活用状況のモニタリング等を実施しています。同委員会の運営状況を取締役会に報告することにより、「お客さまの声」に関する取組みのPDCAを実践しています。

7. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います。

お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を把握・管理し、適切な業務運営を行います。

8. 「お客さま第一」の考えに基づいた業務運営を実践する企業文化の定着に取り組めます。

当社社員に対する継続的な研修などを通じ、本方針の浸透に向けた取組みを進め、社員一人ひとりが「お客さま第一」の考えに基づいた業務運営を実践する企業文化の定着に取り組めます。

- 当社社員に対する定期的な研修や「企業品質の月」における品質向上取組みなどを通じ、「お客さま第一」の考えに基づいた業務運営に取り組む企業文化の定着に努めています。

「お客さま第一の業務運営に関する方針」の取組み状況

2021年5月に「お客さま第一の業務運営に関する方針（2020年5月28日版）」に基づく2020年度の取組み概況等について、取組みを客観的に評価する成果指標（KPI）とともに公表しました。

2020年度は、当社を取り巻く環境が急速に変化する中、多様化するお客さまニーズにお応えする商品ラインアップの充実を図ったほか、わかりやすい募集資料・帳票の作成、代理店と協働したお客さまへのアフターフォロー、募集人に対するオンライン研修等を積極的に推進しました。

2021年6月には、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」等を踏まえ、当社におけるお客さま第一の業務運営のさらなる高度化を図り、お客さまにとってわかりやすい内容となるよう「お客さま第一の業務運営に関する方針」を見直しました。

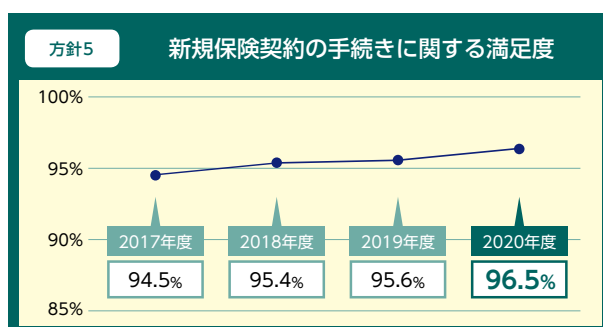
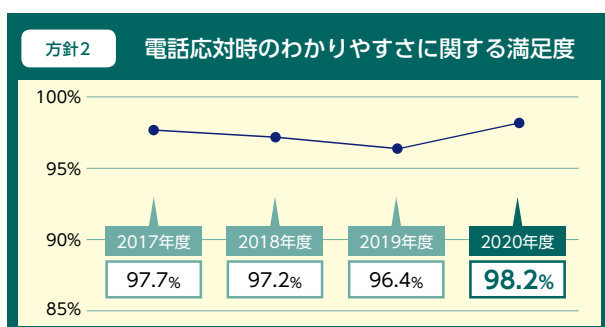
MS&ADインシュアランスグループが掲げる「経営理念（ミッション）」、「経営ビジョン」、「行動指針（バリュー）」のもと、一人ひとりのお客さまの声を真摯に受けとめ、本方針に基づく取組みの一層の充実に引き続き努めてまいります。

成果指標（KPI※）

※KPIとは、「Key Performance Indicator」の略です。

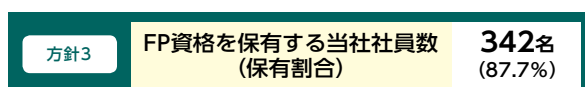
お客さま満足度

- 当社では、より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、お客さまアンケートを実施しています。

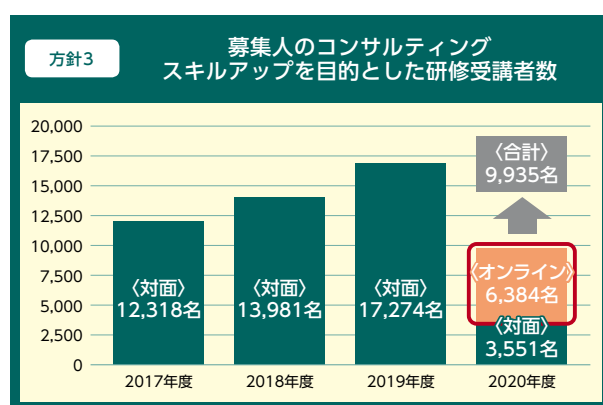


わかりやすい情報提供に向けた取組み

- 当社社員の知識向上の取組み
募集品質の向上のほか、金融商品に関する知識やお客さまへの適切なコンサルティングの実施に関する研修等を実施しています。
- 代理店に対する教育・研修等の実施
適切なコンサルティングの実施や「お客さま第一の業務運営」の実践を支援する研修を提供・実施しています。

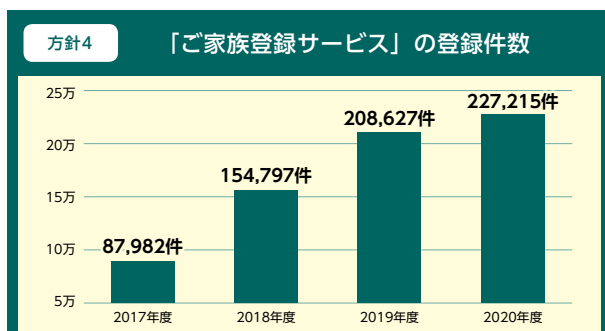


※2021年3月末時点の当社社員数390名（派遣社員等を除く）

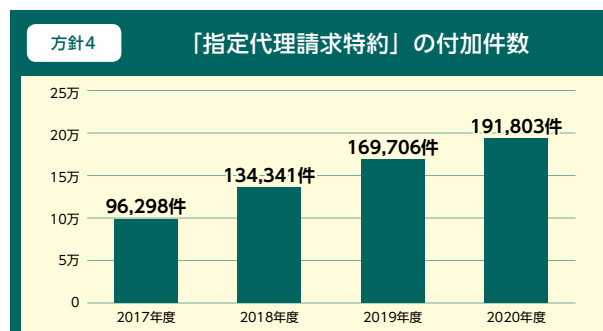


安心して契約をご継続いただく取組み

- お客さまご本人によるお手続き等が困難となる場合に備え、事前に登録されたご家族に契約内容をご案内する「ご家族登録サービス」や、年金等の請求手続きをご家族等が代理で行うことができる「指定代理請求特約」を設けるなど、安心してご契約を継続していただけるよう取り組んでいます。



※2021年3月末時点の保有契約件数：104万件



※2021年3月末時点の本特約が付加可能な契約件数：42万件

主な取組み

お客さまにとって最善な商品・サービスの提供

- 「介護」、「自助努力による資産形成」、「つなぐ」ニーズにお応えする商品を新たに開発し、商品ラインアップの拡充を図りました。

やさしさ、つなぐ+介護

2020年7月販売開始

ご家族に資産をつなぐ「生前贈与」と、生存給付金を自分で受取る「自分年金」の機能を持った終身保険「やさしさ、つなぐ」に介護保障特約を追加しました。

2021年4月1日に商品改定し、「やさしさ、つなぐ+介護2」として販売しています（アニバーサリー機能等を追加）。

10年先へのプレゼント

2020年7月販売開始

運用成果によって年金原資が上乗せされ、一度増えた年金原資は減らない、ふやす楽しみがある定額年金保険です。

自分で使える終身保険

2020年8月販売開始

死亡保障を大きく「ふやして」ご家族に「のこす」機能に加え、お支払いいただいた保険料の一部を「自由に引き出して自分で使う」ことができる外貨建て終身保険です。

- お客さまの「外貨建商品でも円建てで運用成果を確保したい」等のニーズにお応えするため、ターゲット機能*を有した外貨建商品を提供・販売しています（「しあわせ、ずっと2」など）。2020年度は、為替水準が円安となったこと等により、円建ての運用目標値に到達した契約が増加し、多くのご契約者さまが運用成果を確保することができました。

*解約払戻金の円換算額が、ご契約者さまが設定した運用目標値（一時払保険料の105%等）以上になった場合、外貨での運用から円建契約に移行し、運用成果を確保する機能。

お客さまにとってわかりやすい情報の提供

- 当社商品「しあわせ、ずっと2」の「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」を全面改訂し、一般社団法人ユニバーサルデザイン協会（UCDA）による「見やすいデザイン」認証を取得しました。
- 全国の募集人がオンラインにて自由に参加できるオープン型研修やオンライン学習サイト「プライマリー・デジタルナレッジ」の運営など、オンライン研修を積極的に推進し、募集人のコンサルティング力の向上や知識・スキルの習得を支援しました。
- 2021年4月1日には最新のデジタル機器等を導入した映像配信スタジオ「PRIMARY CREATIVE STUDIO」を新設し、従来の集合・対面形式での研修や勉強会に加えて、オンラインでの教育環境を提供することで、募集人の人財育成を継続的にサポートしています。

お客さま視点に立ったアフターフォローの実施

- 代理店の取組みを支援するため、ご高齢のお客さまに対し、ご契約直後に当社からお電話を差し上げ、ご契約のお礼とともに、ご意向の再確認や商品内容の振り返り等を行う「サンキューコール」を実施しています。
- 募集人が日次でお客さまの契約情報を確認し、お客さまへのアフターフォローに活用できる仕組みの導入に向けた準備を進めました（2021年上期中に導入予定）。
- お客さまに対し、定期的に「ご契約状況のお知らせ」をお送りし、商品内容・ご契約内容の再確認や加入経緯・目的を振り返っていただくほか、代理店と協働してお客さま向けセミナーを開催する等、アフターフォローに取り組んでいます。

「お客さまの声」を経営に活かす取組み

- お客さまサービスセンター（コールセンター）におけるお客さまからのお問い合わせ等への対応や、お客さまアンケートなどの取組みを通じ、「お客さまの声」を広くお伺いし、お客さま満足度の向上および業務の見直しに繋がりました。具体的な改善事例は、P 24～P 25「お客さまの声に基づく主な改善事例」をご参照ください。

「お客さま第一」の考えに基づいた業務運営の実践

- 金融庁では、2021年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を改訂したほか、4月には「顧客本位の業務運営の取組方針等に係る金融庁における好事例分析に当たってのポイント」を公表しました。これらの動きを受け、当社は、5月に代理店を対象にしたセミナーを開催（112代理店、約300名が参加）し、改訂内容等を受けた実務上の課題と対応、および留意すべきポイントの確認など、代理店における「お客さま第一の業務運営」の実践を支援しました。
- 毎年11月を「企業品質の月」と定め、職場ミーティングの開催や全社員を対象とした品質向上に関する研修等の取組みを通じて、「お客さま第一」の考えに基づいた業務運営に取り組む企業文化の定着を図りました。
- 2020年4月に、一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会に法人正会員として入会しました*。ご高齢のお客さま等に寄り添い、お客さまの状況に応じた柔軟な対応を実践していくため、同協会が提供する研修を受講する等、知識の習得に取り組んでいます。
*金融ジェロントロジー（金融老年学）：加齢にともなう身体能力や認知機能の変化が経済・金融行動にどのような影響を与えるかを研究する学問領域
- 2021年6月に、一般社団法人日本意思決定支援推進機構の賛助会員となりました。ご高齢のお客さまの安心感を高め、お互いの信頼関係の維持、向上に向けて適切な意思決定をサポートする方法等、専門的な知見の習得を目指してまいります。

MS&ADインシュアランスグループについて

MS&ADインシュアランスグループは特色ある3つの損害保険会社と2つの生命保険会社を中心とした保険・金融グループです。「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えることをミッションとして掲げ、世界50の国・地域で事業展開しています。

当社グループの強みの一つは多様性です。グループ各社の強みや個性を活かし、多様なリスクに対応する商品・サービスを全世界に提供しています。

持株会社

MS&AD MS&ADホールディングス

国内損害保険事業

MS&AD	三井住友海上	三井住友海上の安心 GK
MS&AD	あいおいニッセイ同和損保	TOUGH
MS&AD	三井ダイレクト損保	三井ダイレクト損保 自動車保険

国内生命保険事業

MS&AD	三井住友海上あいおい生命	LIFE
MS&AD	三井住友海上プライマリー生命	個人を愛は、 未来への贈りもの。

海外事業

海外損害保険事業		海外生命保険 事業
海外地域事業	アジア	
	欧州	
	米州	
テレマ・モビリティ事業		
本社再保険事業		

金融サービス事業

リスク関連サービス事業

MS&AD MS&ADインターリスク総研

5つの事業ドメインを支えるMS&ADインシュアランスグループ各社

MS&AD MS&ADビジネスサポート	MS&AD MS&ADシステムズ	MS&AD MS&ADアビリティワークス
MS&AD MS&ADスタッフサービス	MS&AD MS&AD事務サービス	MS&AD MS&AD VENTURES

MS&ADインシュアランスグループのポジショニング

グループ全体

世界トップ水準の保険・金融グループ

世界第9位

フォーチュン・グローバル500-2020
収入金額ランキング

国内損害保険事業

日本のお客さまから最も選ばれている損害保険グループ

国内シェアNo.1

正味収入保険料シェア
(2019年度)

(出所)各社公表数値及び日本損害保険協会統計資料より当社調べ

国内生命保険事業

国内生命保険会社28社の中で有数の保険料収入規模

国内第9位

国内生命保険会社・グループの保険料等
収入ランキング(2019年度)

(出所)各社公表数値より当社調べ

国内No.1の代理店ネットワーク
迅速にきめ細やかなサービスを提供

国内損害保険代理店数 **83,073店**
国内事故対応拠点 **401カ所**

(2021年4月1日現在)

海外事業

ASEAN10カ国のすべてに拠点を持つ
世界唯一の損害保険グループ

ASEAN域内No.1

2019年度ASEAN総収入
保険料ランキング

49カ国・地域でグローバルに事業を展開

(2021年4月1日現在)

MS&ADインシュアランスグループの目指す姿

経営理念 (ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針 (バリュー)

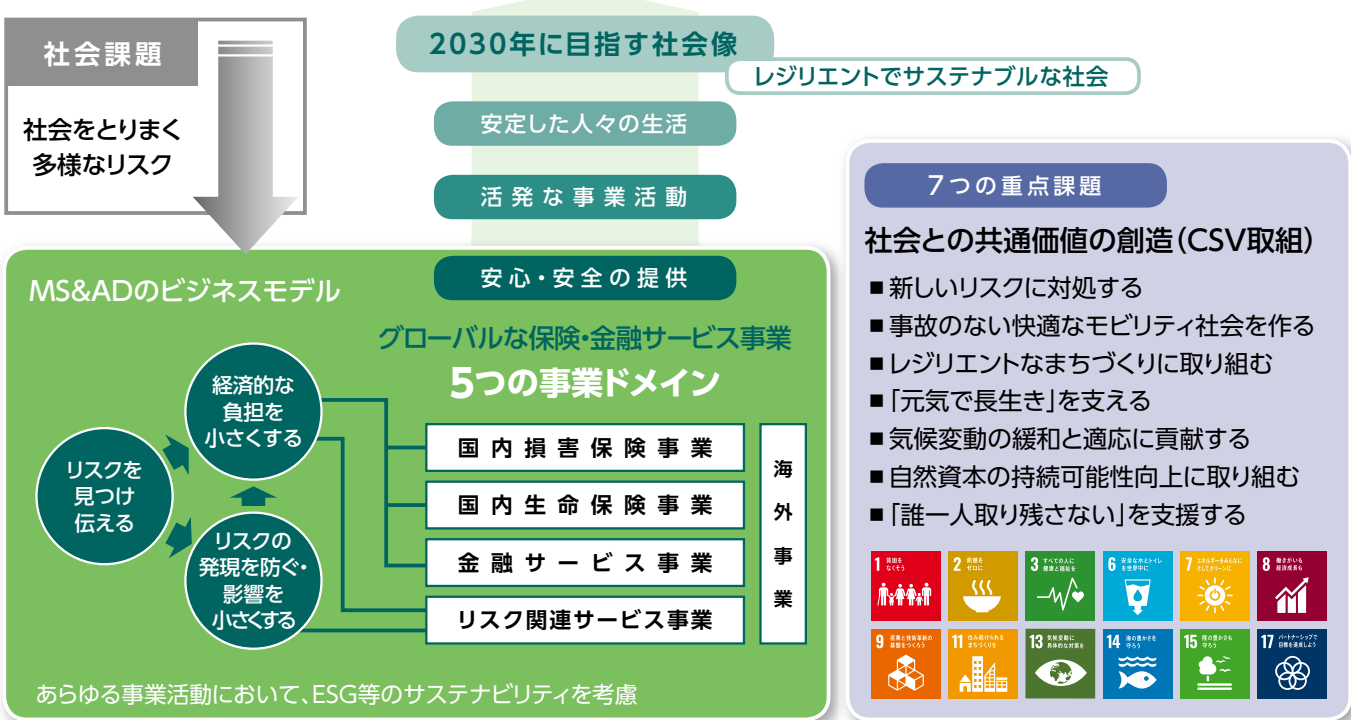
お客さま第一	誠 実	チームワーク	革 新	プロフェッショナリズム
--------	-----	--------	-----	-------------

MS&ADインシュアランスグループの価値創造ストーリー

当社グループは、ミッションを達成するために、それを阻む社会課題に向き合い、そこから生じる多様なリスクをいち早く見つけ、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となったときの経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを通じて、お客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりをサポートする、これが私たちの価値創造ストーリーです。

「価値創造ストーリー」を紡ぐ企業活動を通じて、社会との共通価値を創造し (CSV)、 「レジリエントでサステナブルな社会」の実現を目指していきます。

ミッション 活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支える



社会の信頼に応える品質

- 高い品質で社会の信頼に応える
- 誠実かつ公平・公正な活動
- 人権を尊重した活動と対話
- 環境負荷低減取組を継続する
- PRI (責任投資原則) に則った投資活動

社員がいきいきと活躍できる経営基盤

- ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- 自ら学び考え、チャレンジし、成長し続ける社員に
- 健康経営
- 透明性と実効性の高いコーポレートガバナンス

グループ中期経営計画「Vision 2021」概要

2018年度にスタートした「Vision 2021」では、基本戦略と、それに基づく3つの重点戦略によって、グループ発足時からビジョンとして掲げてきた「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現と、持続的な成長を実現する「レジリエントな態勢構築」を目標として取り組んでいます。

<計画期間中に目指す姿>

- ▶ 世界トップ水準の保険・金融グループの実現
- ▶ 環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢を構築

【基本戦略】

- グループの資源を最大限に活かし、持続的成長と企業価値向上を実現する。
- 多様性を強みとするグループ総合力を発揮し、お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応える。
- 環境変化に柔軟に対応し、品質と生産性をさらに向上させる。

重点戦略①

グループ総合力の発揮

重点戦略②

デジタルイノベーションの推進

重点戦略③

ポートフォリオ変革

目指す姿への達成状況

- グループ総合力の発揮は、グループ全体での連携による成長や、共同化・共通化による生産性の向上に取り組んできた結果、国内元受正味保険料は、3年連続で業界トップ水準の成長率を実現しました。
- 「CSV×DX」戦略が着実に進展し、補償の前後のリスクソリューションを提供する「見守るクルマの保険（ドラレコ型）」に加え、「健康経営支援保険」や「見守るサイバー保険」などの商品ラインナップを拡充しました。また、テレマティクス自動車保険をグローバルに販売しています。
- 国内損保事業以外で利益の50%を目標としてきた事業ポートフォリオ分散は、2021年度には国内損保事業とそれ以外で、ほぼ半々の水準を達成できる見通しです。リスクポートフォリオ分散は、足元の株高の影響により目標の達成が難しい状況ですが、政策株式の売却は、2017年度から2020年度末で目標を達成しました。

	2020年度の進捗状況	中期的に目指す姿(2021年度目標) 「世界トップ水準の保険・金融グループ」
スケール	9位 (FORTUNE GLOBAL 500 2020, P&C)	世界の損害保険会社グループ トップ10圏内
資本効率	6.7%	グループ修正ROE10%
財務健全性	235% (参考: UFR適用時 246%)	ESR180%~220%
ポートフォリオ分散	32%	国内損害保険事業以外で50% (利益ベース)
政策株式の占める割合	リスク量の 34.0% 連結総資産の 11.8%	政策株式が グループのリスク量の30%未満、 連結総資産の10%未満
収益性	自然災害除く EICコンバインドレシオ 91.7%	国内損害保険事業のコンバインドレシオ 95%以下を安定的に維持

経営指標

(単位：億円)

▶財務数値目標

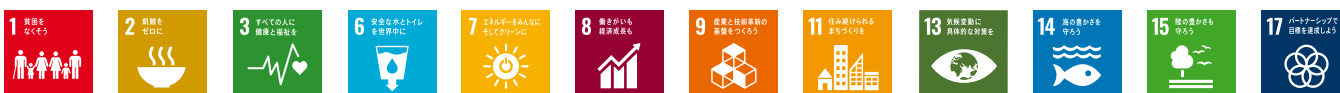
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度予想	2021年度目標
グループ修正利益	1,898	2,331	2,146	3,000	3,000
国内損保事業 (除く政策株式売却等損益)	1,469 (651)	1,195 (984)	1,585 (1,199)	1,710 (1,360)	1,770 (1,500)
国内生保事業	316	297	569	430	410
海外事業	54	494	△71	800	750
金融サービス事業/リスク関連サービス事業	58	48	61	60	70
グループ修正ROE	6.1%	8.0%	6.7%	8.5%	10.0%
当期純利益	1,927	1,430	1,443	2,300	—
連結正味収入保険料	35,004	35,737	35,009	36,130	35,800
生命保険料(グロス収入保険料)	15,999	13,934	12,973	12,000	10,000
三井住友海上あいおい生命EEV	8,194	8,902	9,583	10,100	9,620
ESR	199%	186%	235%	180%~220%	180%~220%

▶非財務指標

社会との共通価値の創造 (CSV取組)

指標	2020年度実績	2020年度以降のグループ目標
「社会との共通価値を創造」する取組みとなる商品開発・改定等	7つの重点課題(P.11)	7つの重点課題(P.11)に関し、4つの取組方法を定め、定性的に確認します。 4つの取組方法 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">商品・サービスの提供</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">投資</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">研究・政策提言</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">社会貢献等</div> </div>

関連する主なSDGs



社会の信頼に応える品質

指標	2020年度実績	2020年度以降のグループ目標
品質向上		
ご契約時のアンケートにおけるお客さま満足度	97.3%	前年度同水準以上
保険金お支払い時のアンケートにおけるお客さま満足度	96.7%	前年度同水準以上
環境負荷低減		
CO ₂ 排出量削減率	△20.7% ^{*1}	基準年度(2019年度)のCO ₂ 排出量に対して、2030年度に50%削減、2050年度にネットゼロ ^{*3}
総エネルギー使用量	943,090GJ (△33.4%) ^{*1}	
紙使用量	11,080t (+5.1%) ^{*2}	

社員がいきいきと活躍できる経営基盤

指標	2020年度実績	2020年度以降のグループ目標
ダイバーシティ&インクルージョン		
女性管理職比率(国内)	16.1%	国内30.0%(2030年度)
社員満足度「いきいきと働く」	4.5ポイント	前年度同水準以上
サステナビリティKPI以外の主なモニタリング指標 ●グローバル従業員数・比率 ●障がい者雇用率		
健康経営		
社員満足度「誇り、働きがい」	4.4ポイント	前年度同水準以上
年次有給休暇取得日数	15.7日 ^{*2}	前年度同水準以上
男性育児休業取得率	64.6% ^{*2}	前年度同水準以上
社会貢献活動を実施した社員数	26,519名	前年度同水準以上

*1 2009年度を基準とした2019年度の削減率となります。

*2 2019年度実績の数値となります。

*3 2021年5月より新たな目標を設定しました。

2020年度事業活動の概況

2020年度の事業活動の概況を示す主な経営指標は以下のとおりです。

① 収入保険料（販売額）

契約者から払い込まれた保険料による収益で、一般事業会社の売上高に相当します。

収入保険料（販売額） **7,854** 億円

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を背景として、前年度から9.9%の減少となりました。

② 保有契約

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約をお引き受けしているのかを示す指標です。

保有契約件数 **104** 万件 保有契約高 **6兆5,958** 億円

契約時にお客さまが設定した円貨ベースの目標金額に到達した契約が大幅に増加したことに伴う解約増加を主因に、保有契約件数は前年度末から14.1%減少し、104万件となりました。一方、保有契約高は、新規契約獲得のほか、外貨建契約の円換算残高が円安の影響で増加したことにより、前年度末から1.3%増加し、6兆5,958億円となりました。

③ 総資産

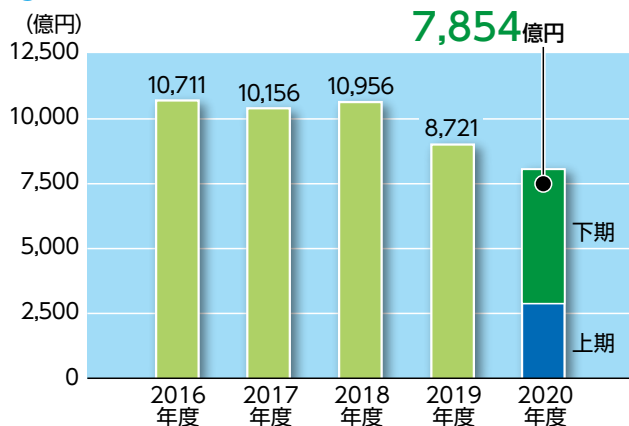
貸借対照表の「資産の部」の合計金額です。

総資産 **7兆247** 億円

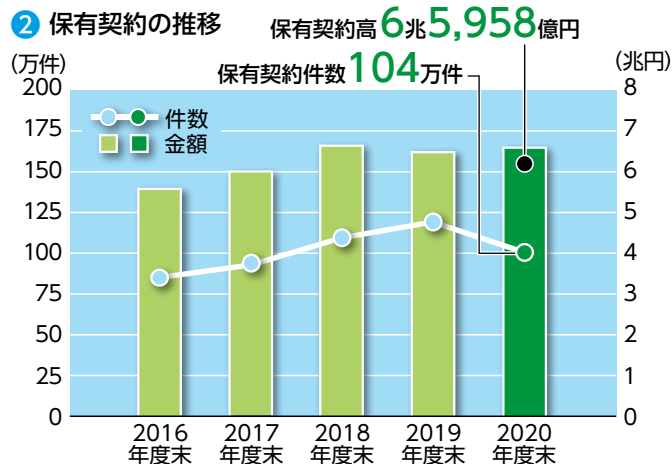
総資産のうち、特別勘定資産（2兆598億円）*は、主に投資信託で運用しています。また、一般勘定資産（4兆9,649億円）*は、主に外国証券および金銭の信託で運用しています。投資信託・外国証券を含む有価証券の残高は4兆392億円、金銭の信託の残高は1兆7,104億円となりました。

* 保険業法に基づく一般勘定と特別勘定間の取引から生じる債権を控除した額です。

① 収入保険料（販売額）の推移



② 保有契約の推移



④ 責任準備金

将来の保険金等の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立てが義務付けられている準備金です。

責任準備金残高 **6兆4,578億円**

主として為替（豪ドル高・円安）の影響により138億円繰入れを行った結果、6兆4,578億円に増加しました。

また、責任準備金を含む「負債の部」の合計額は6兆7,641億円となりました。

⑤ 経常利益および当期純利益

経常利益：生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から費用（経常費用）を差し引いたものです。

当期純利益：税引前当期純利益から法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益です。

経常利益 **1,600億円** 当期純利益 **431億円**

目標金額に到達した契約の解約に伴い、返戻金の支払いに備えて保有していた外貨建債券の売却による有価証券売却益を計上したことにより、経常利益は前年度から1,286億円増加し、1,600億円となりました。財務の健全性確保に向けて価格変動準備金の積立を実施したこと等から、当期純利益（税引後）は前年度から228億円増加の431億円となり、2009年度から12期連続で黒字を確保しました。

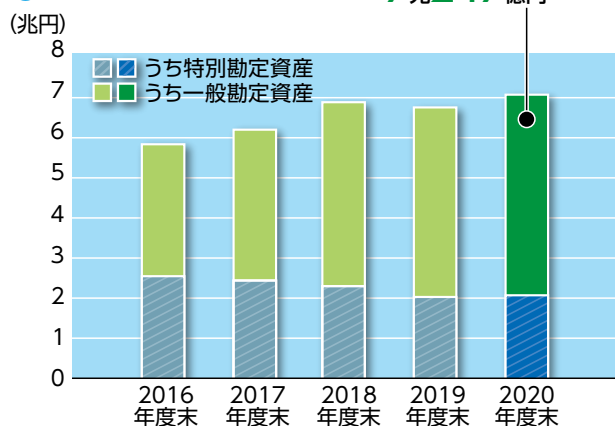
⑥ 基礎利益

生命保険会社の本業における収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益に近いものです。経常利益から、売買目的有価証券の評価損益等の「キャピタル損益」と、危険準備金繰入額等の「臨時損益」を差し引いて算出されます。

基礎利益 **408億円**

基礎利益は前年度から688億円増加し、408億円となりました。

③ 総資産の推移



⑤ 当期純利益の推移



⑦ 純資産

貸借対照表の「純資産の部」の合計金額です。

純資産 **2,605**億円

当期純利益431億円の計上等により、前年度末から657億円増加し、2,605億円となりました。
なお、資本金（410億円）および資本準備金（247億円）は前年度末から増減はありません。

⑧ 逆ざや

経済環境の変化により、予定利率により見込んでいる運用収益が実際の運用収益でまかなえない額が発生している状態のことです。

逆ざや **なし**

予定利率により見込んでいる運用収益を実際の運用収益が上回っており、逆ざやはありません。

健全性の状況

当社の経営の健全性を示す主な経営指標は以下のとおりです。

① ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。ソルベンシー・マージン比率は、株の暴落や大災害など、通常の予測を超えて発生する諸リスクを数値化した合計額に対する「支払余力」の比率として表され、保険会社の経営の健全性を示す行政監督上の指標の一つです。

ソルベンシー・マージン比率 **1,054.8**%

前年度末から308.8ポイント増加の1,054.8%となり、引き続き十分な支払余力を維持しています。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}}$$

ソルベンシー・マージンを構成する主なもの	資本金等、価格変動準備金、危険準備金、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等 など
リスクの合計額	保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど、通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

(注) 詳細は、コーポレート・業績データ V. 8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）をご参照ください。

② 実質純資産額（実質資産負債差額）

時価ベースの実質的な資産の合計から、危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するもので、ソルベンシー・マージン比率と同様、保険会社の経営の健全性を示す行政監督上の指標の一つです。

実質純資産額 **7,727** 億円

前年度末から1,006億円増加し、7,727億円となりました。

③ 当社の格付け

独立した第三者機関である格付会社が、保険会社の保険金支払いに対する確実性をさまざまな情報から判断・決定し、アルファベット等の記号でわかりやすく表したものです。

当社は、以下のとおり、格付会社から高い評価を受けています。

■ スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）保険財務力格付け

保険財務力格付け **A+**

■ 格付投資情報センター（R&I）保険金支払能力格付け

保険金支払能力格付け **AA**

- (注) 1. 上記の格付けは、保険会社が保険契約の条件に従い保険金を支払う能力の前提となる保険会社の財務内容について示したものです。
 2. あくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払いが保証されるものではありません。
 3. 本格付けは、2021年7月1日現在の評価であり、将来的に変化する可能性があります。

スタンダード・アンド・プアーズ社 (S & P)		格付投資情報センター (R & I)
保険契約債務を履行する能力は極めて高い。	AAA	保険金支払能力は最も高く、多くの優れた要素がある。
保険契約債務を履行する能力は非常に高い。 最上位の格付け（「AAA」）との差は小さい。	AA	保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。
保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。	A	保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。
保険契約債務を履行する能力は良好だが、より上位の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響を受けやすい。	BBB	保険金支払能力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。

エンベディッド・バリュー (EV) とは

エンベディッド・バリュー (以下「EV」といいます) は、評価時点の純資産価値に保有契約が将来生み出す利益の現在価値 (保有契約価値) を加えることにより計算されます。

現行の法定会計には、販売時に集中的にコストが発生し、後年になって利益が実現するなど、業績の評価には使用しづらい面があります。EVは保有契約が生み出す将来の利益を現時点で評価しており、法定会計を補完し、業績や企業価値を評価するための有用な指標とされています。

当社では、EVを2004年度末から開示していますが、開示情報の充実のため、2011年度末からEEV原則※に基づき計算したヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (以下「EEV」といいます) にて開示しています。

※ EEV原則は、欧州の大手保険会社のCFO (最高財務責任者) で構成されるCFOフォーラムによって、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に、2004年5月に制定されたものです。

2020年度末EEV

2020年度末EEVは5,574億円となり、前年度末から2,089億円増加しました。

これは、主に金融市場の変動による価値の増加によるものです。

(単位:億円)

	2019年度末	2020年度末	増減額
EEV	3,484	5,574	2,089
純資産価値	2,934	4,002	1,067
保有契約価値	549	1,571	1,022

	2019年度	2020年度	増減額
新契約価値*	△28	△108	△80

※ EEV計算上、新契約価値の計算に用いる資産運用利回りには当社の運用実績の一部のみを反映する仕組みとなっています。なお、新契約価値に反映されない運用実績も考慮して計算した実質的な新契約価値はプラスとなっています。

純資産価値	純資産価値は、資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。 「純資産価値」=「貸借対照表の純資産の部」(評価・換算差額等合計を除いた額) +「負債中の内部留保」(危険準備金の一部および価格変動準備金、いずれも税引後) +「有価証券等の含み損益 (保険契約に係る有価証券を除く)」(税引後) +「修正共同保険式再保険に係る未償却出再手数料等の調整」(税引後)
保有契約価値	保有契約価値は、保有する保険契約および保険契約に係る有価証券などの資産から生じる将来の税引後利益の現在価値です。ただし、この税引後利益からは一定のソルベンシー・マージン比率維持のための必要資本維持コストを控除しており、配当可能な株主利益の現在価値を計算しています。
新契約価値	新契約価値は、各年度に獲得した新規保険契約の、契約獲得時における価値を表したものです。

〈注意事項〉

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる可能性があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。

主要な前提条件

保有契約価値の計算では、各種前提条件を設定しています。主要な前提条件は以下のとおりです。

前提条件	設定方法
保険事故発生率 解約・失効率	保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース（ベスト・エスティメイト前提）で予測し設定する
経費	直近1年間の実績等に基づき設定する
資産運用利回り、割引率	参照金利として非流動性プレミアムを含めた金利スワップ・レートを使用する
実効税率	直近の実効税率に基づき設定する
ソルベンシー・マージン比率	600%を維持する前提とする

前年度末からの変動要因

要因別の増減額は以下のとおりです。

(単位:億円)

2019年度末EEV	3,484
変動要因 (1) 2020年度新契約価値	△108
(2) 期待収益 (参照金利分)	21
(3) 期待収益 (超過収益分)	23
(4) 前提条件 (非経済前提*) と実績の差異	△57
(5) 前提条件 (非経済前提*) の変更	9
(6) 前提条件 (経済前提*) と実績の差異	2,263
(7) その他の変動*	△62
2020年度末EEV	5,574

※「非経済前提」は保険事故発生率、解約・失効率、経費等の、「経済前提」は市場金利やインプライド・ボラティリティ等の前提条件です。また、「その他の変動」は株主配当金の支払いの影響額です。

前提条件を変更した場合の影響 (感応度)

前提条件を変更した場合のEEVの感応度は以下のとおりです。

(単位:億円)

前提条件	EEVへの影響額	EEV
参照金利を50bp上昇 (+0.5%)	△141	5,432
参照金利を50bp低下 (△0.5%)	151	5,725
株式・不動産価値を10%下落 (0.9倍)	△37	5,537
経費率 (維持費) を10%減少 (0.9倍)	77	5,651
解約・失効率を10%減少 (0.9倍)	△22	5,552
保険事故発生率 (死亡保険) を5%低下 (0.95倍)	10	5,585
保険事故発生率 (年金保険) を5%低下 (0.95倍)	△9	5,565
株式・不動産のインプライド・ボラティリティを25%上昇 (1.25倍)	△21	5,552
金利スワップションのインプライド・ボラティリティを25%上昇 (1.25倍)	△24	5,550
必要資本を法定最低水準に変更	22	5,596
非流動性プレミアムを反映しない	△139	5,435

独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）にEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼しています。詳細については、当社オフィシャルサイト（<https://www.ms-primary.com>）掲載のニュースリリースをご覧ください。

内部管理態勢の強化

当社は、経営資源の有効活用と適切なリスク管理を通じ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値向上に努めています。

また、経営の健全性・適切性を確保する観点から内部管理態勢の強化に取り組んでいます。

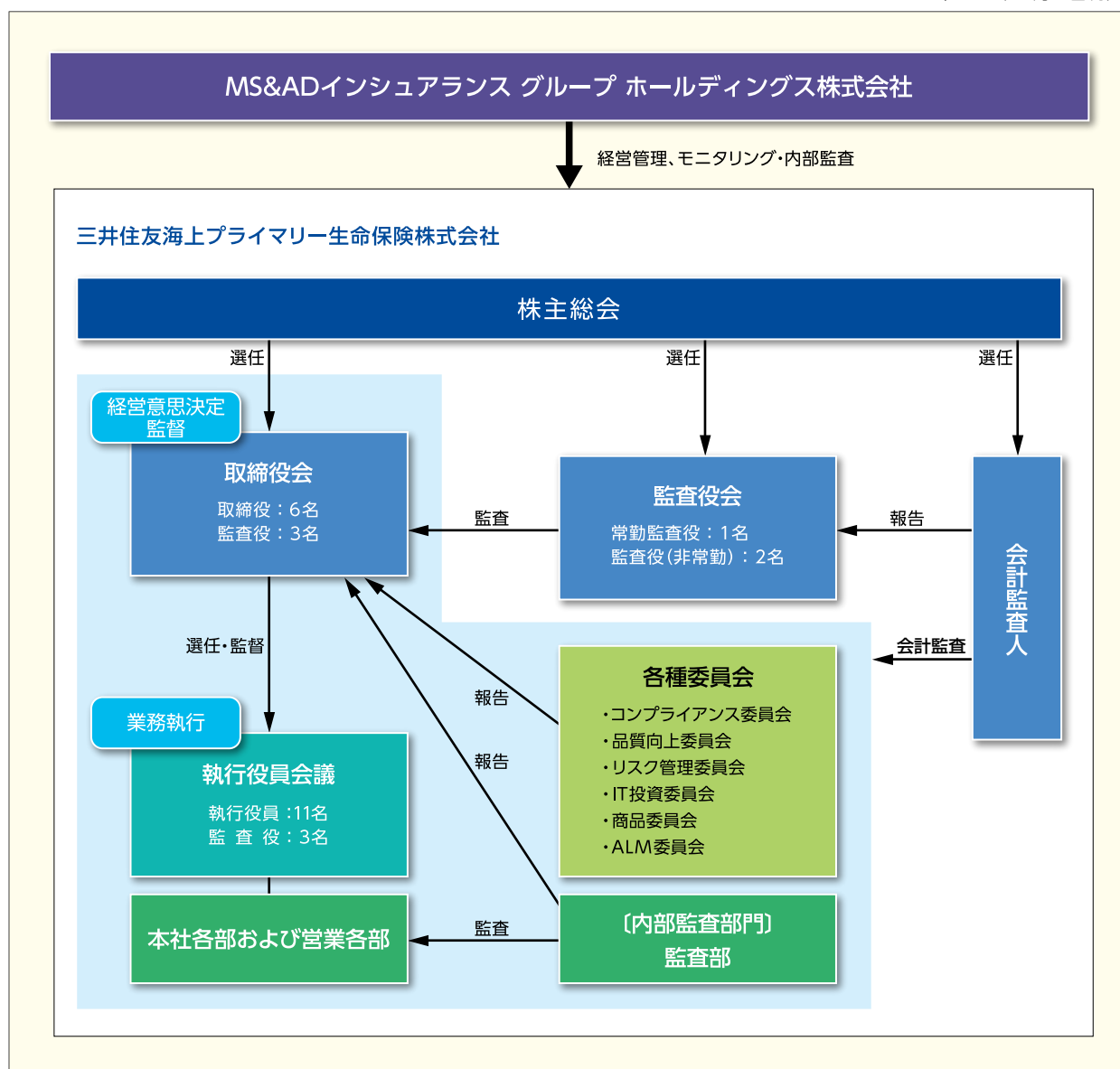
経営管理体制

当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させることを目的として、執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う「取締役（会）」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担の明確化およびその機能強化を図っています。

経営戦略上、最重要な事項の論議・決議ならびに取締役・執行役員の職務遂行の監督を行う「取締役会」のほか、当社事業の執行に関する重要事項について論議・決定を行う「執行役員会議」や個別課題に特化した各種委員会を設置して活用しています。

また、当社は、監査役会設置会社として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っています。監査役は、取締役会等の重要な会議への出席や業務監査などを通じて、取締役の職務執行の監査を行っているほか、内部監査部門との連携を通じて、監査の実効性の向上に努めています。

(2021年7月1日現在)



内部統制システムに関する方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて「内部統制システムに関する方針」を策定しています。同方針の概要は以下のとおりであり、これに基づいた体制を整備しています。

内部統制システムに関する方針（概要）

1. グループ経営管理体制

(当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- (1) MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（以下、「持株会社」という。）が定める経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）および当社が定める「三井住友海上プライマリー生命行動憲章（以下「行動憲章」という。）」を、当社の全役職員へ浸透させるよう努める。また、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）および行動憲章の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役に報告する。
- (2) 持株会社と締結する「経営管理契約」に基づき、持株会社が定めるMS&ADインシュアランスグループ（以下、「MS&ADグループ」という。）の基本方針を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備する。また、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告する。

2. 職務執行の効率性確保のための体制

(当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を7名以内にとするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。

3. 法令等遵守体制

(当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

MS&ADグループのコンプライアンスに関する基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行うとともに、法令等遵守規程を定め、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役職員に徹底する。

4. 統合リスク管理体制（当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

MS&ADグループリスク管理基本方針に従い、リスク管理方針等を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合リスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理マニュアルに従い、当社の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

MS&ADグループの情報開示統制基本方針に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。また、一般に公正妥当と認められる会計基準に則って、当社の経営成績および財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

MS&ADグループの内部監査基本方針に従い効率的かつ実効性のある内部監査を実行するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。取締役会は、内部監査に係る基本的事項を定めた内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を策定する。内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。

7. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制）

文書管理規程および情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

8. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設け職員を配置する。監査役会事務局の組織変更、当該職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、当該職員の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。また、代表取締役は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

お客さま満足度の向上に向けた取組み

当社は、行動指針（バリュー）において「お客さま第一（CUSTOMER FOCUS）」を掲げ、常にお客さまの安心と満足のために行動することを全役職員の基本的な行動原則として定めています。

また、「お客さま第一の業務運営に関する方針」において、お客さまからのお申し出やお問い合わせ等に対して迅速・丁寧に対応するとともに、「お客さまの声」を、業務の見直しや改善を通じて、会社の経営に活かしていくことを定めています。お客さまの声への対応にあたっては、「お客さまの声対応方針」を制定して基本姿勢を定め、全役職員に周知するとともに、あらゆるお客さまの声を収集・分析して経営に活かすための体制を構築しています。

当社では、これらの指針・方針に基づき、社員一人ひとりが、全ての「お客さまの声」に対して迅速・適切・真摯にお応えすることを通じて、お客さま満足度の一層の向上に取り組んでいます。

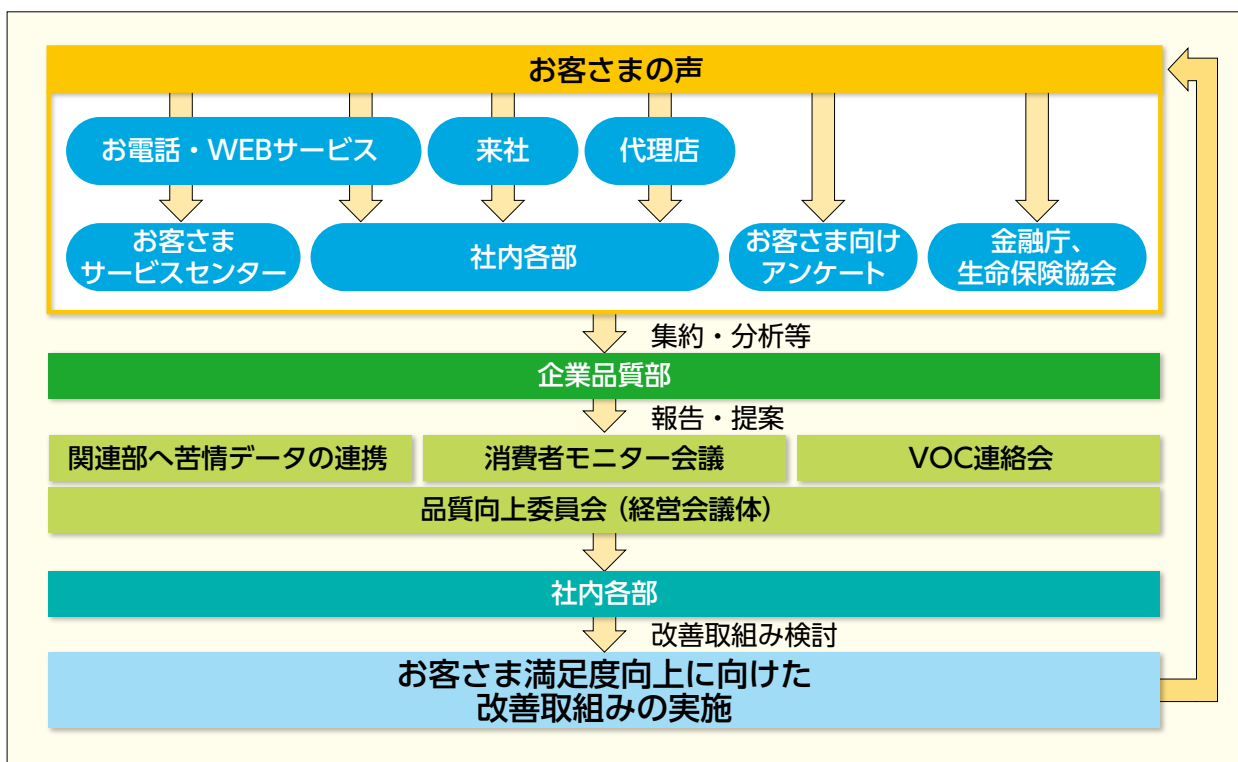
お客さまの声対応方針

全役職員は、お客さまの声を「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するための重要な情報である」と認識し、すべてのお客さまの声に対して迅速・適切・真摯に対応します。

また、お客さまの声を集約・分析し、苦情の縮減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

お客さまの声に対する体制

当社では、さまざまな受付経路で寄せられたお客さまの声を集約・分析して、品質向上委員会での論議を経て、社内各部署において業務の改善を進め、お客さま満足度の向上および商品・サービスにおける品質向上に活かしています。



品質向上委員会	企業品質の向上およびCS（顧客満足）に関する重要課題についての協議ならびに推進・実行の管理を行っています。
関連部への苦情等の連携	お客さまサービスセンター（コールセンター）等に寄せられるお客さまの苦情等を、企業品質部にて集約・分類のうえ、関連部にデータを連携し、改善対応につなげています。
消費者モニター会議	消費者問題に精通した外部の専門家から、お客さま向けの各種資料やサービス施策等に関する意見・アドバイスをいただき、お客さま視点を取り入れた業務改善を推進しています。
VOC [*] 連絡会	企業品質部およびお客さまサービスセンターが協働で、お客さまから寄せられたお問い合わせやご要望の声を確認し、業務改善への活用を検討のうえ、担当部へ改善提言を行っています。 ※VOC：ボイス・オブ・カスタマー（Voice of Customer）

お客さま満足度の向上に向けた取組み

高齢者対応取組計画

高齢化の進展に伴い、ご高齢のお客さまに配慮した対応がますます重要になっています。当社のお客さまはご高齢の方が多く、従来から利便性が高く、わかりやすい手続き・サービスの改善取組みを積極的に進めてきました。

取組みを進めるにあたり、年間計画として「高齢者対応取組計画」を策定し、手続き書類の簡素化や、わかりやすいご案内書類の作成等の具体的な施策を実行しています。

2020年度は、「より見やすく、わかりやすく、使いやすい」を目指したご案内書類等の改善やご契約後のアフターフォローの取組みを通じて、ご契約いただいている商品の理解促進や継続的な情報提供を行うことで、ご高齢のお客さまの利便性・満足度の向上を図りました。

品質向上取組計画

「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づいた品質向上に取り組む企業文化の醸成、お客さま満足度の向上、業務品質の向上に向けた取組みを、全社において年間を通じて実行するため、「品質向上取組計画」を策定しています。

2020年度は、苦情等のお客さまの声の収集・分析を通じた業務の改善取組みやご契約者さま向けのインターネットサービスの利用率向上に向けた取組み等を推進しました。

ハートフルラインサービス

ご高齢のお客さまに配慮した対応として「ハートフルラインサービス」を開始しました。

当社では、お客さまからお客さまサービスセンター（コールセンター）にお電話をいただいた際、音声自動応答システムにより、ご用件に応じた番号をお客さまにご選択いただいています。「ハートフルラインサービス」は、ご高齢のお客さまからお電話いただいた際、お客さまの電話番号を自動判別し、音声自動応答システムを経由せず、速やかにオペレーターに接続することで、お客さまのご負担を軽減します。

手話・筆談通訳サービス

聴覚・発話に障がいのあるお客さまを対象に、手話・筆談によるオンライン通訳サービスを利用したご契約のお問い合わせやお手続きを受け付けています。

カメラ付きパソコン、スマートフォン等（手話・筆談）を通じたお客さまからのご連絡を、株式会社プラスヴォイス社（通訳センター）の手話通訳オペレーターが受け付け、同時に当社担当者へ電話で手話・筆談内容を通訳します（3者コミュニケーション）。

お客さまの声（苦情）の受付状況

当社では、お客さまからのお申し出のうち、不満足の原因があったものを幅広く「苦情」として位置付けています。お客さまから寄せられた「苦情」を真摯に受け止め、速やかに対応するとともに、お客さま満足度の向上および業務改善につなげるよう取り組んでいます。

2020年度の苦情受付件数は、「保険のご加入に関するもの」をはじめ、総じて2019年度から減少しました。

なお、「苦情」の受付状況は四半期ごとに当社オフィシャルサイト上で公表しています。

2020年度苦情受付件数

項目	受付件数
保険のご加入に関するもの	530件
ご契約後のお手続きに関するもの	603件
保険金・年金等のお支払いに関するもの	268件
その他*	1,416件
合計	2,817件

※「運用実績に関する苦情」「フリーダイヤルの受信状況に対する苦情」「会社・代理店の態度等に関する苦情」「電話応対に対する苦情」「代理店担当者やサービスに関する苦情」「商品内容・仕組みに関する苦情」など

お客さまサービスセンターの取組み

「お客さまサービスセンター」（コールセンター）では、お客さまからのお申し出やお問い合わせに迅速かつ適切に対応できるよう、電話対応の品質向上に向けたさまざまな取組みを推進しています。具体的には、音声認識システムを利用した「対応スキル自動評価」を導入しているほか、AIセルフロールプレイングシステムやeラーニングコンテンツ等を活用した研修を行い、すべてのオペレーターの電話対応スキルを定期的にチェックし、対応品質・スキルの向上に取り組んでいます。

また、お客さまからのお電話が急増した場合にも電話対応のサービスレベルを維持できるよう、要員体制を整備するとともに、MS&AD事務サービス社等と連携した強固な受電体制を構築しています。

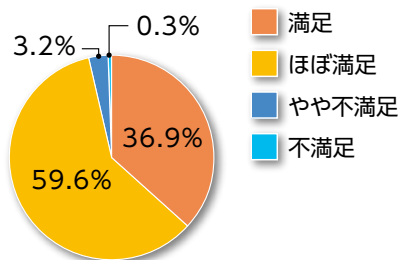
お客さまアンケート

当社ではより多くのお客さまからのご意見・ご要望をお伺いし、サービス品質のさらなる向上につなげるため、お客さま向けにさまざまなアンケートを実施しています。

新たに保険契約を申し込まれた際の保険証券送付時のアンケート

保険証券を送付する際にアンケートを同封し、その結果を募集資料や申込書類のわかりやすさ等の改善に活かしています。

■ 保険契約の手続きに関する満足度



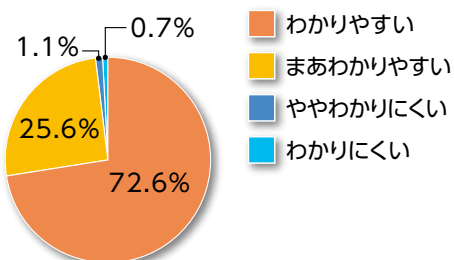
2020年度 アンケート概要

実施期間：2020年4月～2021年3月
 調査対象：新たに保険契約を申し込まれたお客さま
 回答数：27,905件
 調査内容：保険契約手続きの満足度、商品の特徴やリスクのわかりやすさ、商品パンフレットのわかりやすさ 等

電話対応・保全手続きに関するアンケート

お電話で請求いただいた保険契約の内容変更、名義変更等のお手続き書類を送付する際にアンケートを同封し、その結果を当社お客さまサービスセンター（コールセンター）の対応や保全手続き書類の改善に活かしています。

■ 電話対応時のわかりやすさ



2020年度 アンケート概要

実施期間：2020年6月～7月、2020年11月～12月
 調査対象：上記期間に、お電話で契約内容変更・名義変更等の請求をいただいたご契約者さま
 回答数：1,694件
 調査内容：記入方法のわかりやすさ、お客さまサービスセンター（コールセンター）での説明のわかりやすさ・話す速さ、書類が届くスピード 等

お客さまの声に基づく主な改善事例

お客さまから寄せられたご意見やご要望については、分類および分析を行い、品質向上委員会において適切な改善措置等を協議し、お客さま満足度の向上・苦情未然防止に向けて取り組んでいます。

新たなサービスのお取扱いやサービスの改善を実施した主な事例は以下のとおりです。

お客さまの声	子供や孫の誕生日、配偶者の結婚記念日等に贈与したい。
改善事例	お客さまが希望する任意の日に生存給付金支払日を指定できる「アニバーサリー機能」を開発しました。

お客様の声	・電話音声ガイダンスが聞こえにくく、どのメニュー番号を選択してよいのかわかりにくい。 ・障がいがあり、電話での問い合わせが難しい。
改善事例	「ハートフルラインサービス」、「手話・筆談通訳サービス」を導入しました。
お客様の声	契約している商品内容を忘れてしまったので、改めて確認したい。
改善事例	商品のポイントを解説した動画を製作し、「ご契約状況のお知らせ」に動画のQRコード*を掲載しました。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言

当社は、2013年4月1日付で、国際規格「ISO10002」（品質マネジメント — 顧客満足 — 組織における苦情対応のための指針）の自己適合宣言を行いました。

同規格に適合した苦情対応態勢を維持・強化するために、社内で年間取組計画を策定し、企業品質とお客さま満足度の向上に取り組んでいます。

〈2020年度取組み例〉

- 苦情の受付件数推移や主なお申し出内容、ご高齢のお客さま対応等に関する研修を全社員を対象に実施
- 苦情対応、苦情未然防止に関する代理店への指導実施
- 苦情報告漏れ防止に向けたモニタリングの実施 等

国際規格「ISO10002」の概要

ISO10002は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。マネジメントシステムの構築や運用については、当事者が自ら評価し、適合を宣言することができます。

当社は、「ISO10002」の自己適合宣言後もお客様の声を業務改善に活かす取組を継続的に実施しており、2019年3月20日にMS&ADインターリスク総研株式会社の評価を受け、同規格の要求事項に適合した態勢を保持していることを確認しました。

金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）

「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR）機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しています。

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者さま等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者さま等の正当な利益の保護を図っています。

ご利用にあたっては、所定の手続きが必要となります。詳細については、生命保険協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所

TEL：03-3286-2648

受付時間：9:00～17:00（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

適切に保険金等のお支払いを行うための取組み

当社は保険金および給付金等（以下、「保険金等」といいます）のお支払いが、生命保険事業における基本的かつ最も重要な機能であるという認識のもと、保険金等のお支払いを適切に行うために以下の取組みを実施しています。

保険金等支払管理態勢の整備

当社は、「保険金等支払管理方針」において、迅速かつ適切な保険金等支払管理態勢の構築に向けた基本姿勢や態勢整備に関する基本的な考え方を規定し、これに基づき支払管理態勢を整備しています。

「保険金等支払管理方針」の概要

1. 基本姿勢

保険金等の支払いの仕組みや支払可否について、保険契約者等に理解を得られるよう真摯かつわかりやすく説明するとともに、公平性・健全性に留意し、迅速かつ適切に支払業務を遂行する。

2. 支払管理態勢整備の基本的な考え方

- (1) 保険契約者等の保護に十分留意したものとなっているかの観点をも最上位の価値観とする。
- (2) 契約加入時から支払期日到来時およびその後の請求可能期間中の各段階で十分に説明する。
- (3) 適時・適切な支払いが行われる実効的な態勢や適切な監視・検証態勢を整備する。
- (4) 業務に精通した人財を確保する観点から計画的な人財育成に努める。

当社は、上記方針に基づき、各種マニュアルの策定、査定業務や支払内容に対する定期的な検証、ならびに支払査定に携わる社員への「生命保険支払専門士」資格の取得義務付けなどを行っています。

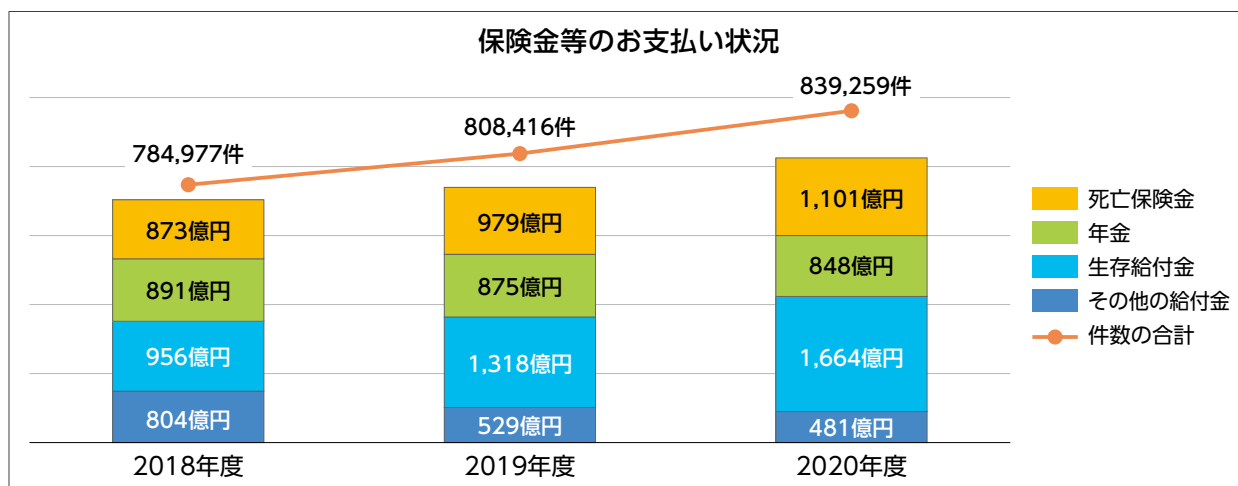
お客さまからのお申し出に対する態勢

保険金等のお支払い結果について、お客さまから確認のお申し出を受けた際には、そのお支払い内容あるいは判断内容等の確認を行います。

また、上記の確認にあたって高度な法的判断または医学的判断を要するものについては、支払部門だけでなく、法務部門、社内外の弁護士・医師等にも見解を求めたうえで最終判断を行います。

保険金等のお支払い状況（2020年度）

2020年度にお支払いした保険金等の金額・件数は以下のとおりとなりました。



※ その他の給付金とは、「年金の一括支払」、「年金原資の一括支払」などのお支払いとなります。また、解約等については含んでおりません。

※ 件数については、お支払い件数単位で算出しています。

保険金等の円滑なお支払いに関する取組み

当社は、お客さまが保険金等を円滑・確実にお受取りいただくことを目的として、以下の取組みを行っています。保険金等のお支払い時において、お客さまへお手続きをわかりやすくご案内できるよう、継続的な改善に努めています。

保険金等のお支払いに関連する主な取組み

- 「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまから相談申出があった場合、ご請求手続きに必要な書類を一部省略する等、お客さまの個別事情を勘案した簡易迅速なお取扱いを実施しています。
- 約款・特約条項を改定し、災害死亡保険金の支払対象となる感染症の範囲に「新型コロナウイルス感染症」を追加するお取扱いを実施しました。
本件については、「ご契約状況のお知らせ」や、死亡保険金請求書類にご案内チラシを同封してお知らせしました。
- 2021年7月より、生存給付金の請求手続きがスマートフォンで実施できるようになりました。お客さまがご請求される際、請求書類へのご記入や書類のご返送などのお手間を省くことにより、お客さまの利便性向上を図っています。

ご高齢のお客さまに配慮した取組み

- ご契約後にお問い合わせいただいた際の利便性向上、および年金・保険金等を円滑・確実にお受取りいただくことを目的として創設した「ご家族登録サービス」「指定代理請求特約」をお客さまへ積極的にご案内し、ご利用の促進を図っています。

ご家族登録サービス

ご契約者さまだけでなく、事前にご登録いただいたご家族さまにも、ご契約者さまと同等の範囲で、保険契約の内容に関する情報開示・提供を行うサービスです。

2021年3月末時点の登録件数 227,215件（同時点における保有契約件数 104万件）

指定代理請求特約

年金受取人ご本人が年金支払請求の意思表示をできない場合等に、ご契約者さまによってあらかじめ指定された代理人の方が受取人に代わってお支払を請求できる特約です。

2021年3月末時点の付加件数 191,803件（同時点における本特約が付加可能な契約件数 43万件）

- お客さまにご請求の意思があるものの、身体上の理由等により請求書類のご記入が困難な場合、ご家族さま等による請求書類の代筆記入のお取扱いを行っています。また、お手続きに必要な公的書類の取得が困難な場合、当社に委任状をご提出いただくことで、当社が市役所等から公的書類を代行取得するお取扱いを行っています。
- 当社からお送りした請求書類が未返送となっているお客さまには、お電話や書面にてご請求の案内を行う等、ご請求もれを防ぐための取組みを推進しています。

商品の開発状況と販売商品の一覧

当社では、「人生100年時代」を見据えた、お客さまの「つかう」「わたす」「のこす」「ふやす」といった多様なニーズにお応えするため、多彩な商品ラインアップをご用意しています。

また、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づき、お客さまにご満足いただける商品をご提供するために、常にお客さま視点に立った商品開発・改定に努めています。

なお、商品の特徴・リスクにつきましては、巻末に掲載の「お客さまにご留意いただきたい事項」（102ページ）をあわせてご覧ください。

直近の商品開発・改定状況（2021年4月まで）

- 生存給付金を受け取れる終身保険「やさしさ、つなぐ」を改定し、生存給付金支払日をご家族の誕生日などご希望日に指定いただくことができる「アニバーサリー機能」を追加した「やさしさ、つなぐ2」を発売しました。（2021年4月）
- 一時払保険料相当の死亡保障を契約通貨建てで確保しつつ、ご契約の2年後に死亡保障が増える外貨建て終身保険「自分で使える終身保険」を発売しました。増えた死亡保障額の範囲内で、「自分で使える引出部分」として、自由に引き出すことができる機能を備えています。（2020年8月）
- 「人生100年時代を楽しむ」ことをコンセプトとして、横浜銀行・千葉銀行と当社が共同で企画・開発した、両行による業務提携「千葉・横浜パートナーシップ」専用商品である「10年先へのプレゼント」を発売しました。（2020年7月）
- 生存給付金を受け取れる終身保険「やさしさ、つなぐ」に、所定の認知症・要介護状態に備えることができる介護保障特約を追加した「やさしさ、つなぐ+介護」を発売しました。（2020年7月）

販売商品の一覧（2021年7月1日現在）

定額終身保険

通貨選択型特別終身保険

3種類の通貨（米ドル、豪ドル、円）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する特別終身保険です。ご契約後、すぐに生存給付金としてお受取りいただけます。

通貨選択型特別終身保険

やさしさ、つなぐ2

やさしさ、つなぐ+介護2

幸せの贈りもの

想いの架け橋2

贈るよろこび2

外貨建定額終身保険（コース選択型）

複数の外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する通貨選択利率更改型の定額終身保険です。契約時に、お客さまのご希望に合わせて機能の異なる2つのコースから選択することができます。

円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険 / 死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）

しあわせ、ずっと2

外貨建定額終身保険（円建終身移行特約付）

複数の外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する通貨選択利率更改型の定額終身保険です。一時払保険料（基本保険金額）が、契約日および更改日における積立利率で複利運用されます。所定の条件のもと、円建終身へ移行することができます。

円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険

しあわせ、ずっと

しあわせ、ずっと

しあわせの架け橋

GROWING LIFE

外貨建定額終身保険（定期支払特約付）

複数の外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する通貨選択利率更改型の定額終身保険です。毎年、定期支払金をお受取りいただくことができます。また、定期支払金を契約通貨ではなく円でお受取りいただくこともできます。

死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）

たのしみ、ずっと

しあわせの架け橋（定期支払プラン）

通貨選択型逓増終身保険

複数の通貨から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する逓増終身保険です。所定の時期に死亡保険金が契約通貨建てで大きくなる商品と、所定の時期に大きくなった保険金額部分をご自身で引き出すことができる商品があります。

通貨選択利率更改型逓増終身保険

おおきなまごころ2

おおきなまごころ3

自分で使える終身保険

変額終身保険

変額終身保険（一般勘定移行型）

特別勘定で運用成果を追求し、その後定額保険に移行する終身保険です。最低保証のある死亡保障が生涯にわたり継続し、さらに移行日以後は死亡保障を充実させます。

目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険

げんき、ささえる

三井住友プライマリー
投資型終身保険（ターゲット型）

外貨建変額終身保険（一般勘定移行型）

複数の外貨（米ドル、豪ドル）から1通貨（契約通貨）を選択し、特別勘定で運用成果を追求、その後定額保険に移行する外貨建ての終身保険です。最低保証のある死亡保障が生涯にわたり継続し、さらに移行日以後は死亡保障を充実させます。

通貨選択一般勘定移行型変額終身保険

ラップギフト

定額個人年金保険

通貨選択型定額個人年金保険（受取重視型）

複数の通貨（米ドル、豪ドル、円）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する定額個人年金保険です。年金種類、据置期間（0～10年）を選択し、契約時点で年金額が決まります。

通貨選択生存保障重視型個人年金保険

人生応援年金

人生応援年金

三井住友プライマリー定額年金
(外貨建・生存保障重視型)

かがやきの架け橋

人生100年時代を築く
つむぐよろこび

通貨選択型定額個人年金保険（コース選択型）

複数の通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、ニュージーランドドル、円）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する定額個人年金保険です。契約時に、お客さまのご希望に合わせて機能の異なる複数のコースから選択することができます。

通貨選択型定額個人年金保険

あしたの、よろこび2

みらい、そだてる

Broadway World III

MARE III

みらい、はぐくむ

かなう、よろこび+

※商品によって契約通貨は異なります。

通貨選択型定額個人年金保険（指数連動型）

複数の通貨（米ドル、円）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する定額個人年金保険です。参照指数の上昇を年金原資に反映します。

通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）

10年先へのプレゼント

変額個人年金保険

変額個人年金保険（目標設定型）

契約時に目標値を設定し、目標達成した場合には運用成果を自動確保する変額個人年金保険です。

目標設定特則付変額個人年金保険（10）

円建年金移行特約付通貨選択型定額部分付変額個人年金保険

届くしあわせ

しあわせの便り

ハッピーロード

平準払個人年金保険

通貨選択型個人年金保険（積立利率変動型）

複数の外貨（米ドル、豪ドル）から1通貨（契約通貨）を選択し、その通貨で運用する通貨選択利率変動型の個人年金保険です。円で一定額の保険料をお払込みいただき、毎月契約通貨建てで積み立てます。

生存保障重視型平準払個人年金保険（利率変動型）

あしたも 充実

100歳時代応援つみたて

(注) 販売中の一部の商品において、市場金利等の影響により、契約通貨の一部のお取扱いを停止している場合がございます。

情報開示の充実に向けた取り組み

当社は、当社の取り組み内容や業績に関する正確、迅速かつ公平な開示を通じて、お客さまや代理店などのステークホルダーの皆さまからのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー・ポリシーを策定するとともに、当社の状況や業績などについて、さまざまな媒体を通じて積極的な開示に努めています。

ディスクロージャー・ポリシー

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的として、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資すると思われる有用情報を開示してまいります。

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

以上

三井住友海上プライマリー生命の現状

本冊子です。
生命保険協会、消費者生活センターなどにも配付されており、当社オフィシャルサイトでもご覧いただけます。
幅広い情報を公開することによって、当社経営の透明性を高め、お客さまからの信頼の維持・向上に努めています。

会社案内・会社案内VTR

当社の会社概要、MS&ADホールディングスの状況を簡潔にご説明する冊子を作成しています。
また、当社オフィシャルサイトにおいては、会社案内VTRをご視聴いただけます。会社案内VTRでは、当社の概要、強み(Company Strengths)などをご紹介します。

オフィシャルサイト

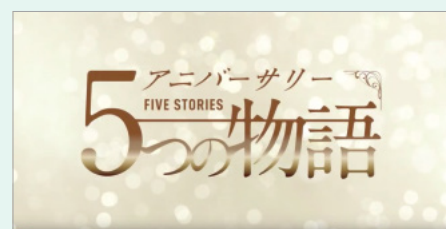
当社の経営状況や商品のご説明、特別勘定の運用実績、ニュースリリースなどを掲載し、適時・適切な情報開示に努めています。

<https://www.ms-primary.com/>



YouTubeによる情報提供

お客さまや代理店の皆さまに、当社に関する役立つ情報を広く、わかりやすく提供するため、世界最大のオンライン動画共有プラットフォームであるYouTubeに当社公式チャンネルを開設しています。



公式チャンネルページに掲載しているコンテンツ例

三井住友海上プライマリー生命 YouTube 検索

当社は、「契約前」「契約時」「契約後」の各段階に応じて、以下の情報提供を行っています。

「契約前」においては、ご希望に沿う商品をお選びいただくために、お客さまのご意向・目的、投資経験等を伺ったうえで、保険商品のメリットだけでなく、ご確認、ご注意いただきたい情報をあわせてご提供いたします。

「契約時」には、お選びの商品がご希望やニーズに適った商品であるかを再確認していただくため、ご契約内容に間違いがないか等の情報を提供し、ご満足いく商品をご契約いただけるよう努めています。

また、「契約後」は、ご契約の状況、ご加入の商品の概要等の情報を定期的にご提供し、安心してご契約をご継続いただけるよう努めるとともに、当社オフィシャルサイト上でのタイムリーな情報提供を行っています。

(2021年7月1日現在)

契約前



契約時

契約後

商品概要資料

比較可能な同種の保険商品の中からお客さまのご意向に合った保険商品をお選びいただけるよう、商品の全体像が理解できる情報提供資料にて商品の概要を説明しています。

募集補助資料（投資信託の目論見書相当の説明補助資料）

外貨建て一時払保険に関するリスクについて、お客さまのご理解をより深めていただくことを目的として、作図等を用いて「為替リスク」や「市場リスク」等を簡易に説明しています。

商品パンフレット

商品の仕組みや特徴だけでなく、デメリット情報もあわせて明示し、お客さまが商品を適切にお選びいただけるようわかりやすく説明しています。

契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）

お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を「契約概要」に、お客さまにご注意いただきたい情報を「注意喚起情報」に分類してご説明しています。



ご契約のしおり・約款

ご契約に伴う大切な事項、商品の詳しい内容をご説明しています。
※当社はご契約のしおり・約款のWEB化を推進しています。

特別勘定のしおり

特別勘定の主な投資対象となる投資信託に関する情報を記載しています。
※当社は特別勘定のしおりのWEB化を推進しています。

意向確認書兼適合性確認書

お申込みになる保険がお客さまのご希望やニーズにあった商品・内容となっているか、また、投資性商品をお申込みになるにあたっての注意事項を最終的にご確認いただけます。

ご契約状況のお知らせ

ご契約者さまへ、ご契約内容の現況をお知らせする資料です。
(変額商品は3か月に1度、定額商品は1年に1度、ご案内します。)
※当社はご契約状況のお知らせのWEB化を推進しています。

特別勘定運用レポート

変額商品にご加入のご契約者さまへ、特別勘定の運用状況等をお知らせする資料です。
(3か月に1度、ご案内します。)

決算概況のお知らせ

すべてのご契約者さまへ、年度単位の決算概況をお知らせする資料です。
(1年に1度、ご案内します。)

教育・研修の充実に向けた取り組み

当社は開業以来、募集人へ、お客さまの多様なニーズにお応えし、わかりやすい情報の提供をするための教育・研修を実施しています。

研修は、対面（リアル）での研修に加え、オンライン研修や学習サイトの提供等を通じ、環境変化に対応し、代理店のニーズに合わせたさまざまな形態で教育・研修を提供しています。

代理店教育・研修の概要

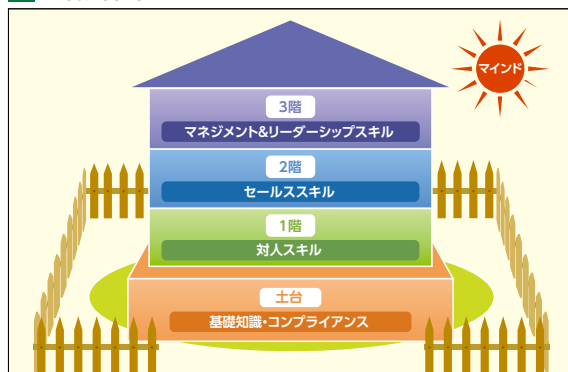
豊富な研修メニュー

当社商品の販売に必要な業務知識やスキル研修のほか、コンプライアンスやマネジメントスキル研修など、豊富な研修メニューを取り揃えており、生活・成長の基盤である家のイメージに例えて、以下のとおり体系的に研修メニューを整理しています。

- 土台：金融基礎知識、コンプライアンス研修
- 1階：お客さまと良好な関係を構築するためのコミュニケーション研修
- 2階：お客さま満足度を高めるセールスのための研修
- 3階：部下・後輩を育成・指導するための研修

また、習得した知識やスキルを最大限発揮するためのマインド面を強化する研修メニューを取り揃えています。

研修体系のイメージ



「お客さま本位の業務運営」を支援する研修メニュー

代理店が実践する「お客さま本位の業務運営」を支援する研修メニューを幅広く取り揃え、提供しています。

- ◎「わかりやすく伝える 外貨建て保険販売の苦情未然防止研修」：
具体的な事例をもとに苦情未然防止のノウハウを体感・習得する
- ◎「コンサルティングセールス研修」：お客さまの想いを実現するための販売手法を習得する
- ◎「最適な提案のための仮説想像力研修」：お客さまに喜ばれる最適な提案の実現のため、Web VR*などを活用し、想像力・仮説立案力を体感・実践により養成する

※ヘッドセット等の特別な機器を身に着けることなく、スマートフォン等のWEBブラウザ上で仮想現実の環境を提供するもの

Web VRワークの
イメージ動画は
こちらからご覧ください。



PDCAを意識したサポート体制

研修で習得した知識やスキルは、実際に販売現場で活用することが重要です。また、販売現場で活用した体験を振り返って改善していくことは、受講者のさらなる成長を促します。

当社は、研修の企画・運営だけでなく研修後も受講者を継続的にバックアップします。



代理店教育・研修の運営

対面研修、セミナーの実施

研修では、受講者の能動的な学習を促すアクティブラーニングを取り入れています。カメラを使用したロールプレイングやお客さまの100年人生を体感するカードゲームなど実践形式の研修運営を行っています。

代理店の販売担当者向けの研修のほか、預り資産推進リーダーやマネジメント層など、幅広い階層を対象として、最新トピックスをテーマとした研修・セミナーを実施しています。



感染対策を施した対面研修の実施



預り資産推進リーダー向け研修（2019年度実施）

オンライン研修の取組み

2020年度より新たにオンラインによる研修を開始しました。

オンライン研修においても「対面研修と同等の研修効果を発揮する」ことを目指し、各種オンラインツールの特性を研究し、双方向性を確保した参加型の研修運営を実現しました。オンライン上でも「研修講師と受講者の意思疎通」「グループワークなどによる受講者間の意思疎通」が可能な研修を行っています。

個別の代理店向けのオンライン研修だけでなく、自由参加型のオープンセミナーや情報共有会にも多くの担当者の方にご参加いただいています。



教育・研修の
充実に向けた取組み

オンライン専用研修メニューの開発

代理店において、お客さまと非対面でのコミュニケーションを図る動きが広がっている中、代理店からは「対面でのコミュニケーションとは異なる難しさがある」との声が寄せられていました。

そこで非対面でのコミュニケーションスキルを高めるための研修「セールスのためのオンラインコミュニケーション」を2020年10月に開発しました。

当研修は、オンラインでのコミュニケーションを自ら体感し、伝わりにくい理由や、どのような話し方・ジェスチャーをすれば効果的か等のノウハウを修得いただけるよう工夫しています。またオンライン上でのコミュニケーション時のポイントにとどまらず、効果的なコミュニケーションのための事前準備の留意点等も含め、代理店でのオンラインセールスを、より効果的に実践するために必要なコミュニケーションスキルを習得できるよう設計しています。



WEBサイト（プライマリー・デジタルナレッジ）を通じた映像配信

スマートフォンやタブレット端末、パソコンから自由な時間に“てがるに学べる”学習環境を提供するため、代理店向け専用の学習サイト「プライマリー・デジタルナレッジ」を開設し、代理店の皆さまの「自学・自習」による能力開発やスキルアップを支援しています。

金融基礎知識や商品知識を習得するための動画コンテンツを多数掲載しているほか、保険募集に関するコンサルティングスキルを高めるための動画や、お客さまとの信頼構築に向けたアフターフォローに関するコンテンツなどを掲載しています。



サイトのトップ画面

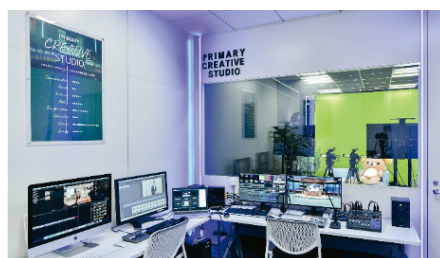
研修施設・設備

ライブ配信研修の実施～映像配信スタジオ「PRIMARY CREATIVE STUDIO」の新設

オンライン教育に関するニーズの高まりに対して、ライブ配信形式の研修やWEBサイトを通じた学習コンテンツの提供を充実させるため、最新のデジタル機器等を導入した映像配信・動画制作スタジオ「PRIMARY CREATIVE STUDIO」を東京の本社内に設置しています。

当スタジオでは、研修受講者にわかりやすく工夫を凝らした研修を実施できるようリアルタイムに画像を合成する技術等を活用しています。具体的には、ピクチャーインピクチャー（画面の一部に別の画面を表示）技術により、CGで作られたバーチャルスタジオからのライブ配信の中で、他拠点との中継、リアルタイムでの字幕表示、事前に収録した映像を再生することができます。

ライブ配信形式の研修実施やWEBサイトを通じた学習コンテンツ提供などにより、代理店の皆さまの能力開発やスキルアップを支援しています。



スタジオに併設している編集室

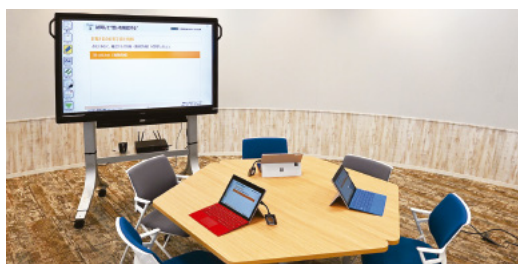


スタジオ風景

プライマリー SUCCESS 研修センター

当社がご提供する研修を快適な環境で受講いただけるよう、研修施設「プライマリー SUCCESS 研修センター」を東京と大阪に開設しています。両研修施設は「講義」「ロールプレイング」「グループワーク」などの研修スタイルに対応し、受講者の人数に応じて、レイアウトを自由に変更できます。また、曲面大型スクリーンに投影される映像を活用し受講者が実際のセールスシーンに近い場면을疑似体験できるなど、より実践的かつ効果的な研修の実施が可能となっています。

東京SUCCESS研修センターには受講者が休憩時間にリラックスすることでメリハリのある研修を受講できるよう、窓の大きさや景観に配慮した開放感のあるリフレッシュスペースを設置しています。



最新のデジタル機器の活用により、受講者のアイデアなどを可視化することで、情報共有を効率的かつ効果的に促進



窓に面したリフレッシュコーナーなど、受講者がリラックスできる場を設置し、メリハリの効いた研修受講をサポート

情報システムに関する状況

当社では、お客さまのご契約情報を安全に管理するとともに、ご要望に応じたさまざまなサービスを迅速にご提供できるよう、最新の情報技術（IT）を活用したシステムを構築し、高度な安全対策が施されたデータセンターで運営しています。

2020年度のシステム開発への取組み

- ◎ 契約申込書等をペーパーレス化し、お客さまにご記入いただく部分を極力減らすとともに、保険証券をお客さまへより早くお届けする取組みを進めているほか、代理店におけるペーパーレスの展開を推進しています。
- ◎ 代理店がお客さまにご提示する設計書や保険契約の申込書を作成する際にご利用いただくWEBシステムについて、システム構造の抜本的な見直しにより、新商品開発やサービス改善を迅速に行い、また、システム開発費用を抑制するために、全面的に刷新しました。

情報システムの活用状況

- ◎ MS&AD インシュアランス グループの共通基盤（サーバー運用、ネットワーク、コールセンター通話制御基盤等）を利用することにより、強固で安定したシステム運用を実現しています。
- ◎ 先進的な仮想化技術を組み合わせ、信頼性と拡張性を兼ね備えたシステム基盤を構築しています。本基盤により、情報システムの開発・運用コストの将来的な増加を抑えるほか、開発スピードを高め、新商品の投入サイクルの短縮を図ります。
- ◎ 全営業社員にタブレットPCやスマートフォンを配付し、営業活動の効率化を進めるなど、最新の情報技術を積極的に活用し、サービスや業務品質の向上に取り組んでいます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、人と人の接触機会を低減するために、WEB会議や電子契約書サービス等のデジタルツールを活用しています。

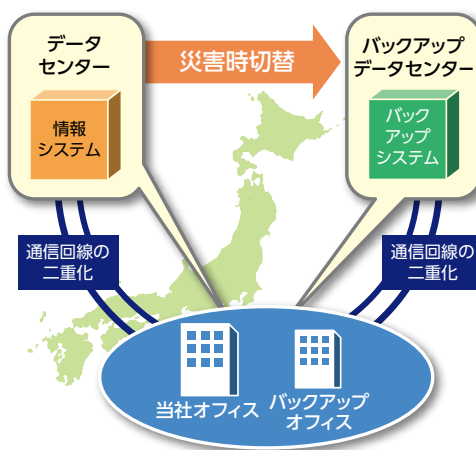
事業継続性の確保

高度な安全対策が施されたデータセンター（FISC*の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」に準拠）に情報システムを設置し、さらに地理的に離れた場所にバックアップシステム（異なる電力会社の供給エリアに設置）・オフィスを置くなど、広域災害時にも継続性を確保するための仕組みを構築しています。

定期的に災害対策演習を行い、対応手順を確認するとともに、その結果を評価して必要な改善を行うことで、事業継続性の確保に万全を期しています。

※ FISC：The Center for Financial Industry Information Systems（公益財団法人金融情報システムセンター）重要な社会インフラである金融情報システムの安全性を確保するための自主基準の策定や普及啓蒙活動を行う機関

災害時の事業継続を確保するシステム配置



サイバーセキュリティへの取組み

- ◎ ウイルス感染および情報漏えいを防ぐために、社内システム環境とインターネット環境を分離しています。また、標的型攻撃メールやビジネス詐欺メールに対する社員訓練を継続的に行うことで、ウイルス感染および情報漏えいのリスクの低減を図っています。
- ◎ さまざまなサイバー攻撃（サービス妨害、ウイルス感染、不正アクセス、システム改ざん等）を受けた場合を想定した対応演習を実施し、サイバー攻撃発生時の社内各部の役割や報告手順等を確認することで、有事の際にも適切な対応ができる態勢を構築しています。

デジタルライゼーションの推進

当社では、中期経営計画「Vision 2021」ステージ2において、「デジタルライゼーションの推進による業務プロセス改革および競争力の強化」を成長戦略の一つとして掲げています。これに基づき、当社におけるデジタルライゼーションの全体像および具体的な取組内容を「デジタルライゼーション戦略」および「実行計画」として策定し、積極的な取組みを実施しています。

ライフスタイル・ビジネススタイルの変化や社会全体のデジタル化が加速する中、デジタルライゼーション取組みを通じて、業務プロセス改革と競争力の強化とともに、既存ビジネスの改革を通じた業務効率化・合理化を図っていきます。

デジタルライゼーション戦略の概要

DX(デジタルトランスフォーメーション)、DI(デジタルイノベーション) 施策およびそれらを支える推進基盤の取組みを進めています。

DX(デジタルトランスフォーメーション)の取組み

DXにおいては、既存の当社ビジネスを改革し、競争力を強化するとともに、業務効率化・合理化の実現に向けた取組みを推進しています。

IT推進部内に設置した「デジタルライゼーション推進室」が主体となり、営業組織におけるデータ利活用の促進、代理店におけるデジタル技術を活用した保険募集のサポート、スマートフォンをご利用のお客さま向けサービスの拡充などの具体的な取組みを進めています。

DI(デジタルイノベーション)の取組み

DIでは、様々な環境変化を踏まえ、既存事業へのデジタル技術の活用等によるビジネスモデルの変革や新たな事業モデルの検討・構築に取り組んでいます。

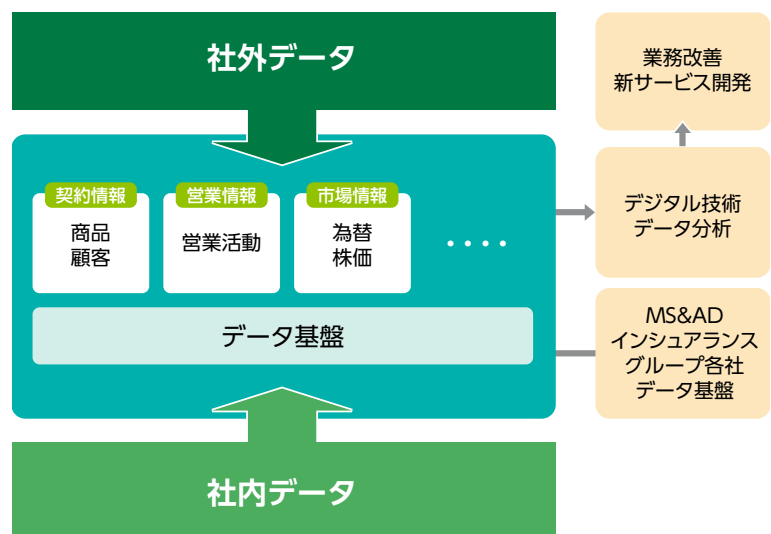
なお、DIに関する取組みを加速させる観点から、2021年4月1日付で「デジタル・イノベーション部」を新たに設置しました。

推進基盤の取組み

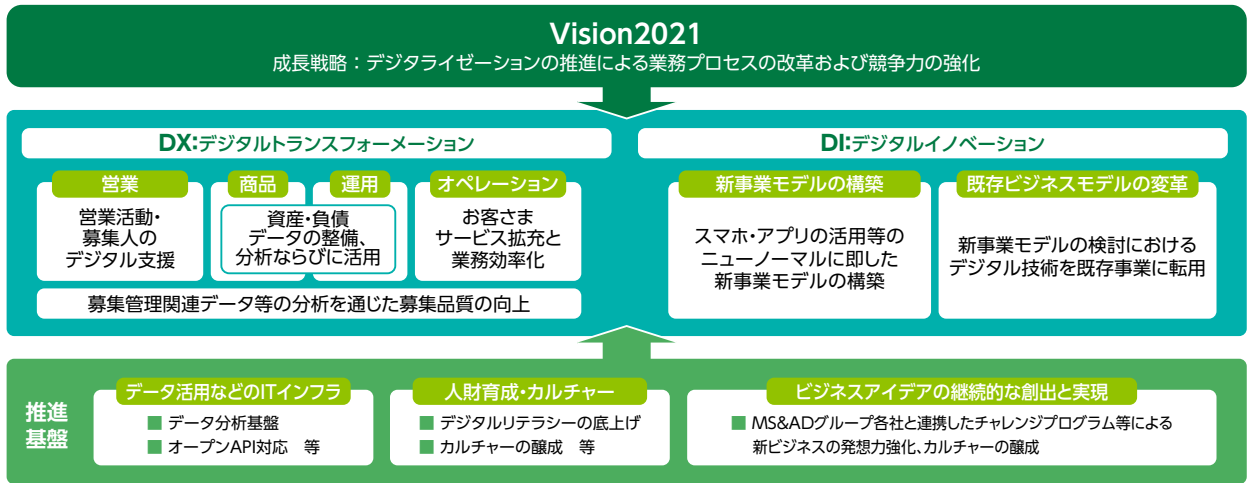
推進基盤の観点では、データ活用などのITインフラ整備および人財育成・カルチャーの醸成等に向けた取組みを進めています。

データ活用については、社内外の多様なデータを蓄積するデータ基盤の構築を進めています。蓄積したデータを分析することで、業務改善を進めるとともに、社会課題の解決に資する付加価値を高めた商品・サービスの開発を図ります。今後、MS&ADインシュアランスグループ各社のデータ基盤と連携し、より高度なデータ利活用ができる態勢を構築する予定です。

デジタル人財育成・カルチャー醸成の観点では、全社員のデジタルスキルを底上げし、デジタル技術が活用された業務に対応できるデジタルリテラシーの向上を目指し、社員にITパスポートの受験を推奨しています。また、「デジタル人財認定制度」を設け、デジタル専門人財の育成に取り組んでいます。



デジタルライゼーション戦略の全体像



デジタルライゼーション導入例

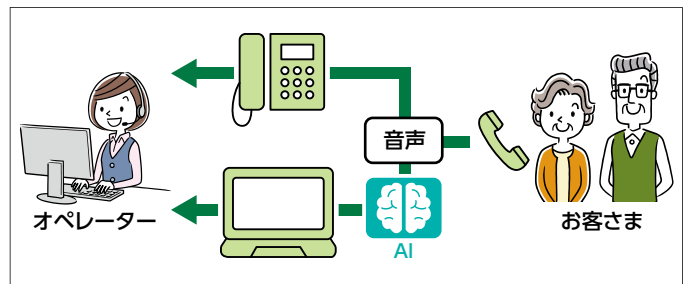
音声認識システム、自動応対システム（チャットボット）等の導入

お客さまサービスセンター（コールセンター）では、通話内容を即時に文字化する音声認識システムを導入しています。通話内容を文字化することによって、お客さまのお問い合わせの聞き漏らしを防止するほか、通話内容に応じた資料をオペレーターがタイムリーに利用できる機能を活用するなど、迅速・正確な応対に向けた取組みを行っています。

また、オペレーターの教育支援ツールとして、お客さま役ロボットとオペレーターが会話形式でトレーニングできる「AIロールプレイング」システムを導入しています。音声認識システムで文字化された発話内容とシナリオをAIが突合・分析して、より適切な模範応答を促すなど、電話応対品質の向上と効率的な研修の実現を図っています。

代理店向けには、チャット形式でご入力いただいたお問い合わせに対し適切な回答を表示する自動応答システム（チャットボット）の提供を開始し、サービスの充実と業務効率化に取り組んでいます。

音声認識システム



RPAなどによる業務プロセスの効率化・高度化

パソコンで手作業で行っていた定型的な事務作業を、ソフトウェアのロボットが代行し、自動的に処理をする仕組み（RPA：Robotic Process Automation）を活用して、定型的な事務作業の自動化を推進し、業務の効率化と品質の向上に取り組んでいます。

MS&ADインシュアランスグループとの連携

MS&ADインシュアランスグループでは「デジタルイノベーション推進のためのチャレンジプログラム」を開催し、データを活用した新しいビジネスモデルや商品・サービスのアイデアの創出に取り組んでいます。当社も同プログラムへの参加を通じ、多数のアイデアを発案・応募しています。

また、グループ各社で生まれたアイデアを一つのデータベースに保存して共有するアイディアデータベースや、グループ会社が接点を持ったスタートアップ企業を一つのデータベースに保存して共有するスタートアップデータベースを活用し、新たな取組みを促進しています。

コンプライアンスに対する基本姿勢・方針・規程

当社は、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、「MS&AD インシュアランス グループ コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンスに対する意識の徹底に取り組んでいます。

また、保険事業者としての社会的責任を果たすため、役職員一人ひとりが「三井住友海上プライマリー生命 行動憲章」に則り、法令や社内ルールを遵守して、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの信頼に応えるよう、誠実かつ公正に業務を遂行します。

なお、当社は、「行動憲章」、「コンプライアンス基本方針」のほか、コンプライアンスにかかる組織・体制等を定めた「法令等遵守規程」、役職員が遵守すべき法令およびその事例解説等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、それらの内容を遵守することを義務付けています。

コンプライアンス推進態勢

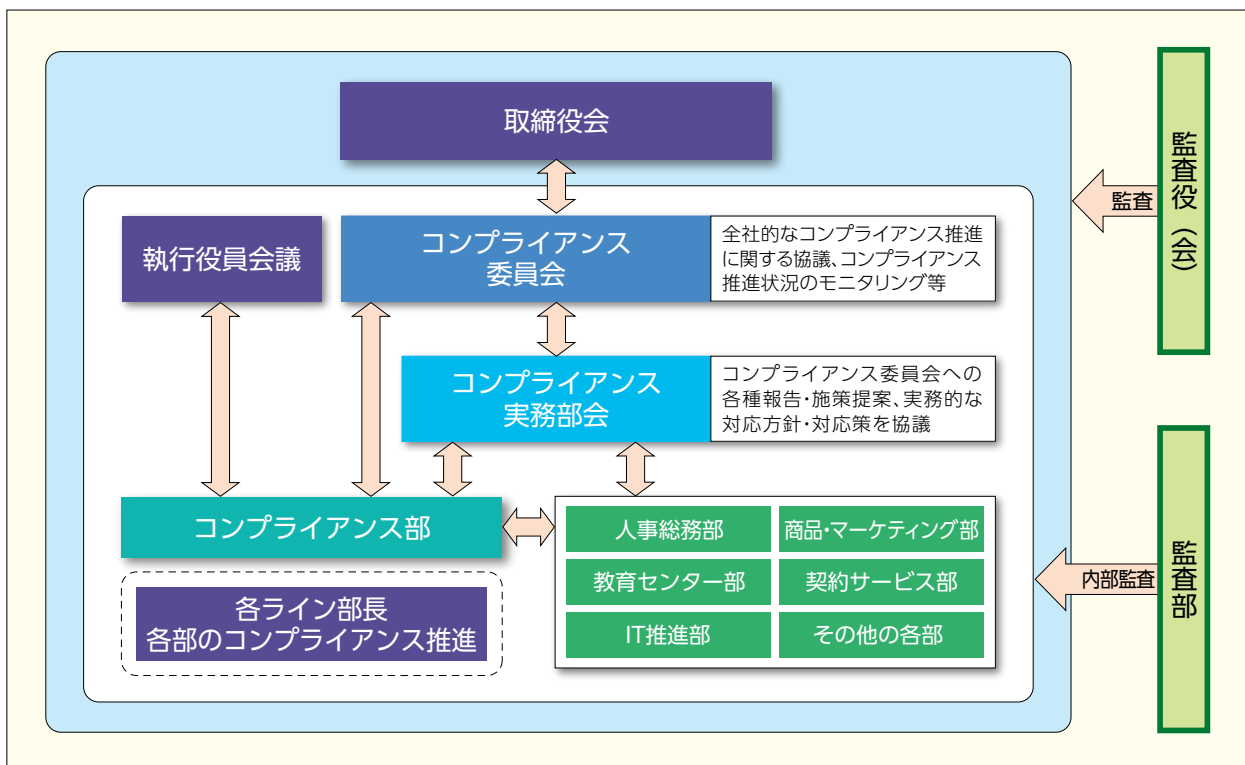
コンプライアンス体制

当社ではコンプライアンス全般に関する事項を一元的に管理する組織としてコンプライアンス部を設置しています。コンプライアンス部は、コンプライアンス態勢の整備、法務、保険募集管理、情報資産管理、契約分析等を通じたモニタリング、不祥事故、反社会的勢力への対応等に関する業務を担っているほか、社内各部と協働して不適切事象の未然防止・再発防止等の対応を行っています。

また、社内各部では、ライン部長をコンプライアンス推進の責任者とするに加え、実務面を補佐するコンプライアンス推進担当者を任命し、社内各部におけるコンプライアンス推進のための施策を企画・立案し実施しています。

さらに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する方針・規程および諸制度に関する協議、社内各部におけるコンプライアンス推進状況のモニタリングおよびコンプライアンス関連施策の立案・実施に関する関連部への要請を行っています。

■ 当社のコンプライアンス体制



コンプライアンスの推進に向けた取組み

当社は、募集管理態勢や顧客保護管理態勢等の強化および社員へのコンプライアンスに関する研修・指導の充実等について、全社的な目標を定めた「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、各部における具体的な実施内容を定めた「各部コンプライアンス計画」を策定し、全社的な取組みとして推進しています。

そして、全社での推進状況や対応すべき課題などについては、コンプライアンス部がとりまとめ、定期的に実施内容を評価したうえで、コンプライアンス委員会および取締役会へ報告しています。

コンプライアンス・プログラムおよび各部コンプライアンス計画の主な目的は、担当業務における態勢整備の課題と計画を明確にして、コンプライアンス態勢を着実に整備・強化することにあります。各部が自ら担当業務内で取り組むべき課題に対するPDCAを実践し、それを経営およびコンプライアンス部が監督することで、全社的にコンプライアンスを推進する態勢を構築しています。

内部通報制度（スピークアップ制度）

当社は、法令等違反の事実やその疑いのある事案を発見した場合の報告ルールを定めています。

また、通常の報告ルートでは報告が難しい事情がある場合の受付窓口として、MS&ADインシュアランスグループによる「スピークアップデスク」を設けています。

さらに経営上重大な違法・不正・反倫理的行為またはそのおそれのある行為について、監査役およびMS&ADホールディングスの監査役への通報制度を設け、違法・不正・反倫理的行為を会社として速やかに認識して是正を図る体制を構築しています。2020年3月には、消費者庁の内部通報制度認証「自己適合宣言登録制度」に登録されました。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取組み

当社では、当社の商品・サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）に利用されることを防止するための取組みとして、犯罪収益移転防止法および金融庁が定めるガイドラインに基づく取引時確認等の顧客管理の実施、確認記録、取引記録などの作成・保存、疑わしい取引の届出を行っています。

マネロン・テロ資金供与対策は、時々刻々と変化する国際情勢や、これに呼応して進化する金融機関等の対応に強く影響を受けるため、当社もこうした動向やリスクの変化に機動的に対応するとともに、当社が直面するリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講じることにより有効な管理態勢を維持しています。

反社会的勢力への対応

当社では、反社会的勢力排除のため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

本方針に従って、反社会的勢力による不当・不正な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努めています。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

利益相反に関する方針

当社では、お客さまの利益が不当に害されることのないように、「利益相反管理方針」および関連諸規程を定め、利益相反取引の管理に努めています。

適切な保険募集の推進

勧誘方針

当社では、お客さまに対して保険商品をご提供させていただく際の指針として「勧誘方針」を定め、適切な募集行為の確保に努めています。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めておりますのでご案内いたします。保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

お客さまの立場に立った商品販売に努めます

1

お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等について工夫するとともに、知識の修得、研さんに励み、お客さまの誤解や混同を招かないよう、他の生命保険商品や金融商品と明確に区別する等、適切な表示と説明を心掛けます。

3

金融市場等の動向がお客さまのリスクに成り得る外貨建保険・変額個人年金保険等の勧誘につきましては、お客さまご自身のご判断と責任でお取引いただけますように、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」等の説明による、適切な情報提供に努めてまいります。

2

お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に適合した説明に努めてまいります。

4

商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。事前のご要請がある場合を除き、社会通念上不適当な時間帯の電話や訪問は自粛いたします。お客さまを著しく困惑させる行為やお客さまの意思に反する行為はいたしません。

適正な業務運営に努めます

1

お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。

3

万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

2

お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。

4

ご契約者間の公平を保ち、保険制度の健全な運営と発展のために、社会的・倫理的に不当な要請をお断りし、保険金・給付金の不正取得等の防止に努めます。

保険募集コンプライアンスの取組み

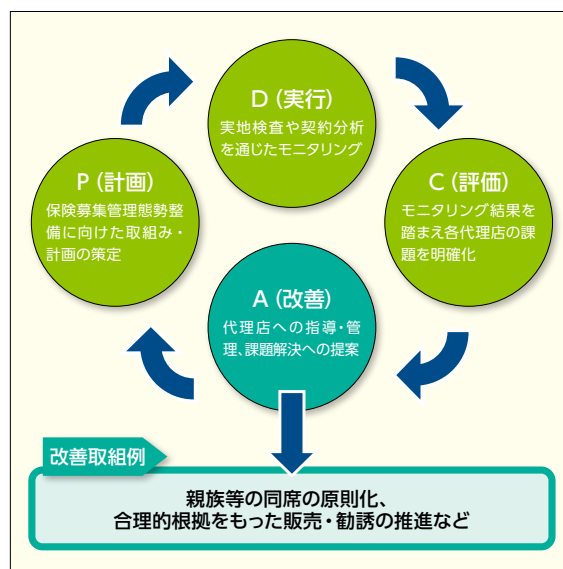
当社では、お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した商品をご選択いただくことが、保険募集における最重要事項の一つと考えています。

そのため、当社では「保険募集管理に関する方針」等を制定し、当社役職員および保険募集に係る業務を委託した金融機関等の代理店が、法令等を遵守した適切な保険募集を行うよう、保険募集管理態勢の整備・強化に向けたPDCAサイクルを循環させています。

一連の取組みにおいては、特に改善に向けた具体的なアクションに重点を置いており、ご高齢のお客さまにご加入いただく際の親族等の同席の推奨（原則）やお客さまのご意向等に照らし適当と認められる合理的な根拠をもった販売・勧誘の推進等、お客さまの属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保するための支援に努めています。

また、募集人が外貨建商品の特性を踏まえた丁寧かつ十分な説明を行えるように、必要な業務知識やコンプライアンス・リテラシーを備えた「外貨建保険販売資格」の取得を徹底しています。

PDCAサイクルから具体的改善につなげる取組み

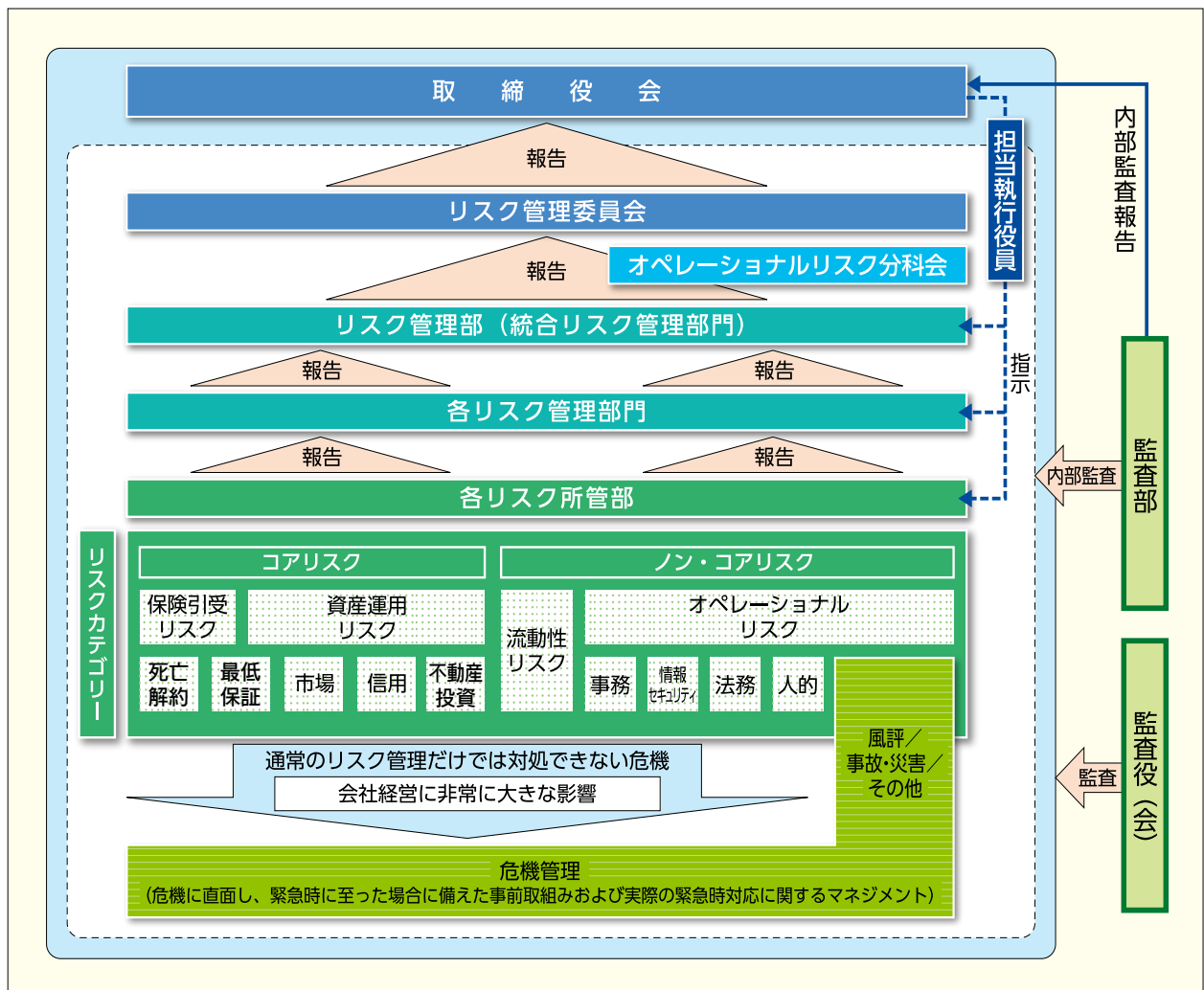


リスク管理の体制

当社では、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、リスク管理に係る報告・指示体制、および監査体制を明確にし、全社的かつ統合的なリスク管理を実施しています。

取締役会	リスクとその管理に関する情報を事業経営等に活用し、経営上の重要事項ならびに重要な資源配分等に関する意思決定を行うとともに、実効性のあるリスク管理態勢を整備しています。
リスク管理委員会	リスク管理部担当執行役員が委員長をつとめ、全社的かつ統合的にリスク管理の推進状況をモニタリングするとともに、リスク管理に関する重要事項の協議および意見調整を行い、必要に応じて取締役会にリスク状況ならびにその管理に関する報告を行っています。
リスク管理部	統合リスク管理部門として、各リスク管理部門からのリスク管理状況報告を取りまとめ、当社全体のリスクの定量的または定性的な把握・評価、およびモニタリングを通じて統合的なリスク管理を実施し、定期的にリスク管理委員会に報告しています。
各リスク管理部門	個別リスクの管理に関する方針等に基づき、各リスク所管部の業務運営上生じる個別リスクの管理の状況を把握・モニタリング・評価し、リスク所管部に対して必要な指示・牽制を行うとともに、リスク管理部ならびにリスク管理委員会に報告しています。
各リスク所管部	各業務執行部がリスク所管部として、業務運営上生じる個別リスクの一次的な管理を実施しています。
監査役(会)・監査部	会社のリスク管理全般を対象として、監査を実施しています。

当社のリスク管理体制



統合リスク管理

統合リスク管理とは、当社が抱えているリスクを総体的に捉え、自己資本などと比較しつつ、事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。具体的には、各種リスクを定量的または定性的に把握・評価し、リスク種類ごとに適した対応策（回避・移転・制御・保有）を合理的かつ適切な方法で実施しています。

また、当社は、経営戦略とリスク管理を整合性ある形ですり合わせ、統合リスク管理・経営判断・意思決定に活用するERM（Enterprise Risk Management）経営を推進しています。

各種リスクの管理方法

当社では、保険引受リスク、資産運用リスクをコアリスク（収益の源泉として当社が積極的に取るべきリスク）と捉え、リスクとリターンとの最適化を図るとともに、市場整合的に評価した当社の企業価値の振れ幅をリスクとして計測し、リスクが企業価値の範囲内に収まっているか、負債に対応した資産が適切に確保されているか等を定期的にモニタリングしています。

また、ノン・コアリスク（事業活動に付随する受動的なリスク。オペレーショナルリスク等）については、その低減を図るべく、リスク管理委員会の下部組織としてオペレーショナルリスク分科会を設置し、統制状況のモニタリング、顕在化事象への対応状況、管理推進施策等について検討および協議を行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

上記リスク区分にかかわらず、リスク事象の網羅的な洗い出しを行い、特に重要なリスク事象を明確に選定した上で、発生の可能性および影響度の観点から経営に与えるインパクトを評価しています。さらに、それらの管理に向けたリスク管理取組計画を策定し、対応レベルの優先度に応じた経営資源の優先的な配分や対応策の連携による全体最適を目指すことで、統合的なリスク管理を実施しています。

当社を取り巻くリスクの種類と対応方法は下表のとおりです。

リスクの種類と対応方法

コアリスク	保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク	＜対応方法＞ <ul style="list-style-type: none"> ●リターンの源泉としてリスクの最適化を図る ●過大もしくは制御不能なものは第三者にリスクを移転する 	
	資産運用リスク	保有資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動したり、負債特性に応じた資産管理ができない、あるいは予定利率が確保できなくなる等の要因により損失を被るリスク		
ノン・コアリスク	流動性リスク	解約の増加等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）	＜対応方法＞ <ul style="list-style-type: none"> ●リスクを制御してリスクの低減を図る ●適切な情報分析（モニタリング）を行う 	
	事務リスク	役職員等（外部委託先を含む）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク		
	オペレーショナルリスク*	情報セキュリティリスク	情報のき損、改竄、漏えい等により損失を被るリスク、および情報システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用により損失を被るリスク	＜対応方法＞ <ul style="list-style-type: none"> ●発生時対応策により被害を最小化する
	風評リスク	噂や憶測といったあいまいな情報や、何らかの事件等の発生に伴う悪評・信用不安情報等が保険契約者、投資家、その他社会一般等に広がり、損失を被るリスク		
	事故・災害リスク	大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難になるリスク		

※ 当社は、オペレーショナルリスクとして、上記の他に法務リスク、人的リスク等を定め、その正確な把握・評価と適切な管理に努めています。

リスク管理に関する方針・規程

当社では、経営ビジョンの実現に向け、当社が保有するさまざまなリスクについて、資本との関係を踏まえた管理による財務の健全性の確保と、リスクと収益のバランスに対する十分な考察を通じた資本効率の向上、加えて業務の適切性の確保による業務品質の向上を図り、持続的成長と企業価値向上に資することをリスク管理の基本方針としています。

また、適正なリスク管理を推進するため、リスク種類ごとに、方針・規程を定め、リスク管理部門とリスク所管部を定めて、責任所管と具体的なリスク管理方法を明文化しています。

あわせて、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生した場合に備えて、危機管理マニュアルと関連諸規程等を整備しています。危機の存在に対して常に十分な注意を払い、適切な対応策を周知徹底し、危機の発生を抑止するとともに、危機が発生した場合には、危機対策本部を設置するなど、危機のもたらす被害・ダメージを最小化する運営を行っています。

以上により、さまざまな環境変化に迅速に対応できるリスク管理態勢を構築しています。

ストレステストの実施

当社では、想定される環境変化の中でも最悪な状況において、当社の健全性に与える影響を分析するため、ストレステストを実施しています。

具体的には、経営戦略および重要なリスクを考慮した複数のストレスシナリオを選定して分析を行い、企業価値がどの程度変動するかを定量化し、リスク管理委員会等での定期的な協議・検証等を通じて、当社の経営に活用しています。

保有・再保険方針について

当社では、再保険について、経営への影響度、コスト効果等を総合的に勘案し、適切な出再を行うために、保有・再保険方針を定めています。

保有・再保険方針において、出再する場合には、保有するリスクの状況等を総合的に勘案し、出再先の再保険会社等の財務状況を確認のうえ、可能な限り分散して出再するよう定めています。

ALMを重視したリスク管理の推進

当社では、統合リスク管理の重要な要素として、ALM（運用資産と保険負債の総合的管理）を推進しています。

具体的には、資産と負債の乖離（ミスマッチ）を適切に管理することにより、一般勘定資産の資産運用リスクをコントロールしています。

危機管理態勢

当社では、通常のリスク管理の枠組みでは対処できないような危機が発生する事態に備え、危機管理態勢を整備しています。

また、危機のうち、当社の事業継続性に影響を与えるものについては、BCP*（事業継続計画）を定めています。

有事の際に、本社機能を中断させないために、地理的に離れた大阪のオフィスで初動対応を行う「暫定危機対策本部」を立ち上げる計画や、本社機能の代替拠点として、バックアップオフィスを構えるなど、適切な保険金等のお支払いやお客さまからのお申し出への対応等の業務を継続するための態勢を構築しています。

さらに、事業継続態勢を強固なものとし、対応時の実効性を高めるために、毎年、BCPに基づいた実効性のある各種対策訓練を実施しています。

* BCPは、Business Continuity Planの略です。

新型コロナウイルス感染症に関する当社の取組み

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、お客さまと社員の健康と安全を最優先に考えつつ、保険会社としての責任を果たすための重要業務を継続しています。

また、社内外における感染拡大防止に向けた各種取組みを推進しています。

新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえた取組みは以下のとおりです。

各種お手続きに関する取扱いの実施（2021年7月1日現在）

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまを対象とした、各種お手続きに関する取扱いは以下のとおりです。

<保険料払込猶予期間の延長>

保険料の払込が一時的に困難となったお客さまについては、お申し出いただくことで、保険料の払込猶予期間を最長で2021年10月31日*まで延長可能

※お申し出日より、保険料の払込猶予期間が異なります

<保険金および貸付金等諸支払請求の簡易迅速なお支払い>

ご請求手続きに必要な書類を準備することが困難なお客さまに対して、ご請求手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易・迅速なお取扱いを実施

<災害死亡保険金のお支払い>

災害死亡保険金の支払対象となる感染症の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合に災害死亡保険金をお支払い

最新の情報は、当社オフィシャルサイト内「新型コロナウイルスに関するお知らせ」にて、ご確認ください。

<https://www.ms-primary.com/news/covid19.html>

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組みの推進

当社は、社内外における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅勤務や時差通勤等を推進しています。出社する場合には、毎朝の検温、うがい・手洗いの励行、マスク着用や職場内の換気等の感染防止行動を徹底しています。

また、オフィス内でのWEB会議用ブースやパーテーションの設置、在宅勤務用端末の配付といったインフラ整備のほか、社内事務手続きにおける押印省略やペーパーレス化等の業務改革、デジタルツールの導入による社員間の非対面コミュニケーションの促進等を実施しています。

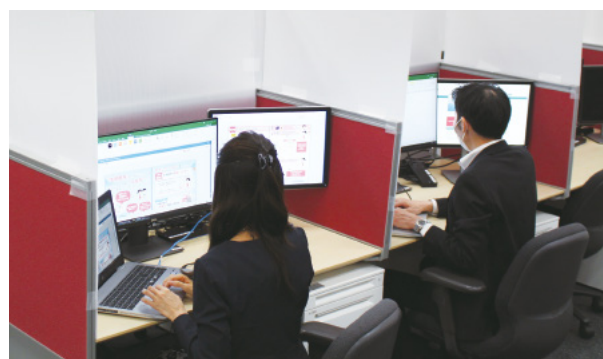
このほか、全社員に対して在宅勤務時の注意点や心身の健康を保つための情報提供を行うとともに、社員が勤務に関する悩みや質問を相談できる新型コロナウイルス相談窓口を設置しています。

営業面では、対面での活動に加え、非対面の活動*をバランスよく推進し、各地域や金融機関の状況に応じた柔軟な活動を展開しています。

※オンラインによる勉強会や研修の実施、代理店への学習動画の配信、WEB会議システムを活用した代理店とのミーティングの開催等



WEB会議用ブース



感染拡大防止策を実施しているオフィス

高い公共性を有する生命保険事業に携わる当社は、お客さまの個人情報の保護に万全を尽くしています。

個人情報の利用目的、適正な管理等については、基本方針として「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を定め、当社オフィシャルサイト上（<https://www.ms-primary.com/>）に公開しています。

また、お客さま情報の管理に関しては、「情報管理規程」に基づいて適切な取扱い（取得、利用、保管等）を行うとともに、役職員への教育・研修を通じて個人情報保護法ならびに社内規程等の遵守の徹底に取り組んでいます。

(2021年7月1日現在)

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の概要

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」、その他の関連法令・ガイドライン、および一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理にかかる適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報（個人番号および特定個人情報を除きます）を次の目的および下記5. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲のみ利用し、それ以外の目的には利用しません。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、以下のとおりホームページ等により公表します。なお、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
- 当社、当社のグループ会社および委託先が行う各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品・サービスの開発・研究
- その他保険に関連・付随する業務

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- 当社は、次の場合を除き、個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます）を第三者に提供しません。
 - ご本人が同意されている場合
 - 個人情報保護法その他の法令に基づく場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合（海外にあるものを含みます。）
 - 下記5.に記載する共同利用を行う場合
 - 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続き（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合（センシティブ情報を除く）
 - 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合
- 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（個人番号および特定個人情報を含みます）の取扱いを外部（海外にあるものを含みます。）に委託することがあります。

5. 個人データの共同利用

- グループ内での共同利用
 - MS&AD インシュアランス グループでは、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます）を共同利用することがあります。
 - MS&AD インシュアランス グループでは、グループ会社が取り扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社間で個人データを共同利用することがあります。
 - MS&AD インシュアランス グループでは、代理店の委託・管理・教育等のために、代理店の募集人等に関する個人データを、MS&AD インシュアランス グループの国内保険会社間で共同利用することがあります。
- 一般社団法人生命保険協会等との個人データの共同利用
当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため一般社団法人生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社等とともに、

所定の個人情報を同協会に登録し、または共同して利用します。

- 生命保険募集人に関する個人情報の共同利用
当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する各制度において、同協会および同協会加盟の各生命保険会社等とともに、生命保険募集人に関する個人情報を同協会に登録し、または共同して利用しています。

6. センシティブ情報のお取扱いについて

当社は、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報に加え労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報を合わせて「センシティブ情報」と定義し、センシティブ情報は限定された利用目的以外では、取得、利用または第三者提供を行いません。

7. 個人番号および特定個人情報のお取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5. の共同利用も行いません。

8. 開示、訂正等のご請求

- ご契約内容・保険金等支払に関するご照会
ご契約内容・保険金等支払に関するご照会については、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限りお答えしています。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。
- 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ（個人番号および特定個人情報を含みます）に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご請求者自身に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ（個人番号および特定個人情報を含みます）の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

10. 匿名加工情報のお取扱い

- 匿名加工情報の作成等
当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。
 - 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
 - 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
 - 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
 - 作成の元となった個人情報の本人を識別するための照合をしないこと
- 匿名加工情報の提供
当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報（個人番号および特定個人情報を含みます）および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

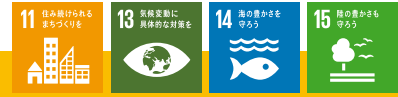
【お問い合わせ先】

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
お客さまサービスセンター
電話番号：0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00
（年末年始、祝日を除きます。）

MS&ADインシュアランスグループは、2030年に「レジリエントでサステナブルな社会」の実現を目指し、国連が提唱しているSDGs（持続可能な開発目標）を道標（みちしるべ）として、企業活動を通じた「社会との共通価値を創造する取組み（CSV取組み：CSV = Creating Shared Value）」を重点課題として位置付けています。

当社では、お客さまのさまざまなニーズにお応えする商品やサービスを通じ、MS&ADインシュアランスグループの重点課題のうち、「人生100年時代」を見据えたお客さまの「元気で長生き」を支える取組みを中心に推進しています。

また、環境保全や社会貢献活動等を通じた「社会の信頼に応える品質」の向上、「社員がいいきと活躍する経営基盤」のさらなる強化に取り組んでいます。



環境保全への取組み

環境問題への基本姿勢

当社では、地球環境問題を経営の重要課題として位置付け、企業活動を通じて地球環境の保全に取り組んでいます。「三井住友海上プライマリー生命 行動憲章」では、社員一人ひとりが果たすべき7つの責任の一つに「環境への責任」を掲げています。「MS&ADインシュアランスグループ 環境基本方針」のもと、今後も環境保全活動を積極的に推進します。

環境マネジメントシステムの推進

MS&ADインシュアランスグループの環境マネジメントシステム「MS&ADみんなの地球プロジェクト」にて、紙・電力使用量の削減等、環境取組みを推進しています。

また、社員一人ひとりが「MS&ADみんなの地球プロジェクトチェック」を通じて、地球環境にやさしいエコライフと人にやさしい社会貢献活動の実施状況を自己チェックしています。



環境負荷低減、リサイクル活動の推進

当社では、以下のとおり環境負荷軽減、リサイクル活動の推進に取り組んでいます。

- プラスチックごみの削減を目的に、当社オリジナルエコバッグを作成し、全社員へ配付
- クールビズ、ウォームビズの実施による電力使用量の削減およびCO₂排出量の削減
- 代理店と協働したペーパーレス化、契約事務のペーパーレス化等による紙使用量の削減
- FSC (Forest Stewardship Council® : 森林管理協議会) 認証用紙とベジタブルインクを使用したパンフレットの作成
- 社内にペットボトルキャップの回収BOXを設置し、2020年度は約2万個を回収*

* 集めたキャップは、NPO法人「キャップの貯金箱推進ネットワーク」を通じて、海外の子どもたちにワクチンを贈る活動等に役立てられています。



社会貢献活動

災害被災地の復興支援

被災地の復興支援の一環として、本社が入居している八重洲ファーストフィナンシャルビルにおいて、復興支援販売会を毎年開催しています。

東日本大震災から10年目の節目となる2020年度は、岩手・宮城・福島の名産品を対象に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン販売を開催しました。

フェアトレード商品の社内販売

発展途上国の貧困解消や経済的自立を目的として、チョコレートなどの食品や民芸品の輸入販売を展開している「第3世界ショップ」と連携し、毎年、フェアトレード商品の社内販売を実施しています。

2020年度もオンライン販売会を通じて、適正な価格での継続的な取引（フェアトレード）の意義や重要性について認識を深めました。

WEB版「ご契約のしおり・約款」に関する寄付

ご契約に際してすべてのお客さまに冊子でお渡ししていた「ご契約のしおり・約款」について、お客さまの利便性向上および環境保全を目的に、当社オフィシャルサイト上でご覧いただける、WEB版「ご契約のしおり・約款」を2020年4月よりご提供しています。

WEBでの閲覧をご選択されたご契約については、「ご契約のしおり・約款」冊子を印刷した場合にかかる費用の一部を、自然保護活動に役立てています。2020年度は「インドネシア熱帯林再生プロジェクト」*へ寄付しました。

* MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社が2005年度からインドネシア政府と共同で行っている、熱帯林の再生をめざしたプロジェクト（ジャワ島バリヤン野生動物保護林）。

社会貢献特約

「資産を寄付することで社会のために役立てたい」というお客さまのニーズに応えるため、指定公益団体を保険金等の受取人に指定できる、「社会貢献特約」の取扱いを、2019年9月から開始しました。

当社が指定する公益団体について、開発当初からの日本ユニセフ協会および日本赤十字社に加え、2020年7月に京都大学IPS細胞研究財団を追加しました。

グループ社会貢献活動

MS&ADインシュアランスグループの社会貢献活動団体である「MS&AD ゆにぞんスマイルクラブ」の一員として、社会貢献団体への寄付や援助、国内外の大規模災害に対する災害義援金の寄贈などを行っています。

また、子ども向けの図書がほとんど出版されていない国に翻訳シールを貼った絵本を贈る活動や、社員が手編みしたセーター・マフラーなどを届ける活動にも毎年参加しています。

2020年度は、当社社員によって217冊の絵本を作成し、「シャンティ国際ボランティア」を通じてマニラ・ラオス・カンボジアの子どもたちへ贈りました。（手編み作品は、新型コロナウイルスの影響により輸送ルートが不安定のため、2021年度にお届けする予定です。）



ESG投資の推進

MS&ADグループでは、投資家が社会的な責任を全うするために必要な投資原則として国連が公表した「責任投資原則（PRI）」に2015年6月に署名し、グループ全体で意思決定プロセスにESG（環境・社会・ガバナンス）課題を考慮した投資活動の取組みを推進しています。

当社は、2017年2月にグループ3社と共同で、世界銀行が発行する開発途上国の持続的発展を目的としたサステナブル・ディベロップメント・ボンドに投資するなど、グループの取組みの一翼を担っています。



社員がいきいきと活躍できる経営基盤

健康経営※

社員の心身の健康が、社員自身のQOL（Quality of Life：生活の質）の向上のみならず、当社の目指す姿の実現に欠かせない要素と考え、「健康経営宣言」を掲げています。

また、当社は「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に3年連続で認定されており、スポーツ庁が推進する「スポーツエールカンパニー」にも2021年に初めて認定されました。

今後も社員一人ひとりの心身の健康を保持増進するため、社員の健康や安全に配慮した取組みを進めていきます。

健康経営宣言

三井住友海上プライマリー生命では、社員の安全と健康を確保し、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことが、当社の持続的成長と企業価値向上を支える経営基盤であると考えています。

社員が働きがい・やりがいをもっていきいきと働けるよう、社員と家族の心身の健康の保持・増進と、安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

そして、多様な社員全員が成長し活躍することによって、社会との共通価値を創造していきます。

<推進体制>

健康経営宣言のもと、人事総務部担当執行役員を推進責任者として、推進組織である人事総務部と、産業医・産業看護職をはじめとする専門人材とが緊密に連携しながら、課題の把握、各取組み・施策の実施、効果検証等を行っています。

また、年間取組計画や新規施策など、その重要性に応じて経営会議体への報告等を行っています。

<主な取組み>

- 社員一人ひとりの健康診断結果に基づき、産業医・産業看護職が保健指導や受診勧奨等をきめ細かく行うとともに、社員の心理的な負担の程度を把握するストレスチェックの実施によりメンタルヘルス不調の未然防止を図る等、社員の健康・活力の保持増進に取り組んでいます。
- 社員の健康リテラシー向上を目的に、「健康経営と社員の健康増進」をテーマとした研修や、自主参加型イベント「プライマリー健康増進トライアル」を実施しています。



※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究所の登録商標です。

<主な効果検証指標>

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
定期健診受診率	100%	100%	100%	100%	100%
ストレスチェック受検率	93.1%	93.2%	96.5%	94.9%	97.4%
精密検査受診率*	46.0%	61.5%	60.8%	66.0%	実施中

*精密検査受診率は延べ人数

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

女性リーダーの活躍と継続的な輩出に向けた女性活躍推進研修や、ライン部長などを対象に性別に関するアンコンシャス・バイアスをテーマとした研修を実施しています。なお、管理職に占める女性社員の割合は、2021年4月時点で16.3%となり、目標とする15%を超えました。また、育児休業中の社員と育児休業から復職した経験のある社員とのWEB交流会を開催し、スムーズな職場復帰と復職後の仕事と育児の両立につなげています。そのほか、2020年度から男性の育児休業取得推進を目的に育児休業の一部を有給とする制度を導入しています。

さらに、当社ではさまざまな障がいのある社員が健常者と同じように働いており、管理職を担う社員もいるなど各職場で主体的な役割を果たして活躍しています。また、障がい者など多様な人々の視点に立ち、適切な理解のもと行動するための「ユニバーサルマナー」*の理解と定着を図る社内研修も実施しています。

※出典：一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会



文化活動への取組み

当社は、2年に一度開催されている「チェコ・フィル」（2015年以降）および「ベルリンフィル12人のチェリストたち」（2006年以降）の東京公演に特別協賛しています（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2020年6月に開催が予定されていた「ベルリンフィル12人のチェリストたち」の東京公演は中止となりました）。

当社は生命保険事業を営む傍ら、皆さまに良質の感動をご提供したいとの想いから、世界一流の芸術・文化の紹介を通じた文化貢献活動に継続的に取り組むとともに、MS&ADインシュアランスグループが目指す「レジリエントでサステナブルな社会」の実現に貢献していきます。



ユニバーサルデザインへの取組み

当社の商品パンフレットやその他の募集帳票、ディスクロージャー誌等は、認識性が高く読みやすいものとなるよう、UDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用しています。また、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に情報が適切に伝わるよう、利用者の視点に立った色づかいに加え「形の違い」「線や色の塗り分けパターンの違い」などをあわせて使用し、整理された見やすいデザインになるよう工夫しています。



認知症サポーターへの取組み

超高齢社会の進展に伴い、認知症を発症する方が増加しています。

ご高齢のお客さまが多い当社では、毎年、認知症サポーター養成講座を開催し、社員が認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となることを推進しています（2021年3月末時点の認知症サポーター数は252名）。

今後も、認知症サポーターの養成に向けた取組みを継続し、ご高齢のお客さまの状況に応じた柔軟な対応や保険商品および各種サービスの向上に取り組めます。



コーポレート・業績データ

Disclosure 2021

目次

I. 会社の概況及び組織	52	(3) デリバティブ取引の時価情報	68
1. 沿革	52	10. 経常利益等の明細（基礎利益）	70
2. 経営の組織	52	11. 会計監査人の監査の状況	70
3. 店舗所在地	53	12. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	70
4. 資本金及び資本準備金の推移	53	13. 事業年度の末日において、保険会社が	
5. 株式の総数	53	将来にわたって事業活動を継続するとの前提に	
6. 株式の状況	53	重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	
(1) 発行済株式の種類等		その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象	70
(2) 大株主			
7. 主要株主の状況	53	VI. 業務の状況を示す指標等	71
8. 役員の状況	54	1. 主要な業務の状況を示す指標等	71
9. 会計監査人の氏名又は名称	54	(1) 決算業績の概況	71
10. 従業員の在籍・採用状況	54	(2) 保有契約高及び新契約高	71
11. 平均給与（内勤職員）	54	(3) 年換算保険料	72
12. 平均給与（営業職員）	54	(4) 保障機能別保有契約高	73
		(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別	
		保有契約高	74
		(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別	
		保有契約年換算保険料	75
		(7) 契約者配当の状況	75
II. 主要な業務の内容	55	2. 保険契約に関する指標等	76
1. 主要な業務の内容	55	(1) 保有契約増加率	76
2. 経営方針	55	(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金	76
		(3) 新契約率（対年度始）	76
III. 直近事業年度における事業の概況	55	(4) 解約失効率（対年度始）	76
1. 直近事業年度における事業の概況	55	(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）	76
2. 契約者懇談会開催の概況	55	(6) 死亡率	76
3. お客さまの声に対する体制、受付状況及び改善事例	55	(7) 特約発生率（個人保険）	77
4. お客さまに対する情報提供	55	(8) 事業費率（対収入保険料）	77
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	55	(9) 保険契約を再保険に付した場合における、	
6. 代理店教育・研修の概略	55	再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	77
7. 新規開発商品の状況	55	(10) 保険契約を再保険に付した場合における、	
8. 保険商品一覧	55	再保険を引き受けた保険会社等のうち、	
9. 情報システムに関する状況	55	支払再保険料の額が大きい上位5社に対する	
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	55	支払再保険料の割合	77
		(11) 保険契約を再保険に付した場合における、	
		再保険を引き受けた主要な保険会社等の	
		格付機関による格付に基づく区分ごとの	
		支払再保険料の割合	77
		(12) 未だ収受していない再保険金の額	77
		(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、	
		発生保険金額の経過保険料に対する割合	77
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	56	3. 経理に関する指標等	78
V. 財産の状況	57	(1) 支払備金明細表	78
1. 貸借対照表	57	(2) 責任準備金明細表	78
2. 損益計算書	61	(3) 責任準備金残高の内訳	79
3. キャッシュ・フロー計算書	62	(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の	
4. 株主資本等変動計算書	63		
5. 債務者区分による債権の状況	64		
6. リスク管理債権の状況	64		
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	64		
8. 保険金等の支払能力の充実の状況			
(ソルベンシー・マージン比率)	65		
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	65		
(1) 有価証券の時価情報	65		
(2) 金銭の信託の時価情報	67		

積立方式、積立率、残高（契約年度別）	79
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、 保険金等の額を最低保証している保険契約に係る 一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、 その計算の基礎となる係数	80
(6) 契約者配当準備金明細表	80
(7) 引当金明細表	80
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	81
(9) 資本金等明細表	81
(10) 保険料明細表	81
(11) 保険金明細表	82
(12) 年金明細表	82
(13) 給付金明細表	82
(14) 解約返戻金明細表	82
(15) 減価償却費明細表	83
(16) 事業費明細表	83
(17) 税金明細表	83
(18) リース取引	83
(19) 借入金残存期間別残高	83
4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）	84
(1) 資産運用の概況	84
(2) 運用利回り	86
(3) 主要資産の平均残高	86
(4) 資産運用収益明細表	87
(5) 資産運用費用明細表	87
(6) 利息及び配当金等収入明細表	88
(7) 有価証券売却益明細表	88
(8) 有価証券売却損明細表	88
(9) 有価証券評価損明細表	88
(10) 商品有価証券明細表	88
(11) 商品有価証券売買高	88
(12) 有価証券明細表	89
(13) 有価証券の残存期間別残高	89
(14) 保有公社債の期末残高利回り	89
(15) 業種別株式保有明細表	89
(16) 貸付金明細表	90
(17) 貸付金残存期間別残高	90
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	90
(19) 貸付金業種別内訳	91
(20) 貸付金使途別内訳	92
(21) 貸付金地域別内訳	92
(22) 貸付金担保別内訳	92
(23) 有形固定資産明細表	93
(24) 固定資産等処分益明細表	93
(25) 固定資産等処分損明細表	93
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	94
(27) 海外投融資の状況	94

(28) 海外投融資利回り	95
(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)	96
(30) 各種ローン金利	96
(31) その他の資産明細表	96
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	96
(1) 有価証券の時価情報	96
(2) 金銭の信託の時価情報	96
(3) デリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)	96
VII. 保険会社の運営	97
1. リスク管理の体制	97
2. 法令遵守の体制	97
3. 保険業法第121条第1項第1号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性	97
4. 金融ADR制度について	97
5. 個人データの保護について	97
6. 反社会的勢力に対する基本方針	97

VIII. 特別勘定に関する指標等	98
1. 特別勘定資産残高の状況	98
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険 特別勘定資産の運用の経過	98
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	99
個人変額保険	
(1) 保有契約高	99
(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	99
(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	99
(4) 個人変額保険特別勘定に関する 有価証券等の時価情報	100
個人変額年金保険	
(1) 保有契約高	100
(2) 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳	100
(3) 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況	101
(4) 個人変額年金保険特別勘定に関する 有価証券等の時価情報	101

IX. 保険会社及びその子会社等の状況	101
----------------------------	------------

お客さまにご留意いただきたい事項	102
-------------------------	------------

生命保険契約者保護機構について	108
------------------------	------------

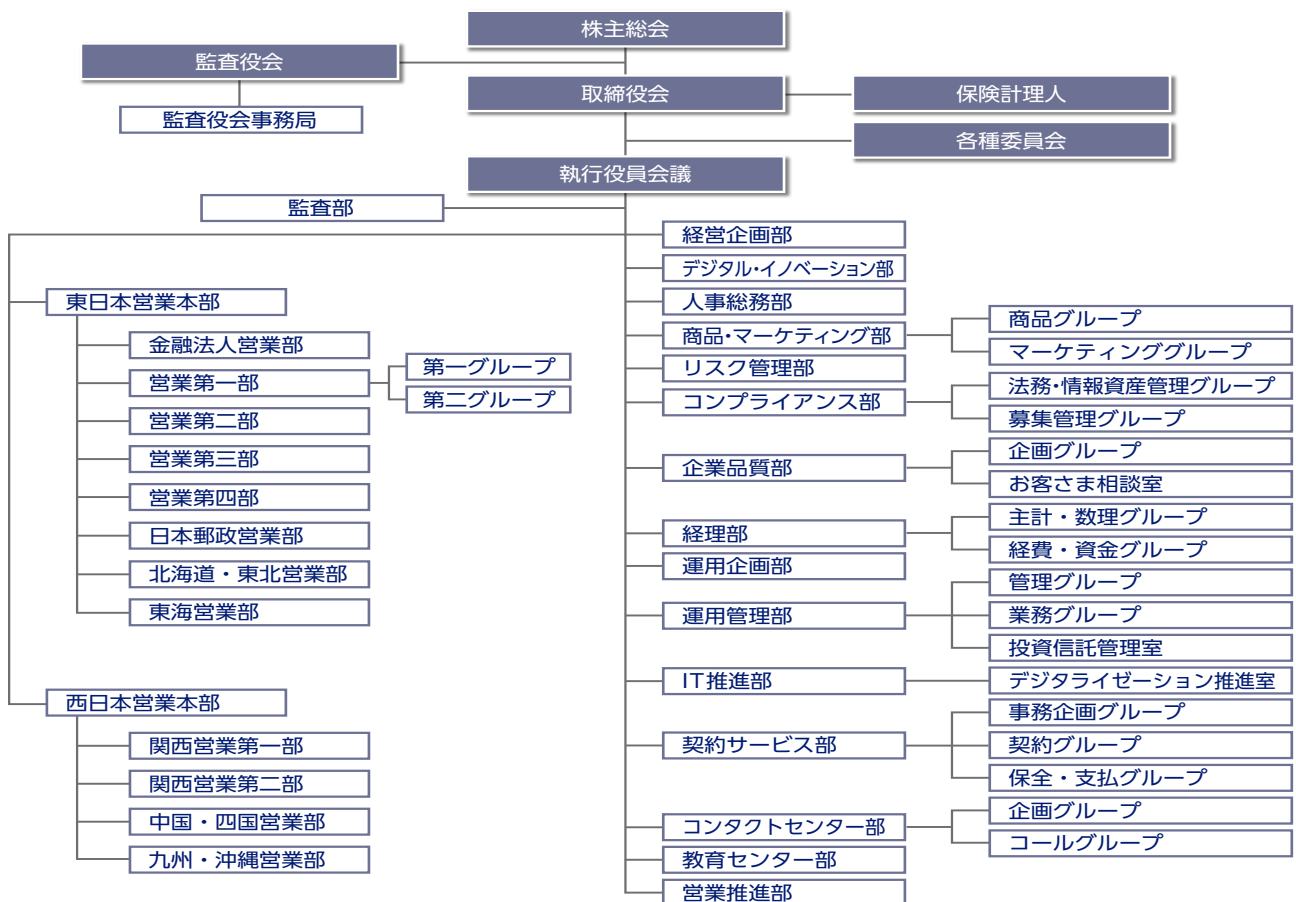
I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

2001年	9月	シティ・インシュランス・サービス株式会社設立
2002年	7月	三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社に社名変更
	10月	営業開始 変額個人年金保険を発売
2005年	1月	定額個人年金保険を発売
	7月	米国シティグループによる米国メットライフへの生命保険事業売却に伴い、三井住友海上とメットライフの合併会社に移行
	10月	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社に社名変更
2006年	4月	変額終身保険を発売
2008年	4月	本社を東京都千代田区丸の内から中央区八重洲へ移転
	5月	大阪に拠点を開設
2010年	5月	福岡に拠点を開設
	6月	定額終身保険を発売
2011年	4月	MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社の100%出資会社に移行 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社に社名変更
	7月	仙台に拠点を開設
	10月	名古屋に拠点を開設
2012年	2月	円建てで運用資産を自動確保できる定額終身保険を発売
	9月	「プライマリー-SUCCESS 研修センター」を開設
2013年	7月	保険契約の管理システムを刷新
2016年	8月	生前贈与に活用できる特別終身保険を発売
2018年	1月	保有契約件数 100 万件を達成
	2月	長期の生存給付ニーズに応えるトンチン年金保険を発売
	11月	死亡保障が契約の1年後から増加する定額終身保険を発売
2019年	2月	平準払いの個人年金保険を発売
	9月	保険金等受取人を公益団体に指定できる「社会貢献特約」の取扱いを開始
2020年	4月	「東京 SUCCESS 研修センター」をリニューアルオープン
	7月	指数連動型の定額個人年金保険を発売
	8月	所定の時期から一定額を自由に引き出して使える定額終身保険を発売
2021年	4月	映像配信スタジオ「PRIMARY CREATIVE STUDIO」開設

2. 経営の組織

(2021年7月1日現在)



3. 店舗所在地

(2021年7月1日現在)

本社、 東京 SUCCESS 研修センター	〒 103-0028 東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル 電話 03-3279-9000 (代表)
大阪オフィス、 大阪 SUCCESS 研修センター	〒 541-0042 大阪府大阪市中央区今橋四丁目 1 番 1 号 淀屋橋三井ビルディング 16 階 電話 06-6202-7400 (代表)
仙台オフィス	〒 980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 5 番 27 号 三井住友海上仙台ビル 2 階 電話 022-221-5901 (代表)
名古屋オフィス	〒 460-0008 愛知県名古屋市中区栄二丁目 9 番 15 号 三井住友海上名古屋しらかわビル 10 階 電話 052-203-3131 (代表)
福岡オフィス	〒 810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 16 番 14 号 三井住友海上福岡赤坂ビル 2 階 電話 092-722-6083 (代表)

(注) 営業店舗はありません。

4. 資本金及び資本準備金の推移

(2021年7月1日現在)

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
2001年 9月 7日	10 百万円	10 百万円	—	設立
2002年 7月19日	2,990 百万円	3,000 百万円	—	増資
2002年 9月28日	3,125 百万円	6,125 百万円	—	増資
2003年 8月13日	10,200 百万円	16,325 百万円	—	増資
2004年 2月14日	12,240 百万円	22,445 百万円	6,120 百万円	増資
2004年 8月27日	11,730 百万円	28,310 百万円	11,985 百万円	増資
2007年 5月18日	5,100 百万円	30,860 百万円	14,535 百万円	増資
2008年 12月30日	20,400 百万円	41,060 百万円	24,735 百万円	増資

5. 株式の総数

(2021年7月1日現在)

発行する株式の総数	20,401 株
発行済株式の総数	13,159 株
株主数	1 名

6. 株式の状況

(2021年7月1日現在)

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	普通株式	13,159 株
-------	------	----------

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	13,159 株	100%	一株	—%

7. 主要株主の状況

(2021年7月1日現在)

名称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	資本金	事業の内容	設立 年月日	株式等の総数等 に占める 所有株式等の割合
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	東京都中央区	100,000 百万円	子会社の経営管理及びそれに付帯する業務	2008年 4月1日	100%

8. 役員状況

男性 15 名、女性 0 名（取締役、執行役員及び監査役のうち女性の比率 0 %）

取締役及び執行役員

(2021年7月1日現在)

役職名	氏名	担当
取締役会長 会長執行役員 (代表取締役)	藤井 史朗	—
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	永井 泰浩	—
取締役 副社長執行役員	井ノ口 秀之	営業統括
取締役 専務執行役員	小林 正彦	経営企画部、リスク管理部、運用管理部
取締役 常務執行役員	吉田 幸生	人事総務部、契約サービス部、コンタクトセンター部
常務執行役員	中里 至州	営業副統括、営業推進部、東日本営業本部長（委嘱）、日本郵政営業部長（委嘱）
常務執行役員	長谷川 敦朗	デジタル・イノベーション部、運用企画部、監査部、リスク管理部* ¹
執行役員	尾関 和洋	商品・マーケティング部、教育センター部
執行役員	本庄 潔	コンプライアンス部、経理部、監査部* ²
執行役員	的場 英基	西日本営業本部長（委嘱）
執行役員	栗林 淳一	企業品質部、IT 推進部
取締役 (非常勤)	樋口 哲司	(兼職の状況) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員(代表取締役) 三井ダイレクト損害保険株式会社 取締役(非常勤)

*1 リスク管理部について、長谷川常務執行役員は一部業務を共管する。

*2 監査部について、本庄執行役員は長谷川常務執行役員の所管する部に関する内部監査を担当する。

監査役

(2021年7月1日現在)

役職名	氏名	兼職の状況
監査役(常勤)	宮崎 直久	—
監査役(非常勤)	河本 圭介	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 経理部長 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 監査役(非常勤)
監査役(非常勤)	伊藤 彰彦	—

(注) 監査役 宮崎 直久、伊藤 彰彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

9. 会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区分	2019年度末 在籍数	2020年度末 在籍数	2019年度 採用数	2020年度 採用数	2020年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	396名	390名	24名	6名	44.6歳	9.5年
(男子)	258	252	17	2	46.2	9.1
(女子)	138	138	7	4	41.8	10.2
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男子)	—	—	—	—	—	—
(女子)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 従業員には出向受入を含み、使用人兼取締役は含んでいません。なお、採用数に出向受入は含みません。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位まで表示しています。

11. 平均給与(内勤職員)

(単位:千円)

区分	2020年3月末	2021年3月末
内勤職員	525	532

(注) 平均給与月額とは2020年3月及び2021年3月の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

12. 平均給与(営業職員)

該当ありません。

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け

現在当社では個人年金保険・終身保険を中心に保険の引受けを行っており、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ①お客さまにとって最善な商品・サービスの提供
- ②お客さまにとってわかりやすい情報の提供
- ③社員・代理店に対する教育・指導
- ④適切かつ迅速な契約事務・保全事務の実施と保険金等のお支払い

(2) 資産運用

変額個人年金保険・変額終身保険は、資産運用の成果が死亡保険金額、解約払戻金額などの増減につながるため、他の資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、お客さまからお預かりした保険料は原則として特別勘定にて運用しています。当社では、お客さまの幅広いニーズにお応えするため、運用対象や運用方針の異なる複数の特別勘定をご用意しています。

一般勘定資産については、安全性と中長期的な安定収益の確保を基本方針とし、債券を中心とした運用を行っています。

2. 経営方針

コーポレート・プロフィール 2～3 ページ「トップメッセージ」及び 4～5 ページ「三井住友海上プライマリー生命の概要」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

コーポレート・プロフィール 2～3 ページ「トップメッセージ」及び 14～17 ページ「代表的な経営指標」をご参照ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

2020 年度は開催していません。

3. お客さまの声に対する体制、受付状況及び改善事例

コーポレート・プロフィール 22～25 ページ「お客さま満足度の向上に向けた取組み」をご参照ください。

4. お客さまに対する情報提供

コーポレート・プロフィール 30～31 ページ「お客さまへの情報提供」をご参照ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

コーポレート・プロフィール 30～31 ページ「お客さまへの情報提供」をご参照ください。

6. 代理店教育・研修の概略

コーポレート・プロフィール 32～34 ページ「教育・研修の充実に向けた取組み」をご参照ください。

7. 新規開発商品の状況

コーポレート・プロフィール 28～29 ページ「商品の開発状況と販売商品の一覧」をご参照ください。

8. 保険商品一覧

コーポレート・プロフィール 28～29 ページ「商品の開発状況と販売商品の一覧」をご参照ください。

9. 情報システムに関する状況

コーポレート・プロフィール 35 ページ「情報システムに関する状況」をご参照ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

コーポレート・プロフィール 46～48 ページ「サステナビリティ」をご参照ください。

ⅢⅡ

主要な業務の内容
直近事業年度における事業の概況

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項 目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	1,272,843	1,256,486	1,342,809	1,161,038	2,039,152
経常利益	57,692	28,939	35,587	31,461	160,097
基礎利益	52,755	8,862	△ 12,352	△ 27,972	40,862
当期純利益	20,703	29,212	23,305	20,310	43,117
資本金の額及び 発行済株式の総数	41,060 13,159株	41,060 13,159株	41,060 13,159株	41,060 13,159株	41,060 13,159株
総資産	5,838,048	6,201,753	6,885,323	6,814,907	7,024,753
うち特別勘定資産	2,553,766	2,420,333	2,298,979	2,024,281	2,060,062
責任準備金残高	5,549,014	5,899,332	6,534,913	6,444,021	6,457,822
貸付金残高	208,643	239,778	244,618	215,294	264,182
有価証券残高	4,404,883	4,612,983	4,683,396	4,342,621	4,039,282
ソルベンシー・ マージン比率	1,030.5%	992.9%	825.4%	746.0%	1,054.8%
従業員数	384名	394名	400名	396名	390名
保有契約高	5,680,781	6,061,885	6,678,524	6,514,041	6,595,843
個人保険	3,335,268	3,787,308	4,269,994	4,258,739	4,227,770
個人年金保険	2,345,513	2,274,577	2,408,529	2,255,302	2,368,073
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険 保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、個人変額年金保険については保険料積立金）と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

IV

直近5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2019 年度末 (2020年 3月31日現在)	2020 年度末 (2021年 3月31日現在)	科 目	2019 年度末 (2020年 3月31日現在)	2020 年度末 (2021年 3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	399,783	807,492	保険契約準備金	6,463,416	6,482,031
預貯金	399,783	807,492	支払準備金	19,394	24,209
買入金銭債権	100,995	100,993	責任準備金	6,444,021	6,457,822
金銭の信託	1,660,997	1,710,444	代理店借	3,581	4,808
有価証券	4,342,621	4,039,282	再保険借	4,997	4,238
国債	14,566	14,496	その他負債	68,587	93,090
地方債	2,225	1,713	未払法人税等	1,396	30,405
社債	64,909	63,776	未払金	6,156	5,182
外国証券	2,235,824	1,901,831	未払費用	4,986	4,940
その他の証券	2,025,095	2,057,463	預り金	54,136	49,651
貸付金	215,294	264,182	金融派生商品	3	920
保険約款貸付	311	280	リース債務	881	725
一般貸付	214,983	263,901	資産除去債務	177	179
有形固定資産	1,046	901	仮受金	849	1,084
建物	322	322	価格変動準備金	79,500	180,000
リース資産	632	513	負債の部合計	6,620,083	6,764,169
その他の有形固定資産	90	65	(純資産の部)		
無形固定資産	12,565	13,510	資本金	41,060	41,060
ソフトウェア	12,398	13,371	資本剰余金	24,735	24,735
リース資産	167	139	資本準備金	24,735	24,735
再保険貸	8,971	5,497	利益剰余金	117,883	154,113
その他資産	29,497	23,735	利益準備金	5,726	7,104
未収金	9,691	3,893	その他利益剰余金	112,157	147,009
前払費用	1,310	1,436	繰越利益剰余金	112,157	147,009
未収収益	17,618	13,358	株主資本合計	183,678	219,908
預託金	579	4,818	その他有価証券評価差額金	△ 5,340	36,961
金融派生商品	6	-	繰延ヘッジ損益	16,486	3,713
仮払金	290	229	評価・換算差額等合計	11,145	40,675
繰延税金資産	43,132	58,712	純資産の部合計	194,823	260,584
資産の部合計	6,814,907	7,024,753	負債及び純資産の部合計	6,814,907	7,024,753

(貸借対照表の注記)

2020年度末

- 有価証券(買入金銭債権及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)はすべて時価のあるものであり、その評価は次のとおりであります。
 - 売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)
 - 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)
 - その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。
- 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券を保有しております。
責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
保険商品の特性に応じて通貨別に小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。
また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。
個人保険・個人年金保険
ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

3. デリバティブ取引(金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む)の評価は時価法によっております。
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 (1) 建物及びその他の有形固定資産(リース資産を除く)
 定額法を採用しております。
 (2) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
5. 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行うこととしております。ただし、上記の手続きにて査定した結果、当社の債権について全額回収可能と判断しましたので、貸倒引当金を計上していません。
7. 従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当年度末における支給見込額を未払費用に計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. 「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)に従い、変動金利の利付債券等に対する金利変動リスクのヘッジ(包括ヘッジ)として、金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジの有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、ALM(資産負債総合管理)における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金の積立方法
 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式。
 なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。
 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 保険料の計上基準
 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
 また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。
13. 保険金・支払備金の計上基準
 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
14. 無形固定資産の減価償却の方法
 (1) ソフトウェア
 利用可能期間に基づく定額法によっております。
 (2) リース資産
 リース期間に基づく定額法によっております。

15. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定と、それ以外の一般勘定に区分して資産の運用を行っております。特別勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の有価証券に表示されており、契約者の特定の目的を果たすために当社が管理及び運用している投資信託であります。

一般勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の金銭の信託及び有価証券に表示されており、安全性と中長期的な安定収益の確保を基本方針とし、債券を中心とした運用を行っております。

上記で保有する運用資産には、主に市場リスク及び信用リスクがあります。これらの資産運用リスクの管理にあたっては、当社の資本、収益状況等を考慮し、リスク特性に応じたリスク限度を設定し、適切にこれを管理しております。

特別勘定の資産から生じる損益は責任準備金繰入額もしくは戻入益により相殺されるため、当社の損益には影響がありません。したがって、資産運用リスクは基本的に保険契約者に帰属することとなります。なお、特別勘定のもとで投資した有価証券は売買目的有価証券として時価で評価されております。

一般勘定における定額個人年金保険及び定額個人終身保険に係る運用については、ALM(資産負債総合管理)の観点から、市場リスク・信用リスク等に十分留意した上で内外債券への投資を行っております。

なお、資産運用リスクを含めた全社的なリスクの状況については、定期的に取り締役に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	807,492	807,492	—
買入金銭債権	100,993	100,993	—
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	726,739	726,739	—
その他の金銭の信託	983,704	983,704	—
有価証券			
売買目的有価証券	2,052,458	2,052,458	—
責任準備金対応債券	858,344	934,784	76,440
その他の有価証券	1,128,480	1,128,480	—
貸付金			
保険約款貸付	280	280	—
一般貸付	263,901	286,512	22,611
金融派生商品 ^{*1}			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(920)	(920)	—
ヘッジ会計が適用されているもの ^{*2}	5,158	5,158	—

※1 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

※2 ヘッジ会計が適用されているものには、金銭の信託内において実施しているものを含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法は、次のとおりであります。

① 預貯金及び買入金銭債権

預貯金及び買入金銭債権はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 金銭の信託

金銭の信託内で実施しているデリバティブ取引は、取引先金融機関から入手した価格によっております。

③ 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

3月末日の市場価格等によっております。また、投資信託は基準価額等によっております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付は、貸付金の種類及び期間、信用リスクを考慮した上で、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

⑤ 金融派生商品

取引先金融機関から入手した価格によっております。

16. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、197,901百万円であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は1,487百万円であります。

18. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は2,060,062百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

19. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

(繰延税金資産)	
価格変動準備金	50,400
保険契約準備金	22,769
その他	2,052
繰延税金資産小計	75,221
評価性引当額	△0
繰延税金資産合計	75,221
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	16,508
繰延税金資産の純額	58,712

当年度における法定実効税率は28.00%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は27.65%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、永久に益金又は損金に算入されないものに係る差異であります。

(追加情報)

当社は、翌事業年度からMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用することとなったため、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

20. 担保に供されている資産の額は、預託金4,641百万円であります。

21. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約により借り入れている有価証券40,780百万円、再保険取引で借り入れている有価証券1,153百万円であり、全て自己保有しております。

22. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は845百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は276,694百万円であります。

23. 1株当たりの純資産額は19,802,752円57銭であります。

24. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は4,247百万円であります。

25. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は11,844百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、160百万円であります。

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	2019 年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020 年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
経常収益	1,161,038	2,039,152
保険料等収入	950,922	892,179
保険料	872,119	785,407
再保険収入	78,803	106,771
資産運用収益	113,966	1,142,890
利息及び配当金等収入	87,232	81,570
預貯金利息	46	9
有価証券利息・配当金	78,900	72,121
貸付金利息	8,056	9,018
その他利息配当金	228	420
金銭の信託運用益	17,881	210,974
有価証券売却益	8,542	152,133
有価証券償還益	310	1,812
為替差益	—	384,614
その他運用収益	—	19
特別勘定資産運用益	—	311,765
その他経常収益	96,149	4,082
年金特約取扱受入金	3,354	3,749
支払備金戻入額	1,284	—
責任準備金戻入額	90,891	—
その他の経常収益	618	333
経常費用	1,129,577	1,879,055
保険金等支払金	696,196	1,805,686
保険金	97,940	110,180
年金	87,549	84,870
給付金	184,780	214,550
解約返戻金	175,752	1,209,445
その他返戻金	4,118	3,844
再保険料	146,055	182,794
責任準備金等繰入額	—	18,614
支払備金繰入額	—	4,814
責任準備金繰入額	—	13,800
資産運用費用	373,891	784
支払利息	15	11
売買目的有価証券運用損	—	1
有価証券売却損	528	738
有価証券評価損	2,256	—
有価証券償還損	15	0
為替差損	313,543	—
その他運用費用	74	32
特別勘定資産運用損	57,457	—
事業費	50,304	44,258
その他経常費用	9,184	9,711
税金	5,811	6,016
減価償却費	3,366	3,690
その他の経常費用	6	4
経常利益	31,461	160,097
特別損失	3,500	100,500
価格変動準備金繰入額	3,500	100,500
税引前当期純利益	27,961	59,597
法人税及び住民税	7,963	43,543
法人税等調整額	△ 312	△ 27,064
法人税等合計	7,650	16,479
当期純利益	20,310	43,117

(損益計算書の注記)

2020 年度

1. 関係会社との取引による費用の総額は0百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券189百万円、外国証券151,944百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券738百万円、その他の証券0百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は259百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は9,899百万円であります。
5. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、評価損1百万円であります。
6. 金銭の信託運用益には、評価益が97,342百万円含まれております。
7. 1株当たりの当期純利益は3,276,676円21銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
8. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額233百万円を含んでおります。再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額4,210百万円を含んでおります。
9. 関連当事者との取引に関する事項は、重要性を勘案し、記載を省略しております。
10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科	目	2019年度	2020年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税引前当期純利益 (△は損失)	27,961	59,597
	減価償却費	3,366	3,690
	支払備金の増減額 (△は減少)	△ 1,284	4,814
	責任準備金の増減額 (△は減少)	△ 90,891	13,800
	価格変動準備金の増減額 (△は減少)	3,500	100,500
	利息及び配当金等収入	△ 87,232	△ 81,570
	有価証券関係損益 (△は益)	33,516	△ 675,909
	支払利息	15	11
	為替差損益 (△は益)	313,460	△ 383,861
	再保険貸の増減額 (△は増加)	817	3,474
	その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 459	△ 5,777
	代理店借の増減額 (△は減少)	△ 459	1,227
	再保険借の増減額 (△は減少)	1,060	△ 758
	その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	16,991	△ 4,142
	その他	9	921
	小 計	220,371	△ 963,982
	利息及び配当金等の受取額	161,828	169,141
	利息の支払額	△ 15	△ 11
	法人税等の支払額	△ 10,945	△ 8,069
	営業活動によるキャッシュ・フロー	371,238	△ 802,922
投資活動によるキャッシュ・フロー			
	金銭の信託の増加による支出	△ 232,963	△ 380,628
	金銭の信託の減少による収入	116,376	553,389
	有価証券の取得による支出	△ 497,535	△ 381,568
	有価証券の売却・償還による収入	431,332	1,418,308
	貸付けによる支出	△ 7,834	△ 7
	貸付金の回収による収入	69	3,369
	その他	—	1,437
	資産運用活動計	△ 190,555	1,214,300
	(営業活動及び資産運用活動計)	(180,683)	(411,377)
	有形固定資産の取得による支出	△ 91	△ 65
	無形固定資産の取得による支出	△ 3,731	△ 5,121
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 194,378	1,209,113
財務活動によるキャッシュ・フロー			
	配当金の支払額	△ 5,862	△ 6,887
	その他	△ 173	△ 192
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,036	△ 7,080
	現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,855	8,596
	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	168,967	407,707
	現金及び現金同等物期首残高	331,811	500,779
	現金及び現金同等物期末残高	500,779	908,486

(注) 現金及び現金同等物の範囲は、預貯金及び買入金銭債権であります。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	2019年度										
	株主資本							評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
繰越利益 剰余金											
当期首残高	41,060	24,735	24,735	4,554	98,881	103,435	169,230	19,669	6,408	26,077	195,308
当期変動額											
剰余金の配当	—	—	—	1,172	△7,035	△5,862	△5,862	—	—	—	△5,862
当期純利益	—	—	—	—	20,310	20,310	20,310	—	—	—	20,310
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	△25,010	10,077	△14,932	△14,932
当期変動額合計	—	—	—	1,172	13,275	14,447	14,447	△25,010	10,077	△14,932	△484
当期末残高	41,060	24,735	24,735	5,726	112,157	117,883	183,678	△5,340	16,486	11,145	194,823

(単位：百万円)

	2020年度										
	株主資本							評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
繰越利益 剰余金											
当期首残高	41,060	24,735	24,735	5,726	112,157	117,883	183,678	△5,340	16,486	11,145	194,823
当期変動額											
剰余金の配当	—	—	—	1,377	△8,265	△6,887	△6,887	—	—	—	△6,887
当期純利益	—	—	—	—	43,117	43,117	43,117	—	—	—	43,117
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	42,302	△12,772	29,530	29,530
当期変動額合計	—	—	—	1,377	34,852	36,230	36,230	42,302	△12,772	29,530	65,760
当期末残高	41,060	24,735	24,735	7,104	147,009	154,113	219,908	36,961	3,713	40,675	260,584

(株主資本等変動計算書の注記)

2020年度

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	13,159	—	—	13,159
合計	13,159	—	—	13,159

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取締役会	普通株式	4,197	319,000円35銭	2020年 3月31日	2020年 5月25日
2020年11月18日 取締役会	普通株式	2,689	204,422円73銭	—	2020年 11月25日

基準日が2020年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月19日 取締役会	普通株式	21,777	利益剰余金	1,654,978円72銭	2021年 3月31日	2021年 5月25日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区	分	2019年度末	2020年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	要管理債権	—	—
小計(対合計比)		—(—)	—(—)
	正常債権	437,153	464,054
合計	計	437,153	464,054

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2019 年度末	2020 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	546,005	711,185
資本金等	179,481	198,130
価格変動準備金	79,500	180,000
危険準備金	80,497	81,204
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合 100%)	△ 7,417	44,019
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合 100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	172,286	160,823
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	41,657	47,007
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	146,376	134,845
保険リスク相当額 R_1	996	1,140
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	2	2
予定利率リスク相当額 R_2	53,345	36,904
最低保証リスク相当額 R_7	1,656	1,328
資産運用リスク相当額 R_3	88,480	93,941
経営管理リスク相当額 R_4	2,889	2,666
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	746.0%	1,054.8%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条及び平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	2,885,240	△ 125,186	2,779,198	302,225

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2019 年度末					2020 年度末				
	帳簿 価額	時価	差損益	差益		帳簿 価額	時価	差損益	差益	
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	1,399,560	1,540,255	140,695	141,996	△ 1,301	858,344	934,784	76,440	77,989	△ 1,548
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	1,832,232	1,824,814	△ 7,417	51,905	△ 59,323	2,161,843	2,213,178	51,335	64,192	△ 12,857
公社債	64,507	64,806	298	333	△ 35	61,044	61,359	315	319	△ 3
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	840,009	853,159	13,149	50,079	△ 36,930	1,019,261	1,062,115	42,853	51,791	△ 8,937
公社債	565,965	613,009	47,043	50,079	△ 3,036	733,130	757,193	24,062	33,000	△ 8,937
株式等	274,044	240,150	△ 33,893	—	△ 33,893	286,131	304,922	18,790	18,790	—
その他の証券	8,001	8,002	1	1	—	5,002	5,005	3	3	—
買入金銭債権	100,995	100,995	—	—	—	100,993	100,993	—	—	—
譲渡性預金	5,000	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	813,718	792,850	△ 20,867	1,490	△ 22,357	975,541	983,704	8,163	12,078	△ 3,915
合計	3,231,792	3,365,069	133,277	193,902	△ 60,625	3,020,187	3,147,963	127,776	142,182	△ 14,406
公社債	81,402	81,942	539	583	△ 43	79,672	80,133	461	469	△ 7
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	2,222,674	2,376,277	153,603	191,826	△ 38,223	1,858,978	1,978,125	119,147	129,631	△ 10,483
公社債	1,948,630	2,136,127	187,497	191,826	△ 4,329	1,572,846	1,673,203	100,356	110,840	△ 10,483
株式等	274,044	240,150	△ 33,893	—	△ 33,893	286,131	304,922	18,790	18,790	—
その他の証券	8,001	8,002	1	1	—	5,002	5,005	3	3	—
買入金銭債権	100,995	100,995	—	—	—	100,993	100,993	—	—	—
譲渡性預金	5,000	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	813,718	792,850	△ 20,867	1,490	△ 22,357	975,541	983,704	8,163	12,078	△ 3,915

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ2019年度末は813,718百万円、△ 20,867百万円、2020年度末は975,541百万円、8,163百万円です。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

○満期保有目的の債券

該当ありません。

○責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区 分	2019 年度末			2020 年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	1,352,207	1,494,204	141,996	819,463	897,452	77,989
公社債	9,503	9,753	249	13,152	13,301	149
外国証券	1,342,704	1,484,451	141,746	806,311	884,150	77,839
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	47,352	46,050	△ 1,301	38,880	37,331	△ 1,548
公社債	7,391	7,383	△ 8	5,475	5,472	△ 3
外国証券	39,960	38,667	△ 1,293	33,404	31,859	△ 1,545
その他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	2019 年度末			2020 年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	604,729	656,635	51,905	1,518,070	1,582,263	64,192
公 社 債	39,197	39,530	333	49,744	50,063	319
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	460,115	510,194	50,079	748,363	800,154	51,791
そ の 他 の 証 券	1	2	1	2	5	3
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	105,416	106,907	1,490	719,961	732,040	12,078
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	1,227,502	1,168,179	△ 59,323	643,772	630,915	△ 12,857
公 社 債	25,310	25,275	△ 35	11,300	11,296	△ 3
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	379,894	342,964	△ 36,930	270,898	261,960	△ 8,937
そ の 他 の 証 券	8,000	8,000	—	5,000	5,000	—
買 入 金 銭 債 権	100,995	100,995	—	100,993	100,993	—
譲 渡 性 預 金	5,000	5,000	—	—	—	—
そ の 他	708,301	685,943	△ 22,357	255,579	251,664	△ 3,915

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2019 年度末					2020 年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	1,660,997	1,660,997	—	—	—	1,710,444	1,710,444	—	—	—

・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2019 年度末			2020 年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	868,146	2,162		726,739	72,605

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2019 年度末					2020 年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	813,718	792,850	△ 20,867	1,490	△ 22,357	975,541	983,704	8,163	12,078	△ 3,915

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

①取引の内容

金利関連：金利スワップ
通貨関連：通貨スワップ、為替予約

②取組方針

外貨建定額年金保険、外貨建定額保険にかかる金利リスクと為替リスクを軽減するために、デリバティブ取引を用いたヘッジを実施しております。

③利用目的

外貨建定額年金保険、外貨建定額保険にかかる金利リスクと為替リスクに対応するため、金利変動と為替変動に伴う資産の価格変動をヘッジすることを目的としてデリバティブ取引を利用しております。

④リスクの内容

デリバティブ取引は、一般に、取引の対象物の市場価格の変動にかかるリスク（市場リスク）や、取引先の倒産等による契約不履行にかかるリスク（信用リスク）及び市場流動性リスク等を有しております。当社が利用しているデリバティブ取引も同様に、これらのリスクを有しております。なお、取引先の破たん等による契約不履行のリスク（信用リスク）については、時価に対応した担保を受け入れることとしており限定されています。

⑤リスク管理体制

当社は保有資産・負債に係る市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに関して、社内規程を策定し、リスク管理の基本方針及び具体的取組みを定めております。市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを含む全社的なリスクの状況については、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

⑥定量的情報に関する補足説明

該当ありません。

2. 定量的情報

デリバティブ取引（金銭の信託内において実施しているものを含む）の詳細は、以下のとおりです。

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
2019年度末	ヘッジ会計適用分	19,616	—	—	—	—	19,616
	ヘッジ会計非適用分	79,578	△ 5,688	—	—	—	73,890
	合計	99,195	△ 5,688	—	—	—	93,507
2020年度末	ヘッジ会計適用分	15,681	—	—	—	—	15,681
	ヘッジ会計非適用分	35,528	71,629	—	—	—	107,157
	合計	51,209	71,629	—	—	—	122,839

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末				2020年度末				
		契約額等			時価	差損益	契約額等			差損益
			うち1年超					うち1年超		
店頭	金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払	580,418	580,418	88,518	88,518	365,680	365,680	31,816	31,816	
	金利スワップ 変動金利受取/ 固定金利支払	215,483	215,483	△ 8,940	△ 8,940	409,489	336,420	3,711	3,711	
	合 計				79,578				35,528	

○通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2019年度末				2020年度末				
		契約額等			時価	差損益	契約額等			差損益
			うち1年超					うち1年超		
店頭	為替予約/売建	1,655	—	2	2	270,989	—	△ 7,930	△ 7,930	
	為替予約/買建	—	—	—	—	10	—	△ 0	△ 0	
	通貨スワップ	556,984	545,334	△ 5,691	△ 5,691	334,434	333,154	79,560	79,560	
	合 計				△ 5,688				71,629	

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主 な ヘ ッ ジ 対 象	2019年度末				2020年度末				
			契約額等			時価	差損益	契約額等			差損益
				うち1年超					うち1年超		
繰 上 ヘ ッ ジ	金利スワップ 固定金利受取/ 変動金利支払	保険負債	127,685	127,685	19,616	19,616	156,919	156,919	11,258	11,258	
		外貨建債券	—	—	—	—	46,498	46,498	4,422	4,422	
合	計				19,616				15,681		

10. 経常利益等の明細 (基礎利益)

(単位:百万円)

	2019 年度	2020 年度
基礎利益 A	△ 27,972	40,862
キャピタル収益	452,274	711,283
金銭の信託運用益	—	174,535
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	8,542	152,133
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	384,614
その他キャピタル収益	443,732	—
キャピタル費用	396,603	591,341
金銭の信託運用損	15,285	—
売買目的有価証券運用損	—	1
有価証券売却損	528	738
有価証券評価損	2,256	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	313,543	—
その他キャピタル費用	64,990	590,602
キャピタル損益 B	55,671	119,941
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	27,698	160,804
臨時収益	3,762	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	3,762	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	707
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	707
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	3,762	△ 707
経常利益 A + B + C	31,461	160,097

(注) 基礎利益には、次の金額が含まれております。

(単位:百万円)

	2019 年度	2020 年度
金銭の信託運用益のうちインカムゲイン部分	33,166	36,439
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△ 443,732	589,672
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	64,990	929

その他キャピタル収益には、次の金額が含まれております。

(単位:百万円)

	2019 年度	2020 年度
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	443,732	—
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—

その他キャピタル費用には、次の金額が含まれております。

(単位:百万円)

	2019 年度	2020 年度
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	589,672
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	64,990	929

11. 会計監査人の監査の状況

会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書について、会計監査人 (有限責任 あずさ監査法人) による監査を受けております。

12. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表に係る内部監査の有効性を確認しています。

13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

[保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移]

当年度の新契約高は7,882億円（前年度比△10.7%）、解約失効契約高は1兆1,819億円（前年度比+579.7%）となり、当年度末保有契約高は6兆5,958億円（前年度末比+1.3%）となりました。

[収支状況]

当年度の収入保険料は7,854億円（前年度比△9.9%）となりました。一方、保険金等支払金は1兆8,056億円（前年度比+159.4%）、事業費は442億円（前年度比△12.0%）となりました。また、資産運用損益は1兆1,421億円（前年度は△2,599億円）となりました。

以上の収支に責任準備金繰入額138億円、再保険収入1,067億円等を加減した結果、経常利益は1,600億円となり、これに特別損益、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は431億円となりました。

[資産及び負債の状況]

当年度末の総資産の額は、7兆247億円（前年度末比+3.1%）となりました。また、当年度の責任準備金繰入額は138億円であり、この結果責任準備金は6兆4,578億円となりました。なお、特別勘定の保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号の規定に基づき、特別勘定における収支の残高を積み立てています。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

（単位：千件、億円、%）

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	825	107.8	42,587	99.7	663	80.4	42,277	99.3
個人年金保険	386	101.7	22,553	93.6	377	97.6	23,680	105.0
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、個人変額年金保険については保険料積立金）と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、億円、%)

区 分	2019 年度						2020 年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	95	98.6	7,111	96.1	7,111	—	84	87.8	6,708	94.3	6,708	—
個人年金保険	26	41.7	1,716	45.4	1,716	—	18	71.4	1,174	68.4	1,174	—
団体保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資(ただし、個人変額年金保険については契約時の保険料積立金)です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	331,887	106.7	366,150	110.3
個人年金保険	266,027	97.7	267,445	100.5
合 計	597,914	102.5	633,595	106.0
うち医療保障・生前給付保障等	26	82.0	404	1,516.7

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度		2020 年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険	66,871	105.8	67,494	100.9
個人年金保険	31,073	49.0	23,688	76.2
合 計	97,944	77.3	91,183	93.1
うち医療保障・生前給付保障等	—	—	374	—

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額		
		2019 年度末	2020 年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	4,258,739	4,227,770
		個人年金保険	1,955,860	1,917,217
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	6,214,599	6,144,987
	災害死亡	個人保険	(19,593)	(22,229)
		個人年金保険	(20,735)	(20,132)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(40,328)	(42,362)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(—)	(—)	
団体年金保険		(—)	(—)	
	その他共計	(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	—	—
		個人年金保険	1,022,832	1,090,661
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,022,832	1,090,661
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(225,886)	(229,409)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(225,886)	(229,409)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	1,232,469	1,277,412
団体保険		—	—	
団体年金保険		—	—	
	その他共計	1,232,469	1,277,412	
入院保障	災害入院	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
	疾病入院	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
	その他の条件付入院	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(—)	(—)	
団体年金保険		(—)	(—)	
	その他共計	(—)	(—)	

(注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、個人変額年金保険については保険料積立金）を表します。

3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。

4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）の責任準備金を表します。

(単位：件)

区 分		保有件数	
		2019 年度末	2020 年度末
障害保障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	—	—
手術保障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	—	—

VI

業務の状況を示す指標等

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		2019 年度末	2020 年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	4,258,739	4,227,770
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	4,258,739	4,227,770
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	2,255,302	2,368,073
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	—	—
	傷 害 特 約	—	—
	災 害 入 院 特 約	—	—
	疾 病 特 約	—	—
	成 人 病 特 約	—	—
	その他の条件付入院特約	—	—

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資(ただし、個人変額年金保険については保険料積立金)と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種別別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2019 年度末	2020 年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	331,887	366,150
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	331,887	366,150
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	266,027	267,445

(7) 契約者配当の状況

該当ありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2019 年度	2020 年度
個 人 保 険	△ 0.3%	△ 0.7%
個 人 年 金 保 険 [※]	△ 2.8%	6.6%
団 体 保 険	－%	－%
団 体 年 金 保 険	－%	－%

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金

(単位：千円)

区 分	2019 年度	2020 年度	
新 契 約 平 均 保 険 金	個 人 保 険	7,427	7,983
	個 人 年 金 保 険 [※]	6,547	6,271
保 有 契 約 平 均 保 険 金	個 人 保 険	5,159	6,374
	個 人 年 金 保 険 [※]	5,426	5,991

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率 (対年度始)

区 分	2019 年度	2020 年度
個 人 保 険	16.7%	15.8%
個 人 年 金 保 険 [※]	16.3%	11.5%
団 体 保 険	－%	－%

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率 (対年度始)

区 分	2019 年度	2020 年度
個 人 保 険	3.4%	26.2%
個 人 年 金 保 険 [※]	2.9%	6.5%
団 体 保 険	－%	－%

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約年換算)

(単位：円)

2019 年度	2020 年度
313,979	281,467

(注) 1. 転換契約は含んでいません。
2. 個人年金保険の金額を記載しています。

(6) 死亡率

区 分	件数率		金額率	
	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度
個 人 保 険	10.3%	13.0%	15.1%	18.1%
個 人 年 金 保 険 [※]	6.1%	6.5%	9.1%	9.1%

※ (1) から (6) について、個人年金保険の数値は、年金支払開始後契約 (早期受取終身年金プランの年金開始後契約を含む) を除きます。

(7) 特約発生率（個人保険）

該当ありません。

(8) 事業費率（対収入保険料）

2019 年度	2020 年度
5.8%	5.6%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2019 年度	2020 年度
9	11

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2019 年度	2020 年度
93.7%	90.1%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格 付 区 分	2019 年度	2020 年度
A A	0.4%	0.3%
A A -	41.3%	46.3%
A +	7.9%	5.9%
A	38.1%	38.9%
A -	10.8%	7.2%
BBB	1.5%	1.3%

(注) 格付は S&P 社によるものに基づいています。ただし「BBB」にはムーディーズ社の「Baa1」を含みます。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2019 年度	2020 年度
8,971	5,497

(注) (9) から (12) については、保険業法施行規則第 71 条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2019 年度	2020 年度
第 三 分 野 発 生 率	9.5%	4.7%
医 療 (疾 病)	— %	— %
が	— %	— %
介 護	9.5%	4.7%
そ の 他	— %	— %

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区		分	2019年度末	2020年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金		12,098	13,814
	災 害 保 険 金		4	6
	高 度 障 害 保 険 金		—	—
	満 期 保 険 金		—	—
	そ の 他		—	—
	小 計		12,103	13,820
年 金		638	421	
給 付 金		4,633	5,094	
解 約 返 戻 金		1,974	4,828	
保 険 金 据 置 支 払 金		—	—	
そ の 他 共 計		19,394	24,209	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区		分	2019年度末	2020年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険		4,169,750	4,084,142
		(一般勘定)	3,569,770	3,472,418
		(特別勘定)	599,980	611,724
	個 人 年 金 保 険		2,193,773	2,292,474
		(一般勘定)	779,667	855,226
		(特別勘定)	1,414,105	1,437,248
	団 体 保 険		—	—
		(一般勘定)	—	—
		(特別勘定)	—	—
	団 体 年 金 保 険		—	—
		(一般勘定)	—	—
		(特別勘定)	—	—
	そ の 他		—	—
		(一般勘定)	—	—
		(特別勘定)	—	—
	小 計		6,363,524	6,376,617
	(一般勘定)	4,349,438	4,327,644	
	(特別勘定)	2,014,086	2,048,972	
危 険 準 備 金		80,497	81,204	
合 計		6,444,021	6,457,822	
	(一般勘定)	4,429,935	4,408,849	
	(特別勘定)	2,014,086	2,048,972	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2019年度末	6,362,941	583	—	80,497	6,444,021
2020年度末	6,375,952	665	—	81,204	6,457,822

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高 (契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示第48号に定める方式
	標準責任準備金対象外契約	保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式	保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式
	その他	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率 (危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式 (ただし、変額個人年金保険については保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式) により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高 (契約年度別)

(単位：百万円)

契 約 年 度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	—	—
1986年度～1990年度	—	—
1991年度～1995年度	—	—
1996年度～2000年度	—	—
2001年度～2005年度	1,216	0.50%
2006年度～2010年度	12,012	0.01%～1.50%
2011年度	20,440	0.01%～5.22%
2012年度	92,012	0.01%～5.30%
2013年度	172,963	0.01%～4.95%
2014年度	485,404	0.01%～4.72%
2015年度	470,653	0.01%～4.16%
2016年度	385,664	0.01%～3.98%
2017年度	543,439	0.01%～4.61%
2018年度	748,661	0.01%～4.75%
2019年度	687,900	0.00%～4.25%
2020年度	707,276	0.00%～3.06%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金 (特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く) を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

①責任準備金残高（一般勘定）

（単位：百万円）

	2019 年度末	2020 年度末
責任準備金残高 （一般勘定）	2,340	2,134

- (注) 1. 「責任準備金残高（一般勘定）」は、標準責任準備金対象契約及び標準責任準備金対象外契約を対象とし、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。
2. 標準責任準備金対象契約は、保険業法施行規則第 68 条に規定する保険契約を対象としています。
3. 標準責任準備金対象外契約は、標準責任準備金対象契約以外で、当社が保険料及び責任準備金の算出方法書に規定する保険契約を対象としています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

	変額個人年金保険 (LG・TA・RC シリーズを除く) 及び 最低保証付変額保険	変額個人年金保険 (LG・TA シリーズ)	変額終身保険 (09)	変額個人年金保険 (RC シリーズ) 及び 変額終身保険 (一般勘定移行型)	外貨建変額終身保険 (一般勘定移行型) 及び 外貨建変額個人年金保険 (定額部分付)																														
算出方法	平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める標準的方式 平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める代替的方式 (シナリオテスト方式)																																		
計算の基礎となる係数	<table border="0"> <tr> <td>予定死亡率</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td colspan="4">平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める率</td> <td>保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率</td> </tr> <tr> <td>期待収益率</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>ボラティリティ</td> <td colspan="2">平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める率 ただし、不動産投資信託については株式と同一の率を使用</td> <td colspan="3">保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率</td> </tr> <tr> <td>予定解約率</td> <td>0%</td> <td colspan="3">経過期間及び積立金の状況により変動する動的解約率 (保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)</td> <td></td> </tr> </table>					予定死亡率						割引率	平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める率				保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率	期待収益率						ボラティリティ	平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める率 ただし、不動産投資信託については株式と同一の率を使用		保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率			予定解約率	0%	経過期間及び積立金の状況により変動する動的解約率 (保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)			
予定死亡率																																			
割引率	平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める率				保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率																														
期待収益率																																			
ボラティリティ	平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める率 ただし、不動産投資信託については株式と同一の率を使用		保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率																																
予定解約率	0%	経過期間及び積立金の状況により変動する動的解約率 (保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)																																	

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

（単位：百万円）

	当期首 残 高	当期末 残 高	当期増減 (△) 額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	貸借対照表に注記しています。
	個別貸倒引当金	—	—	貸借対照表に注記しています。
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
価 格 変 動 準 備 金	79,500	180,000	100,500	貸借対照表に注記しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区	分	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	摘要
資	本	41,060	—	—	41,060	
うち 既発行 株式	(普通株式)	(13,159株)	(一株)	(一株)	(13,159株)	
	計	13,159株	一株	一株	13,159株	
資本 剰余金	(資本準備金)	(24,735)	(—)	(—)	(24,735)	
	(その他資本剰余金)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	計	24,735	—	—	24,735	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区	分	2019年度	2020年度
個	人	713,272	671,462
	(うち一時払)	713,272	671,462
	(うち年払)	—	—
	(うち半年払)	—	—
	(うち月払)	—	—
個	人	158,846	113,945
	(うち一時払)	158,018	113,111
	(うち年払)	—	—
	(うち半年払)	—	—
	(うち月払)	828	834
団	体	—	—
団	体	—	—
そ	の	872,119	785,407

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個 人 保 険	個 人 年 金 保 険	団 体 保 険	団 体 年 金 保 険	財 形 保 険 財形年金保険	そ の 他 の 保 険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
死 亡 保 険 金	75,225	34,908	—	—	—	—	110,133	97,888
災 害 保 険 金	0	45	—	—	—	—	46	52
高 度 障 害 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
満 期 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	75,226	34,954	—	—	—	—	110,180	97,940

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

個 人 保 険	個 人 年 金 保 険	団 体 保 険	団 体 年 金 保 険	財 形 保 険 財形年金保険	そ の 他 の 保 険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
—	84,870	—	—	—	—	84,870	87,549

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個 人 保 険	個 人 年 金 保 険	団 体 保 険	団 体 年 金 保 険	財 形 保 険 財形年金保険	そ の 他 の 保 険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
死 亡 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
入 院 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
手 術 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
障 害 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
生 存 給 付 金	166,046	389	—	—	—	—	166,435	131,837
そ の 他	1	48,112	—	—	—	—	48,114	52,943
合 計	166,047	48,502	—	—	—	—	214,550	184,780

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個 人 保 険	個 人 年 金 保 険	団 体 保 険	団 体 年 金 保 険	財 形 保 険 財形年金保険	そ の 他 の 保 険	2020年度 合 計	2019年度 合 計
1,137,084	72,361	—	—	—	—	1,209,445	175,752

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却 累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	2,388	233	1,487	901	62.3%
建物	1,033	51	711	322	68.8%
リース資産	918	141	404	513	44.1%
その他の有形固定資産	437	40	371	65	84.9%
無形固定資産	29,030	3,457	15,519	13,510	53.5%
その他	—	—	—	—	—
合計	31,419	3,690	17,007	14,412	54.1%

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
営業活動費	32,001	27,043
営業管理費	5,167	4,485
一般管理費	13,135	12,729
合計	50,304	44,258

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金額は849百万円です。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019年度	2020年度
国 税	3,603	3,574
消費 税	2,987	2,951
地 方 法 人 特 別 税	582	—
特 別 法 人 事 業 税	—	534
印 紙 税	34	88
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	2,207	2,441
地 方 消 費 税	776	738
法 人 事 業 税	1,411	1,683
固 定 資 産 税	4	4
事 業 所 税	15	15
そ の 他 の 地 方 税	—	—
合計	5,811	6,016

(18) リース取引

重要性を勘案し、記載を省略しています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 2020 年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

2021年3月31日現在の主要指標及び前決算期末との比較は以下のとおりです。

国内株式市場	日経平均株価	29,178.80円	(前決算期末比 + 54.25%)
	TOPIX 配当込み	3,080.87	(前決算期末比 + 42.13%)
国内債券市場	日本 10 年国債利回り	0.120%	(前決算期末 0.005%)
外国株式市場	MSCI コクサイ (現地通貨ベース)	13,721.38	(前決算期末比 + 52.21%)
外国債券市場	米国 10 年国債利回り	1.742%	(前決算期末 0.670%)
外国為替市場	円/米ドル	110.71円	(前決算期末比 + 1.73%)
	円/ユーロ	129.80円	(前決算期末比 + 8.57%)
	円/豪ドル	84.36円	(前決算期末比 + 27.64%)
	円/NZドル	77.38円	(前決算期末比 + 19.49%)

ロ. 当社の運用方針

当社一般勘定資産におきましては、安全性と中長期的な安定収益の確保を基本方針とし、債券を中心とした運用を行っております。邦貨建及び外貨建の定額商品の運用に関しましては、ALM（資産負債総合管理）の観点から、為替リスク・金利リスク・信用リスク等に十分留意した上で内外債券等への投資を行っております。

ハ. 運用実績の概況

2020年度末における一般勘定資産残高は4兆9,755億円となり、前年度末比で1,754億円の増加となりました。うち外貨建資産は、円安の影響等により、前年度末より1,099億円増加し、残高は3兆5,527億円となっております。また、2020年度の資産運用収益は831,124百万円、資産運用費用は784百万円となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位: 百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	392,942	8.2	799,494	16.1
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	100,995	2.1	100,993	2.0
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	1,660,997	34.6	1,710,444	34.4
有価証券	2,325,527	48.4	1,987,823	40.0
公社債	81,701	1.7	79,987	1.6
株式	—	—	—	—
外国証券	2,235,824	46.6	1,901,831	38.2
公社債	1,995,673	41.6	1,596,909	32.1
株式等	240,150	5.0	304,922	6.1
その他の証券	8,002	0.2	6,004	0.1
貸付金	215,294	4.5	264,182	5.3
保険約款貸付	311	0.0	280	0.0
一般貸付	214,983	4.5	263,901	5.3
不動産	322	0.0	322	0.0
繰延税金資産	43,132	0.9	58,712	1.2
その他	60,854	1.3	53,580	1.1
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	4,800,068	100.0	4,975,554	100.0
うち外貨建資産	3,442,854	71.7	3,552,778	71.4

(注) 不動産については有形固定資産のうち建物の金額を計上しております。

ロ. 資産の増減

(単位: 百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
	現預金・コールローン	110,324
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	57,996	△ 2
商品有価証券	—	—
金銭の信託	122,711	49,446
有価証券	△ 65,640	△ 337,704
公社債	△ 21,386	△ 1,714
株式	—	—
外国証券	△ 44,253	△ 333,992
公社債	△ 96,333	△ 398,764
株式等	52,079	64,772
その他の証券	△ 0	△ 1,997
貸付金	△ 29,324	48,887
保険約款貸付	△ 27	△ 30
一般貸付	△ 29,296	48,917
不動産	38	△ 0
繰延税金資産	6,119	15,580
その他	3,946	△ 7,273
貸倒引当金	—	—
合 計	206,172	175,485
うち外貨建資産	1,498	109,924

(注) 不動産については有形固定資産のうち建物の金額を計上しております。

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2019 年度	2020 年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△ 0.61	1.91
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	0.02	0.10
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	1.10	11.76
有 価 証 券	△ 7.74	24.60
うち 公 社 債	0.24	0.52
うち 株 式	—	—
うち 外 国 証 券	△ 8.08	25.57
貸 付 金	△ 11.96	26.23
うち 一 般 貸 付	△ 11.97	26.26
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	△ 4.22	16.74

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	298,576	476,549
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	82,974	114,487
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	1,629,988	1,793,569
有 価 証 券	2,440,136	2,229,290
うち 公 社 債	91,814	81,100
うち 株 式	—	—
うち 外 国 証 券	2,340,321	2,142,762
貸 付 金	242,951	234,057
うち 一 般 貸 付	242,667	233,734
不 動 産	298	327
一 般 勘 定 計	4,798,977	4,960,857
うち 海 外 投 融 資	3,257,006	3,203,987

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
利息及び配当金等収入	87,232	81,570
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	17,881	210,974
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	8,542	152,133
有価証券償還益	310	1,812
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	384,614
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	—	19
合 計	113,966	831,124

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
支払利息	15	11
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	1
有価証券売却損	528	738
有価証券評価損	2,256	—
有価証券償還損	15	0
金融派生商品費用	—	—
為替差損	313,543	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	74	32
合 計	316,434	784

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
預貯金利息	46	9
有価証券利息・配当金	78,900	72,121
うち公社債利息	215	231
うち株式配当金	—	—
うち外国証券利息配当金	78,682	71,886
貸付金利息	8,056	9,018
不動産賃貸料	—	—
その他の共計	87,232	81,570

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
国債等債券	—	189
株式等	—	—
外国証券	8,542	151,944
その他の共計	8,542	152,133

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	528	738
その他の共計	528	738

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
国債等債券	—	—
株式等	—	—
外国証券	2,256	—
その他の共計	2,256	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	14,566	0.6	14,496	0.7
地 方 債	2,225	0.1	1,713	0.1
社 債	64,909	2.8	63,776	3.2
うち 公 社 ・ 公 団 債	9,778	0.4	7,416	0.4
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	2,235,824	96.1	1,901,831	95.7
公 社 債	1,995,673	85.8	1,596,909	80.3
株 式 等	240,150	10.3	304,922	15.3
そ の 他 の 証 券	8,002	0.3	6,004	0.3
合 計	2,325,527	100.0	1,987,823	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2019 年度末							2020 年度末						
	1 年 以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超 (期間の定めないものを含む)	合計	1 年 以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超 (期間の定めないものを含む)	合計
有 価 証 券	25,506	204,830	655,991	629,196	357,360	452,641	2,325,527	48,153	270,792	568,002	378,524	247,096	475,253	1,987,823
国 債	—	—	—	—	—	14,566	14,566	—	—	—	—	383	14,113	14,496
地 方 債	501	1,724	—	—	—	—	2,225	400	1,313	—	—	—	—	1,713
社 債	3,699	29,600	26,823	2,271	1,322	1,191	64,909	11,203	31,325	13,902	5,949	219	1,175	63,776
株 式	/	/	/	/	/	—	—	/	/	/	/	/	—	—
外 国 証 券	13,305	173,506	629,167	626,924	356,037	436,883	2,235,824	31,550	238,153	554,099	372,574	246,493	458,960	1,901,831
公 社 債	13,305	173,506	629,167	626,924	356,037	196,732	1,995,673	31,550	238,153	554,099	372,574	246,493	154,038	1,596,909
株 式 等	—	—	—	—	—	240,150	240,150	—	—	—	—	—	304,922	304,922
そ の 他 の 証 券	8,000	—	—	—	—	2	8,002	5,000	—	—	—	—	1,004	6,004
買 入 金 銭 債 権	100,995	—	—	—	—	—	100,995	100,993	—	—	—	—	—	100,993
譲 渡 性 預 金	5,000	—	—	—	—	—	5,000	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 ※	114,971	231,800	435,725	377,871	236,726	263,902	1,660,997	94,419	244,842	324,457	219,563	323,587	503,574	1,710,444

※「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含む。

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2019 年度末	2020 年度末
公 社 債	0.07	0.11
外 国 公 社 債	1.86	1.51

(15) 業種別株式保有明細表

該当ありません。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2019 年度末	2020 年度末
保 険 約 款 貸 付	311	280
契 約 者 貸 付	311	280
保 険 料 振 替 貸 付	—	—
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	214,983 (—)	263,901 (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	214,983 (214,983)	263,901 (263,901)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 口 一 ン	—	—
消 費 者 口 一 ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	215,294	264,182

(17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の 定めのない ものを含む)	合計
2019 年度末	変 動 金 利	—	—	—	—	—	—
	固 定 金 利	3,238	16,522	51,546	117,640	26,037	214,983
	一 般 貸 付 計	3,238	16,522	51,546	117,640	26,037	214,983
2020 年度末	変 動 金 利	—	—	—	—	—	—
	固 定 金 利	—	40,597	157,910	65,394	—	263,901
	一 般 貸 付 計	—	40,597	157,910	65,394	—	263,901

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2019 年度末		2020 年度末	
		件数	占 率	件数	占 率
大 企 業	貸付先数	1	100.0	1	100.0
	金 額	214,983	100.0	263,901	100.0
中 堅 企 業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中 小 企 業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
国内企業向け貸付計	貸付先数	1	100.0	1	100.0
	金 額	214,983	100.0	263,901	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	① 右の②~④を除く全業種	② 小売業、飲食業	③ サービス業	④ 卸売業
大 企 業	従業員 300 名超 かつ 資本金 10 億円以上	従業員 50 名超 かつ 資本金 10 億円以上	従業員 100 名超 かつ 資本金 10 億円以上	従業員 100 名超 かつ 資本金 10 億円以上
中 堅 企 業	従業員 300 名超 かつ 資本金 3 億円超 10 億円未満	従業員 50 名超 かつ 資本金 5 千万円超 10 億円未満	従業員 100 名超 かつ 資本金 5 千万円超 10 億円未満	従業員 100 名超 かつ 資本金 1 億円超 10 億円未満
中 小 企 業	資本金 3 億円以下又は 常用する従業員 300 人以下	資本金 5 千万円以下又は 常用する従業員 50 人以下	資本金 5 千万円以下又は 常用する従業員 100 人以下	資本金 1 億円以下又は 常用する従業員 100 人以下

(19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区	分	2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製 造 業	—	—	—	—
	食 料	—	—	—	—
	織 維	—	—	—	—
	木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	印 刷	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭	—	—	—	—
	窯 業 ・ 土 石	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
	電 気 機 械	—	—	—	—
	輸 送 用 機 械	—	—	—	—
	そ の 他 の 製 造 業	—	—	—	—
	農 業 ・ 林 業	—	—	—	—
	漁 業	—	—	—	—
	鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—
	情 報 通 信 業	—	—	—	—
	運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
	金 融 業、保 険 業	214,983	100.0	263,901	100.0
	不 動 産 業	—	—	—	—
	物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿 泊 業	—	—	—	—
	飲 食 業	—	—	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
	教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	
個人（住宅・消費・納税資金等）	—	—	—	—	
合 計	214,983	100.0	263,901	100.0	
海外向け	政 府 等	—	—	—	—
	金 融 機 関	—	—	—	—
	商 工 業（等）	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	
一 般 貸 付 計	214,983	100.0	263,901	100.0	

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）の業種分類に準拠している。

(20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設 備 資 金	—	—	—	—
運 転 資 金	214,983	100.0	263,901	100.0

(21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	—	—	—	—
東 北	—	—	—	—
関 東	214,983	100.0	263,901	100.0
中 部	—	—	—	—
近 畿	—	—	—	—
中 国	—	—	—	—
四 国	—	—	—	—
九 州	—	—	—	—
合 計	214,983	100.0	263,901	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担 保 貸 付	214,983	100.0	263,901	100.0
有 価 証 券 担 保 貸 付	214,983	100.0	263,901	100.0
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	—	—	—	—
指 名 債 権 担 保 貸 付	—	—	—	—
保 証 貸 付	—	—	—	—
信 用 貸 付	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	214,983	100.0	263,901	100.0
う ち 劣 後 特 約 付 貸 付	—	—	—	—

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区	分	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	減 価 償 却 累 計 額	償 却 率
2019年	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	284	86	3	45	322	674	67.6
	リース資産	542	217	—	127	632	263	29.4
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	110	22	0	42	90	331	78.5
	合計	938	327	3	215	1,046	1,269	54.8
度	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
2020年	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	322	52	1	51	322	711	68.8
	リース資産	632	22	—	141	513	404	44.1
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	90	15	—	40	65	371	84.9
	合計	1,046	90	1	233	901	1,487	62.3
度	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区	分	2019年度末	2020年度末
不動産	残高	322	322
	営業用	322	322
	賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数		—	—

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

該当ありません。

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	1,995,673	63.0	1,596,909	51.9
株 式	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	1,157,982	36.5	1,373,531	44.7
小 計	3,153,655	99.5	2,970,440	96.6

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

ハ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	16,127	0.5	104,331	3.4
小 計	16,127	0.5	104,331	3.4

二. 合計

(単位:百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	3,169,782	100.0	3,074,771	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②海外投融資の地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	外 国 証 券						非 居 住 者 貸 付		
			公 社 債		株 式 等				
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	
2019年度末	北 米	625,628	32.0	625,628	32.0	—	—	—	—
	ヨーロッパ	521,191	26.7	521,191	26.7	—	—	—	—
	オセアニア	606,529	31.0	606,529	31.0	—	—	—	—
	アジア	37,737	1.9	37,737	1.9	—	—	—	—
	中南米	3,784	0.2	3,784	0.2	—	—	—	—
	中 東	3,539	0.2	3,539	0.2	—	—	—	—
	アフリカ	272	0.0	272	0.0	—	—	—	—
	国際機関	156,154	8.0	156,154	8.0	—	—	—	—
	合 計	1,954,834	100.0	1,954,834	100.0	—	—	—	—
2020年度末	北 米	729,101	47.2	729,101	47.2	—	—	—	—
	ヨーロッパ	400,092	25.9	400,092	25.9	—	—	—	—
	オセアニア	300,537	19.5	300,537	19.5	—	—	—	—
	アジア	33,726	2.2	33,726	2.2	—	—	—	—
	中南米	3,304	0.2	3,304	0.2	—	—	—	—
	中 東	4,456	0.3	4,456	0.3	—	—	—	—
	アフリカ	104	0.0	104	0.0	—	—	—	—
	国際機関	72,334	4.7	72,334	4.7	—	—	—	—
	合 計	1,543,652	100.0	1,543,652	100.0	—	—	—	—

③外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	1,536,086	48.7	1,907,048	64.2
ユ ー ロ	—	—	—	—
カ ナ ダ ド ル	—	—	—	—
オーストラリアドル	1,563,652	49.6	1,022,515	34.4
ニュージーランドドル	53,916	1.7	40,877	1.4
そ の 他	—	—	—	—
合 計	3,153,655	100.0	2,970,440	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2019 年度	2020 年度
△ 5.84	19.46

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

重要性を勘案し、記載を省略しています。

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	868,146	2,162	727,738	72,604

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

当社の保有する売買目的有価証券以外の有価証券は、すべて一般勘定資産かつ時価の把握できるものであり、V. 9. (1). ② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）の内容と相違ありません。コーポレート・業績データ 66 ページ、V. 9. (1). ②をご参照ください。

(2) 金銭の信託の時価情報

当社の保有する金銭の信託は、すべて一般勘定資産であり、V. 9. (2) 金銭の信託の時価情報の内容と相違ありません。コーポレート・業績データ 67 ページ、V. 9. (2) をご参照ください。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

当社におけるデリバティブ取引は、すべて一般勘定で行っており、V.9. (3) デリバティブ取引の時価情報 2. 定量的情報の内容と相違ありません。コーポレート・業績データ 68 ページ、V.9. (3).2 をご参照ください。

Ⅶ. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

コーポレート・プロフィール 41～44 ページ「リスク管理の態勢」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

コーポレート・プロフィール 38～40 ページ「コンプライアンス（法令等遵守）の態勢」をご参照ください。

3. 保険業法第 121 条第 1 項第 1 号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

当社では第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するために、保険業法施行規則第 69 条の規定に従った責任準備金を積み立てるとともに、保険業法施行規則第 80 条の規定に従い責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを保険計理人によって確認しています。

また、第三分野保険の保険事故発生率に関する長期的な不確実性に対して、責任準備金の積立の適切性を確認するためにストレステストを実施し、将来の保険事故発生率が通常想定される範囲を超えて悪化した場合であっても、予め設定された保険事故発生率によってカバーされていることの検証を行っています。なお、ストレステストに使用する保険事故発生率等は、平成 10 年大蔵省告示第 231 号及び社内規程に基づき保険数理上適切な手法により設定しております。

当決算期においてストレステストを実施した結果、予め設定した予定保険事故発生率は、将来の保険事故発生率に係る十分なリスクをカバーしており、第三分野保険に係る責任準備金が、健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しました。また、平成 12 年金融監督庁・大蔵省告示第 22 号に定める負債十分性テストの対象となる保険契約の区分はありませんでした。

4. 金融 ADR 制度について

コーポレート・プロフィール 25 ページ「金融分野の裁判外紛争解決制度（金融 ADR 制度）」をご参照ください。

5. 個人データの保護について

コーポレート・プロフィール 45 ページ「個人情報保護への対応」をご参照ください。

6. 反社会的勢力に対する基本方針

コーポレート・プロフィール 39 ページ「反社会的勢力への対応」をご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	2019 年度末	2020 年度末
	金額	金額
個人変額保険	600,944	612,675
個人変額年金保険	1,423,336	1,447,387
団体年金保険	—	—
特別勘定計	2,024,281	2,060,062

2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

国内株式市場	国内株式市場は、新型コロナ対策として世界的な財政拡大・金融緩和政策を好感し、年度を通じて上昇推移となりました。前年度末の2020年3月には欧米での新型コロナ感染拡大懸念に伴う金融市場の混乱によって大きく値を下げましたが、米国政府・FRBによる大規模な財政・金融政策による新型コロナ対策期待から、徐々に金融市場の混乱が沈静化し、世界的に株式市場が上昇に転じました。日本でも経済対策期待や日銀による株式購入に底支えされた需給要因もあり、国内株式市場は年度を通じて上昇傾向での推移となりました。日経平均株価は前年度末比+54.2%で年度末を迎えました。
国内債券市場	国内債券市場は、0%を挟んだ狭いレンジ取引で推移したのち、2021年2月以降に金利が上昇する展開となりました。年度初から日銀により新型コロナ対策として従来のイールドカーブコントロール政策をはじめとする低金利政策に加えて、資産買入額の拡大や資金繰り支援策等が講じられたことにより、10年国債利回りは0%を挟んでの±0.05%の極めて狭いレンジでの推移となりました。その後米金利の上昇や、2021年2月以降に日銀による「政策点検」からそれまでのイールドカーブコントロール政策に見直しが入るとの懸念が高まり、一時的に10年国債利回りは、0.175%まで上昇し、年度末は前年度末比0.115%高い0.12%で引けました。
外国株式市場	外国株式市場は、新型コロナ対策として世界的な財政拡大・金融緩和政策を好感し、年度を通じて上昇基調での推移となりました。新型コロナ感染拡大懸念から前年度末の2020年3月には金融市場が大きく混乱、株式市場も大幅に値を下げた水準で年度替わりとなりましたが、米国政府・FRBにより新型コロナ対策として財政支出・金融緩和政策への期待の高まりから、次第に金融市場混乱が沈静化し、年度を通じて上昇基調の推移となりました。注目されていた米大統領選は僅差となりましたが、市場の事前想定通りにバイデン氏が選出され、一部で懸念された政権移行時の混乱も限定的なものとなったことが好感されました。2020年末からは新政権による政策期待や新型コロナワクチン接種者が急激に拡大したことにより景気回復期待がさらに高まり、株価は一段と上昇し、NYダウは2021年3月に史上最高値を更新しました。NYダウは前年度末比+50.5%、独DAXは前年度末比+51.1%で年度末を迎えました。
外国債券市場	外国債券市場は、新型コロナ感染拡大による景気後退リスクに対応した、FRBによる強力な金融緩和策が継続し、2020年末までにかけては0.5%～1.0%でのレンジ推移となったのち、景気回復が確実となった2021年1月以降はインフレ懸念から金利が上昇する展開となりました。年度初は2020年3月に公表されたFRBによる債券買入プログラム等が好感され、昨年度末に混乱した金融市場が徐々に沈静化、米FRBの低金利政策継続期待もあり、一時0.5%まで金利低下する局面もありましたが、その後株式市場の回復もあり、レンジの下限を切り上げる展開となり、2020年12月末にかけては0.8%台を中心とするレンジ推移となりました。2021年1月以降は内需を主導とした米景気の底堅さが確認され、バイデン政権による景気対策期待や物価上昇懸念も広がり、2021年3月末にかけて一時米国10年国債利回りは1.77%まで上昇、年度末には米国10年国債金利は、前年度末比1.071%高い1.740%で引けました。また、独10年国債金利は、前年度末比0.179%高い△0.292%で年度末を迎えました。
外国為替市場	外国為替市場は、対主要通貨では円高が進行したのち、円安に転じる展開となりました。対米ドルでは、年度初は108円近傍での推移となったのち、2020年12月末にかけては緩やかに円高推移となり、2021年1月初旬には一時的に102.59円まで円高が進行しました。その後バイデン政権による政府支出拡大見込や米インフレ観測の高まりから2021年1月以降に米長期金利が上昇したことによって円安に転じ、2020年度末は、前年度末比1.88円円安米ドル高の110.71円で引けました。対ユーロは、欧州景気回復期待やECBの金融緩和、新型コロナワクチン接種拡大期待から2020年5月以降円安が進行し、前年度末比10.25円円安ユーロ高の129.80円で年度末を迎えました。

3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

個人変額保険

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	—	—	—	—
変額保険(終身型)	116,176	643,145	100,411	620,794
合 計	116,176	643,145	100,411	620,794

(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	605	0.1	135	0.0
有価証券	600,337	99.9	612,532	100.0
公 社 債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	600,337	99.9	612,532	100.0
貸付金	—	—	—	—
そ の 他	1	0.0	6	0.0
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	600,944	100.0	612,675	100.0

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
	金額	金額
利息配当金等収入	9,504	21,834
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	4,141	86,884
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
そ の 他 の 収 益	—	—
有価証券売却損	538	530
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	44,217	1,993
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
そ の 他 の 費 用	—	—
収 支 差 額	△ 31,109	106,195

(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	600,337	△ 40,075	612,532	84,891

② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③ 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

個人変額年金保険

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	268,110	1,557,442	248,894	1,551,406

(2) 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	6,235	0.4	7,862	0.5
有 価 証 券	1,416,755	99.5	1,438,926	99.4
公 社 債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	1,416,755	99.5	1,438,926	99.4
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	345	0.0	598	0.0
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	1,423,336	100.0	1,447,387	100.0

(3) 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
	金額	金額
利息配当金等収入	61,001	60,943
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	41	146,139
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	76	103
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	87,314	1,410
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	△ 26,347	205,569

(4) 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2019 年度末		2020 年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	1,416,755	△ 87,273	1,438,926	144,729

② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③ 個人変額年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

IX VIII

特別勘定に関する指標等
保険会社及びその子会社等の状況

お客さまにご留意いただきたい事項

2007年9月30日施行の「金融商品取引法」では、投資性金融商品をご利用になるお客さまを保護することが規定されています。この金融商品取引法は一部の保険商品にも準用され、これを「特定保険契約」といいます。

当社にて販売している商品はすべて特定保険契約に該当します。商品ごとにお客さまの判断に影響を及ぼす重要な事項がありますので、詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」や「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。

また、この特定保険契約には、変額（個人年金）保険、外貨建（個人年金）保険、及び市場価格調整（マーケット・バリュー・アジャストメント（MVA））機能を有する保険（解約払戻金が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により影響を受ける保険）があり、それぞれ、「損失を生じさせるリスク」及び「費用の負担」がありますので、次の点についてご確認ください。

変額（個人年金）保険での主なリスクについて

■市場リスクの影響を受けます。

変額（個人年金）保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が、払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

外貨建（個人年金）保険での主なリスクについて

■為替リスクの影響を受けます。

外貨建（個人年金）保険は、為替相場の変動による影響を受けます。

したがって、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等、為替相場の変動により保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時に払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

市場価格調整機能を有する保険での主なリスクについて

■市場リスクの影響を受けます。

市場価格調整機能を有する保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。

したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

費用の負担について

■商品ごとに、次の費用をご契約者にご負担いただきます。

●変額個人年金保険（目標設定型）

●目標設定特別付変額個人年金保険（10）

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
積 立 期 間 中	保険関係費として、積立金額に対して年率2.58%の1 / 365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1875%程度（消費税込）の1 / 365を乗じた金額を毎日控除します。
年金支払期間中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金も含む）
目標達成・解約・一部解約時	契約日から目標達成した日までの年数、または契約日から解約日もしくは一部解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除率（8%～0.8%）を解約控除対象額（目標達成・解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を積立金額から控除します。

（注）目標達成後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

●円建年金移行特約付通貨選択型定額部分付変額個人年金保険

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。	
積立期間中	定額部分	保険関係費：定額部分に適用される積立利率は、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日及び契約通貨ならびに積立期間によって異なります。
	変額部分	保険関係費：積立金額に対して年率1.85%の1 / 12を乗じた金額を特別勘定繰入日の月単位の応当日末に控除します。 資産運用関係費：特別勘定の資産残高に対して年率0.22%程度（消費税込）の1 / 365を乗じた金額を毎日控除します。
年金支払期間中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金も含む）	
解約・円建年金への移行時	契約日から解約日または円建年金への移行日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて基本保険金額に解約控除率（10%～1%）を乗じた金額（解約控除額）が市場調整価格及び積立金額の合計額から差引かれます。なお、円建年金への移行後に解約する場合、繰下げ後に解約する場合は解約控除の適用はありません。	

●通貨選択型定額個人年金保険（受取重視型）

ご 契 約 時	契約初期費用として、一時払保険料に対して契約通貨が外貨の場合は5%、円の場合は3%を控除します。	
積立利率が適用される期間中	据置期間	据置期間中、積立金額が基本保険金額を下回っている間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別及び経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。
	年金支払期間 ^{※2}	
年金支払期間中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金も含む）	
解 約 時	解約時にご負担いただく費用はありません。	

※1 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※2 選択された年金種類によっては、死亡一時金を支払うための費用を死亡時保証期間中に責任準備金から控除します。なお、この費用は、被保険者の年齢、性別及び経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●通貨選択型定額個人年金保険（コース選択型）

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。 ^{※1}
積 立 期 間 中 ^{※2}	積立期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費 ^{※3} をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約通貨及び積立期間によって異なります。
年 金 支 払 期 間 中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金も含む）
解 約 時	契約通貨・積立期間及び契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率（最大10%～0.8%）を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

※1 一部のコースにつきましては、契約初期費用として一時払保険料に対して最大5%を控除します。

※2 一部のコースにつきましては、通貨選択型定額個人年金保険（受取重視型）の積立利率が適用される期間中の費用と同様となります。

※3 保険関係費とは、死亡保障、保険契約の締結・維持及び運用債券の債務不履行に備えるために必要な費用です。定期支払特約を付加した契約において適用する積立利率は、この特約を適用しないときの積立利率から、定期支払金を支払うために必要な費用を差引いた利率となります。

（注）円建年金への移行が行われる場合の解約払戻金額の計算の際、解約控除が適用されます。ただし、円建年金への移行日以後、年金支払開始日前に解約した場合、解約控除の適用はありません。

●通貨選択型定額個人年金保険（指数連動型）

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
据 置 期 間 中	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間に適用される積立利率は、契約通貨に応じた指標金利の-1.0%～+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費[※]をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨によって異なります。 参照指数の計算にあたり、戦略控除率（指数値に対し年率1.0%）および複製コスト（投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。
年 金 支 払 期 間 中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金も含む）
解 約 時	解約時にご負担いただく費用はありません。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

●変額終身保険（一般勘定移行型）

ご 契 約 時	契約初期費用として、一時払保険料に対して5%を特別勘定への繰入前に控除します。
特 別 勘 定 で の 運 用 期 間 中	保険関係費として、積立金額に対して契約年齢が15～50歳の場合は年率2.37%、契約年齢が51～60歳の場合は年率2.41%、契約年齢が61～70歳の場合は年率2.50%、契約年齢が71～80歳の場合は年率2.79%の1/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1875%程度（消費税込）の1/365を乗じた金額を毎日控除します。
一 般 勘 定 で の 運 用 期 間 中（移 行 日 以 後）	移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用及び保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢及び性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

（注）遺族年金支払特約及び年金移行特約による年金の支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

●外貨建変額終身保険（一般勘定移行型）

ご契約時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
特別勘定での運用期間中	保険関係費として、積立金額に対して契約通貨・性別・契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）等に応じて最大年率3.23%の1 / 12 を乗じた金額を毎月控除します。また、資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して最大年率0.22%程度（消費税込）の1 / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
一般勘定での運用期間中（移行日以後）	移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用及び保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢及び性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。
目標達成・解約・一部解約時	契約日から目標達成した日までの年数、または契約日から解約日もしくは一部解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除率（10%～1%）を解約控除対象額（目標達成・解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を積立金額から控除します。

- (注) 1. 遺族年金支払特約及び年金移行特約による年金の支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。
2. 円建終身保障への移行日以後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

●外貨建定額終身保険（円建終身移行特約付）

ご契約時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
保険期間中	保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費*をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日及び更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。
解約時	契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除率（5%～0.5%）を基本保険金額に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

- *保険関係費とは、死亡保障、保険契約の締結・維持、積立利率の保証及び運用債券の債務不履行に備えるために必要な費用です。
(注) 1. 遺族年金支払特約及び年金移行特約による年金の支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。
2. 円建終身への移行が行われる場合の解約払戻金額の計算の際、解約控除が適用されます。ただし、円建終身への移行日以後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

●外貨建定額終身保険（コース選択型）

ご契約時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
積立利率適用期間中	保険期間中に適用される予定利率適用期間ごとの予定利率は、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費*をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この予定利率は、予定利率適用期間によって異なります。
定期支払コースにおける死亡保障充実開始日以後にご負担いただく費用	死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、死亡保障充実開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご契約時には定まっていません。
解約時	契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除率（5%～0.5%）を基本保険金額に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

- *保険関係費とは、死亡保障、保険契約の締結・維持、積立利率の保証及び運用債券の債務不履行に備えるために必要な費用です。また、定期支払特約を付加した場合は定期支払金を支払うための保険関係費率が含まれます。
(注) 1. 遺族年金支払特約及び年金移行特約による年金の支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。
2. 円建終身保障への移行が行われる場合の解約払戻金額の計算の際、解約控除が適用されます。ただし、円建終身保障への移行日以後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

●外貨建定額終身保険（定期支払特約付）

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
保 険 期 間 中	死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で当社が定める利率から、保険関係費*をあらかじめ差引いた利率です。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日及び更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。 死亡保障充実特約における保険金額の算出に適用する予定利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で当社が定める利率となります。
解 約 時	契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除率（5%～0.5%）を契約日の基本保険金額に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

※保険関係費とは、死亡保障、保険契約の締結・維持、積立利率の保証、運用債券の債務不履行への備え及び定期支払金を支払うために必要な費用です。

（注）遺族年金支払特約による年金の支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

●通貨選択型特別終身保険

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
保 険 期 間 中	第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用 ・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下1.0%の範囲で当社が定める利率から、保険関係費*を差引いた利率です。 （1）積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利 （2）生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切捨てます。）および契約通貨に応じた指標金利 なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。 ・第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。 第3保険期間中にご負担いただく費用 ・第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。
解 約 時	契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除率（6.5%～0.1%）を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

（注）遺族年金支払特約による年金の支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

●通貨選択型逦増終身保険

ご 契 約 時	ご契約時にご負担いただく費用はありません。
保 険 期 間 中	・保険期間中に適用される積立利率は、契約通貨および積立利率適用期間に応じて、指標金利の-1.0%～+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費*をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、更改日、契約通貨、積立利率適用期間によって異なります。 ・積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。
初期死亡円保証特約を付加した場合	保証期間中、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。
解約・円建終身保障・介護年金への移行時	契約日から解約日（年金等へ移行する日）までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率（6%～0.3%）を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。なお、円建終身保障への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。

※保険関係費とは、死亡保障、保険契約の締結・維持及び債務不履行に備えるために必要な費用です。

（注）遺族年金支払特約、介護年金移行特約及び年金移行特約による年金支払期間中は、年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

●通貨選択型個人年金保険（積立利率変動型）

保険料払込期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。 ・ 保険料払込期間中に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、保険料払込期間に応じた年数および契約通貨に応じた指標金利の-1.0%～+1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費*を差引いた利率です。なお、基準利率は0.01%を下回ることはありません。 ・ 契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。 <p>(注) これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。</p>
年金支払期間中	年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。(遺族年金支払特約による年金も含む)
解 約 時	解約時にご負担いただく費用はありません。

※保険関係費とは、死亡保障、保険契約の締結・維持及び債務不履行に備えるために必要な費用です。

●外貨建商品共通（外貨で契約を締結することで生じる費用）

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合がありますが、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 円入金特約により、円で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レートは、仲値（TTM）に対して50 銭を加えたレートとなります。
- ・ 外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは、（契約通貨のTTM+25 銭）÷（払込通貨のTTM-25 銭）となります。
- ・ 円で保険金・年金等を受取る場合、または円建終身（円建終身保障）や円建年金に移行する場合等に適用するレートは、仲値（TTM）に対して50銭を差引いたレートとなります。

<費用の負担における留意点>

資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。

この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。

したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

ご注意いただきたい事項

●変額個人年金保険（目標設定型）

この商品の最低年金原資の保証は、積立期間満了をもって保証されるため、積立期間中に解約した場合及び定額（円建）年金に移行した場合にはありません。

●変額終身保険（一般勘定移行型）

この商品の保険関係費は、契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

●外貨建変額終身保険（一般勘定移行型）

この商品の通貨選択一般勘定移行型変額終身保険における保険関係費は、選択するコース・移行日までの期間・契約通貨・性別・契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

●通貨選択型定額個人年金保険（受取重視型）

この商品は、据置期間中の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、年金額を大きくするしくみのため、死亡保険金や解約払戻金が契約通貨建で一時払保険料を上回ることはありません。また、年金種類によっては、既払年金累計額またはその累計額と死亡一時金額との合計が一時払保険料を下回る場合があります。

●通貨選択型定額個人年金保険（指数連動型）

この商品の死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率（70%または90%）を乗じた額となるため、一時払保険料を下回ります。

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。

生命保険契約者保護機構の概要

保護機構は、保険業法に基づいて1998年12月1日に設立、事業開始した法人です。

生命保険会社の保険契約者のための相互援助制度として、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助や、「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、あるいは保護機構自身が保険契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることとしています。

また、生命保険会社の更生手続きにおいては、原則、保険契約者に代わって更生手続きに関する一切の行為を行うこととしています。

補償について

保護機構の補償対象となる保険契約は、運用実績連動型保険契約^{*1}の特定特別勘定に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{*2}を除き、破綻時点の責任準備金（将来の保険金等の支払いに備え積み立てられている準備金）等の90%となります。

保険金・年金等の90%が補償されるものではなく、また、個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

なお、保険契約の移転等の際には、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

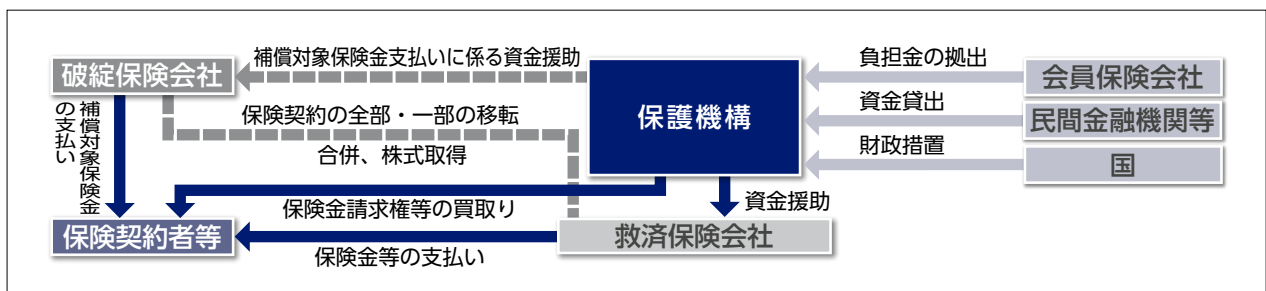
※1 運用実績連動型保険契約とは、特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等のすべてについて最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）の付されていない保険契約を指します。当社が販売している商品で現在これに該当するものはありません。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（金融庁長官及び財務大臣が定める率）を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻保険会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

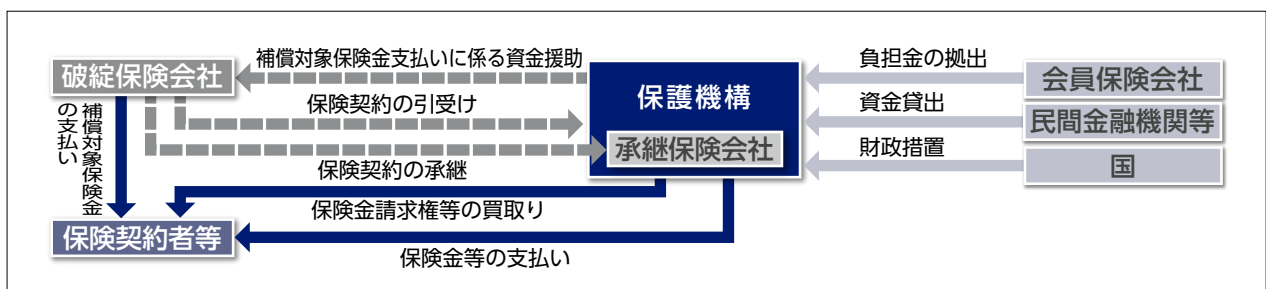
高予定利率契約の補償率 = 90% - { (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }

■生命保険契約者保護機構の仕組み（概要図）

●救済会社が現れた場合



●救済会社が現れない場合



より詳しい内容につきましては保護機構のホームページをご利用ください。 <https://www.seihohogo.jp/>

ご契約後のお客さまサポート

郵送等による情報提供・サービス

■ 『ご契約状況のお知らせ』のご案内

ご契約内容や当社の決算状況等について定期的にお知らせします。
(変額商品は3か月に1度、定額商品は1年に1度、ご案内します。)

電話による情報提供・サービス

お客さま
サービスセンター

ハイ パートナー
0120-81-8107 (携帯電話からもご利用になれます。)

受付時間：月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00 (年末年始、祝日を除きます。)

お客さまからの各種お問い合わせ・ご相談を承っています。
契約者（年金受取人）ご本人さまからお問い合わせいただきますようお願いいたします。

- ご契約内容の確認
- 各種お手続き方法の確認
- 各種ご請求書の送付依頼 等

インターネットによる情報提供・サービス

インターネット
サービス

三井住友海上プライマリー生命 オフィシャルサイト

<https://www.ms-primary.com>

■ ご契約者さま専用インターネットサービス

ご契約者さま向けに専用のサービスを行っています。
※ご利用には、当社オフィシャルサイトにおいて、事前のお申込みが必要となります。

- ご契約内容の確認
- 積立金移転に関するお手続き
- 住所変更に関するお手続き
- 生命保険料控除証明書の再発行に関するお手続き 等

■ オフィシャルサイト

オフィシャルサイトでは、商品情報やご契約後のお手続き方法などを掲載しています。

- 当社保険商品のご案内
- ご契約後のお手続きガイドブック
- ご契約者さま専用インターネットサービス体験版
- 特別勘定のユニットプライス
- 予定利率・積立利率、為替レート 等



www.ms-primary.com

三井住友海上プライマリ生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL : 03-3279-9000(代表) <https://www.ms-primary.com>

UD
FONT

